

宇都宮市地域防災計画 (素案)

【 震 災 対 策 編 】

令和 7 年 3 月

宇都宮市防災会議

目次

震 災 対 策 編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	都市・インフラの防災対策の推進	1
第 1	地域指定による規制・誘導等	1
第 2	面的整備事業等による安全な市街地の整備	2
第 3	都市公園の整備，緑地の保全	3
第 4	道路・橋りょう等の整備	3
第 5	ライフライン施設の防災性の強化	4
第 6	廃棄物処理施設の防災性の強化	9
第 2 節	防災知識の普及	10
第 1	職員に対する防災教育	10
第 2	市民に対する防災知識の普及	10
第 3	児童生徒に対する防災教育	12
第 4	事業所に対する周知啓発	12
第 5	防災上重要な施設の管理者に対する防災教育	13
第 6	防災意識調査	13
第 7	防災に関する調査研究	13
第 8	教訓の伝承	13
第 3 節	防災訓練の実施	14
第 1	市及び防災関係機関の訓練	14
第 2	市民，事業所等の訓練	14
第 3	児童生徒等の防災訓練	14
第 4 節	地域防災の充実	16
第 1	地域における自主防災組織の育成・強化	16
第 2	少年消防クラブ・女性（婦人）防火クラブの育成・強化	17
第 3	事業所における自主防災組織の育成・強化	18
第 4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	19
第 5 節	防災体制の確立	20
第 1	業務継続体制の確保	20
第 2	防災関係機関との連携	20
第 3	他都市との連携	20
第 4	他消防機関との連携	21
第 5	民間事業者等との連携	21

第6節	情報・通信システムの整備	22
第1	情報・通信体制の整備	22
第2	通信施設の防災対策の実施	24
第3	情報・通信システムの整備促進	24
第7節	火災予防の推進	25
第1	出火の防止	25
第2	消防水利・危険箇所等の把握	27
第3	消防力の強化	28
第4	建築物の耐火性の向上	29
第8節	危険物施設等における災害予防対策の推進	30
第1	危険物施設の安全対策	30
第2	火薬類施設の安全対策	31
第3	高圧ガス施設の安全対策	32
第4	L P ガス施設の安全対策	32
第5	毒物・劇物等保有施設の安全対策	33
第6	放射性物質の安全対策	33
第9節	土砂災害予防対策の促進	34
第1	急傾斜地災害対策	34
第2	山地災害対策	34
第10節	飲料水・食料等の確保	36
第1	飲料水等の確保	36
第2	食料・生活必需品の確保	37
第3	市民等に対する指導	39
第11節	防災拠点・避難場所等の整備	40
第1	防災活動拠点の整備	40
第2	避難場所等の指定・整備	42
第3	避難所の管理・運営体制の整備	44
第12節	緊急輸送体制の整備	45
第1	緊急輸送ネットワークの整備	45
第2	緊急輸送車両の確保	46
第13節	医療体制の整備	47
第1	初期医療体制の整備	47
第2	後方医療体制の整備	48
第3	医薬品等の確保	48
第14節	要配慮者支援体制の整備	50
第1	地域における要配慮者安全対策	50
第2	社会福祉施設・医療機関等の安全対策	53
第3	災害時のケア体制の整備	54
第15節	ボランティア活動への支援	55
第1	ボランティア団体等との連絡窓口の設置	55
第2	人材育成及び災害時の活動支援システムの構築	55

第16節	廃棄物処理体制の整備	56
第1	災害廃棄物等処理体制の整備	56
第2	市民への意識啓発	57
第3	し尿処理対策の検討	57
第17節	建築物等の災害予防対策の実施	58
第1	建築物等の災害予防	58
第2	ブロック塀、落下物等の防災対策	59
第3	文化財等の保護	60

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の設置	61
第1	災害対策本部等の設置・廃止	61
第2	災害対策本部の組織、事務分掌	64
第3	防災会議との連携協力	75
第4	業務の継続	75
第2節	職員の動員配備	76
第1	動員基準	76
第2	動員方法	77
第3	動員時の留意事項	79
第3節	災害情報の収集・伝達	80
第1	24時間情報収集体制	80
第2	情報の受伝達体制	80
第3	災害情報等の収集・報告	82
第4	県・国への報告	85
第4節	応急避難対策の実施	88
第1	避難指示等の発令	88
第2	避難方法・避難誘導	91
第3	避難所の開設	91
第4	地域による避難者の受入れ	93
第5	避難所の管理運営	94
第6	避難所以外への避難者に対する支援	99
第7	帰宅困難者対策	99
第8	県外からの避難者対策	100
第9	広域一時滞在対策	101
第10	避難所の閉鎖	103
第5節	警戒区域の設定	104
第1	実施者	104
第2	設定に伴う措置	104

第3	警戒区域の内容	104
第6節	応援の要請	105
第1	地方公共団体等との相互応援	106
第2	自衛隊への応援要請	108
第3	その他民間団体に対する応援要請	110
第4	被災地への支援	110
第7節	消防活動の実施	112
第1	応急活動体制の確立	112
第2	情報通信	115
第3	火災防ぎょ活動	115
第4	救助・救急活動	117
第5	危険物施設等の対策	118
第6	応援要請体制	119
第8節	広報広聴の実施	121
第1	広報体制	121
第2	広報内容	121
第3	広報方法	122
第4	報道機関への発表，協力要請	124
第5	パニック防止対策	124
第6	相談所の設置	125
第9節	緊急輸送活動の実施	126
第1	陸上輸送体制の整備	126
第2	緊急輸送車両の確保	128
第3	ヘリコプターの活用	130
第10節	障害物の除去	131
第1	道路障害物の除去	131
第2	住宅関係障害物の除去	132
第11節	飲料水の供給	134
第1	実施体制	134
第2	給水の方法	135
第12節	食料・生活必需品の供給	137
第1	食料の供給	137
第2	生活必需品の供給	139
第3	食料・生活必需品等の受入及び配分等	140
第13節	医療・助産活動の実施	142
第1	医療・救護活動	142
第2	医療ボランティアの活用	146
第3	助産活動	146
第14節	要配慮者対策の実施	148
第1	要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握	148
第2	要配慮者支援策の実施	148

第15節	災害ボランティアの活動への支援	150
第1	災害ボランティアセンターの設置	150
第2	ボランティアの受入	150
第3	ボランティア活動の支援	151
第16節	防疫・保健衛生活動の実施	152
第1	防疫活動	152
第2	保健衛生活動	153
第3	動物の保護管理対策	154
第4	家畜伝染性疾病対策	155
第17節	廃棄物処理の実施	156
第1	廃棄物処理の実施体制	156
第2	日常ごみの処理	156
第3	災害廃棄物の処理	157
第4	し尿の処理	158
第5	死亡獣畜の処理	158
第18節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	160
第1	行方不明者の捜索	160
第2	遺体の処理・埋葬	161
第19節	災害警備の実施	163
第1	警備体制の確立	163
第2	警備活動	163
第3	自主防犯組織等への支援	163
第20節	文教対策の実施	164
第1	児童生徒の安全対策	164
第2	学校施設の応急復旧措置	165
第3	学校教育の再開	166
第4	学用品の調達・支給	167
第5	その他文教施設対策	168
第6	文化財の保護	168
第21節	住宅応急対策の実施	169
第1	応急仮設住宅の供与	169
第2	空家住宅の確保	171
第3	被災住宅の応急修理	171
第4	建築物の応急危険度判定の実施	172
第22節	二次災害対策の実施	174
第1	土砂災害等対策	174
第2	危険物施設等災害応急対策	175
第23節	ライフライン等の応急復旧対策の実施	179
第1	水道施設	179
第2	下水道施設	180
第3	電力施設	181

第4	ガス施設	181
第5	電話施設	182
第6	交通施設（鉄道、バス）	182
第24節	市管理施設の応急対策の実施	184
第1	公共施設の応急対策	184
第2	交通施設（道路・橋りょう）の応急対策	185
第25節	義援金品の受入・配分	186
第1	義援金品の募集	186
第2	義援物資の受入・配分	186
第3	義援金の受入・配分	187
第4	広報	187
第26節	災害救助法の適用	188
第1	適用基準	188
第2	被災世帯の算定基準	188
第3	災害救助法の適用要請	190
第4	救助の実施	190

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧・復興	192
第1	災害復旧事業の実施体制	192
第2	災害復旧事業計画の策定	192
第3	復旧・復興の推進	193
第2節	激甚災害の指定	195
第1	方針	195
第2	激甚災害の指定手続き	195
第3	激甚災害に係る特別財政援助	196
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助の確保	198
第1	法律等により一部負担又は補助を受ける事業	198
第4節	民生安定化のための緊急措置	200
第1	生活相談の実施	200
第2	り災証明書等の発行	200
第3	災害弔慰金等の支給	201
第4	被災者生活再建支援制度	202
第5	災害援護資金等の貸付	203
第6	住宅確保の支援	203
第7	被災中小企業等の復旧支援	203
第8	市税等の徴収猶予及び減免	203

第 1 章 災害予防計画

第1節 都市・インフラの防災対策の推進

木造住宅密集地や都市基盤の未整備地域など、都市構造上地震の被害が予想される地域や新たな宅地等の開発計画地域については、各種都市整備手法による開発指導を行うとともに、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、道路・公園等の整備を図り、地域の危険性の低減に努める。

- 第1 地域指定による規制・誘導等
- 第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備
- 第3 都市公園の整備、緑地の保全
- 第4 道路・橋りょう等の整備
- 第5 ライフライン施設の防災性の強化
- 第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

第1 地域指定による規制・誘導等

都市整備部（都市計画課）

都市計画法や宅地造成等規制法の地域指定による建築行為の規制・誘導、また、宅地開発指導要綱等に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地の形成に努める。

1 用途地域等の指定

都市計画区域内の土地について、無計画な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めるとともに、用途地域を指定し、建築物の用途、建ぺい率・容積率等の規制を行っている。

今後は「都市計画マスタープラン」等に基づく計画的市街地の形成が図れるよう、区域区分や適宜用途地域等の見直しを図るほか、建築・開発行為について指導を徹底し、秩序ある市街地の形成に努める。

[資料震予1－1 用途地域指定状況]

2 防火地域・準防火地域の指定

都市計画区域内において密集市街化された地域を防火地域に、将来密集化する見込みのある地域を準防火地域に指定している。

今後、市街地の密集化の状況等を考慮し、地域指定の拡大を図るなど、必要に応じて地域指定の見直しに努める。

[資料震予1－2 防火地域・準防火地域指定状況]

3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅造規制等

土地の用途(宅地、農地、森林等)に関わらず危険な盛土等(盛土、切土、土石の堆積)を包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、令和6年10月2日から市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定している。

同法及び都市計画法による開発許可制度や本市土砂条例等により、盛土等に伴うがけ崩れや災害を防止し、建築物等の被災を予防するため、造成計画、構造、施工等について指導を進める。

また、不法盛土等の災害危険箇所については、定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者、借地権者に対し、その防護について積極的に指導助言し、安全管理を徹底するよう努める。

4 宅地開発指導

一定規模以上の開発事業について、「宅地開発指導要綱」及び「開発行為等審査基準」を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。

開発事業に際しては、同要綱等に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等を発生させないように、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時中断及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。

5 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事の実施、及び変動予測調査の実施

市は市内84箇所ある大規模盛土造成地のうち、大地震時に滑動崩落のおそれがあると判断された3箇所については、令和5年度より滑動崩落防止工事を実施している（令和7年度までに3地区の工事が完了予定）。

その他81箇所の大規模盛土造成地については、毎年、変動予測調査（モニタリング調査）を実施し、滑動崩落のおそれがないか継続調査をしていく。

第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備

都市整備部（都市計画課，市街地整備課，東部区画整理事業課，西部・北部区画整理事業課）

「宇都宮市国土強靱化地域計画」や「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画に基づき、木造家屋が密集している既成市街地や、道路等の公共施設が未整備のまま市街地化が見込まれる地域において、市街地再開発事業，土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震不燃化や道路，公園，下水道などの総合的整備を面的に展開し，都市の防災化を図る。

1 市街地再開発事業の推進

建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において，都市再開発事業により，土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り，都市機能の更新・強化を進めている。

今後とも，事業を推進し，安全で住み良い市街地の形成に努める。

[資料震予1－3 市街地再開発事業一覧]

2 土地区画整理事業の推進

公共団体及び組合施行による土地区画整理事業により，道路，公園，下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めている。

今後とも，事業を推進し，また，都市基盤の未整備の地区について，事業化を計画

的に進めていく。

[資料震予1-4 土地区画整理事業一覧]

3 NCC形成に向けた都市拠点や地域拠点等における防災・減災対策の推進

NCCの各拠点等における防災性や安全性の向上により、居住や都市機能の誘導を促進するため、「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」に基づき、各種の災害リスク（水災害、土砂災害、大地震（大規模盛土造成地））を踏まえた防災・減災対策に取り組んでいる。

[資料震予1-5 都市拠点及び地域拠点の配置]

第3 都市公園の整備，緑地の保全

都市整備部（景観みどり課，公園管理課）

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供する等、良好な都市環境を形成する上で、重要な役割を果たすと同時に、地震災害等に際し、延焼防止空間あるいは避難場所として防災上重要な役割を担っている。

地震に強い都市を支える基幹的な防災空間として、都市公園の整備・緑地の保全を図る。

1 都市公園の整備

都市公園の新設，既設公園の拡充及び再整備を今後とも推進し，また，震災時等の防災拠点空間として活用できるよう整備する。

[資料震予1-6 都市公園整備状況]

2 緑地の保全

市内の貴重な自然資源である緑地，樹林地等において，環境・景観・防災上，必要性の高いものについて，保全の推進を図る。

第4 道路・橋りょう等の整備

建設部（技術監理課，道路管理課，道路建設課，道路保全課，河川課），

都市整備部（都市計画課）

道路・橋りょうは、人や物資の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を担っている。

「宇都宮市長寿命化修繕計画」などの関連計画に基づき、適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に構成するとともに、橋りょう等の耐震性を強化し、地震に強い都市の基盤形成を図る。

1 道路の整備

本市を中心とする宇都宮都市圏の「都市交通マスタープラン」等に基づき、宇都宮市を核に、環状線及び放射線状による体系的な都市圏道路網の形成を目指している。

災害時において防災空間、緊急輸送路等として重要な役割を担うこれら幹線道路に

ついて、国や県との調整を図りながら、次のような道路整備に努める。

- (1) 耐震性に配慮する。
- (2) 幅員4m未満の狭あい道路については、震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあることから、拡幅整備を促進する。
- (3) 地震時における道路機能を確保するため、山間地や斜面等で法面崩落等の危険箇所の点検を実施していく。
- (4) 主要幹線道路（国道・県道・中央線のある2車線以上の市道）、各防災拠点施設及び各避難所へ通じる市道等を「避難路」とし、適切な整備に努める。

2 橋りょうの整備

地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋りょうについては、落橋により大きな被害が想定されるものについて、計画的に耐震化を図る。特に震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋りょうについては、国、県との連携のもとに、緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋りょうの新設や架け替えにあたっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

3 河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、管理施設について、耐震診断や地震により破壊を受けた場合の影響等の調査、耐震化工事について、検討する。

第5 ライフライン施設の防災性の強化

上下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株) 上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これら施設が地震による被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となる。

これらライフライン施設については、次のような耐震化、応急復旧体制の整備推進を図り、震災時の被害の軽減や被災時の早期復旧に備えた防災性の強化に努める。

1 上水道施設の防災性の強化

上下水道局

上下水道局は、震災時における水道施設の被害箇所をできるだけ少なくして、断水区域を最小限に止め、断水時間を短縮するために、次に基づく水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備を進める。

(1) 書類の整備

施設の設計や設備等に関する図面等を整備し、万全な保管を行う。

(2) 防災体制の編成

的確かつ迅速な応急復旧体制を講じるために、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

(3) 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「水道施設設計指針・解説」「水道施設耐震工法指針・解説」に基づく耐震設計を施すとともに、新たな耐震資器材、耐震工法等の積極的導入を図る。また、既存施設についても同指針・解説に基づき必要に応じて補修、補強等を実施する。

(4) 導水施設の補強

原水の取水不能は、浄水及び配水に大きな支障を及ぼすことから、原水取水の安定性の向上を図るため、導水管路の古い施設については、更新や耐震性強化を図る。

(5) 送・配水施設の補強

送・配水管路の中には、材質や継手など耐震性が低いものがある。このため、できる限り被害の軽減を図ることを目的とし、これらの管を耐震性の高い管に取り替える。あわせて、浄・配水場間の水運用を可能とする幹線の整備を図る。

(6) 貯留水の確保

配水の安定性や、事故、災害時の安全度の向上策として、配水池容量の増加や独立した配水機能を発揮できる配水ブロック化の推進を図る。

また、震災時の飲料水を確保するため応急給水の専用施設として震災対策用貯水池の整備など応急給水拠点施設の整備により最低限の飲料水を確保する。

さらに、水道事業者間の緊急時連絡体制を整備し、被災時の応援体制の強化を図る。

(7) 給水装置の改善

給水管は、破損等の被害が多数発生することが予想されるため、配水管布設工事等にあわせて、耐震性の高いポリエチレン管やステンレス管に取り替える。

(8) 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬品注入設備、燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

(9) 維持管理の徹底

平常時より、施設の維持管理の徹底に努め、点検等により危険箇所の早期発見を図り、改善を施す。

(10) 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

2 下水道施設の防災性の強化

上下水道局

下水道施設は、雨水や汚水の適切な排水を担い、都市の良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。

上下水道局では、次の措置により下水道施設の耐震化・維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。

(1) 施設の管理図書の整備

被災調査及び復旧工法にあたっては、当該施設の設計図書及び管理図書の整備が有効であるため、あらかじめ図書の整備を図る。また、バックアップを設け安全度の向上を図る。

(2) 防災組織体制の編成

災害時に、直ちに復旧できるよう、所要の組織単位ごとに組織体制を整備する。

(3) 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」,「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づく耐震設計を施すとともに、新たな耐震資器材、耐震工法等の積極的導入を図る。

また、既設の施設についても同指針と解説に基づき、必要に応じて補修、補強等を実施する。

(4) 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を推進するための行動手順と、計画立案のマニュアルを策定する。

(5) 施設の点検、整備（維持管理の徹底）

施設の各種被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うために、施設の現状の把握、耐震性等の検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

(6) 下水道施設の系統化・ネットワーク化

重要幹線や下水処理場内の主要水路・管きょ等が破断した場合、システム全体が長期にわたり機能停止に陥る。これを避けるため、重要幹線の二重化や処理場内水路等の複数系統化の推進について検討する。

また、下水道施設が損傷した場合にその機能が代替できるよう、管きょ、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

(7) 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消化ガスタンク設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

3 電力施設の防災性の強化

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッドでは、震災時の電力供給を確保するため、耐震設計基準に基づく施設整備を図るとともに、電力供給の多系統化による非常時の供給確保、災害に備えた人材、復旧用資器材等の調達体制を整備する。

(1) 電力施設の整備

電力施設については、別に定める設計基準により、耐震化を図る。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、常時、東北電力と連系され、さらに緊急時には他電力などの応援を受け、供給の安定化を図る。

停電時には、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となり、停電の防止や停電範囲の局限化・短時間化に努めるとともに、電源車を配備する。

(3) 要員、資機材の確保対策

ア 非常災害対策本（支）部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路、交通途絶時に出勤すべき最寄事業所を定める。

イ 復旧作業等において応援を要する請負会社等との連絡体制を確立する。

ウ 復旧作業等に必要な資機材について、災害時における調達方法の整備に努め、

また、非常用食料、飲料水等について必要量を備蓄，確保する。

(4) 防災訓練の実施

震災時の円滑な対応を図るため，次の内容を主とする非常災害対策訓練を年1回，全店的に実施する。

- (訓練項目)
1. 情報連絡訓練
 2. 本・支部運営訓練
 3. 復旧訓練（復旧対策の机上計画，復旧作業訓練等）
 4. 災害対策用資機材の整備点検を主とする演習

4 都市ガス施設の防災性の強化

東京ガス(株)

都市ガスの導管は，「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等にもとづいた設計，材料・工法を採用し，阪神・淡路大震災クラスの地震への耐震性を有している。

また，独自で供給区域各所に地震計を設置し，ガスメーターには感震遮断機能を設け，万一の際にはガスの供給を停止し，二次災害を防止する対策を実施している。

さらに，地震後の供給再開を迅速に行うため全国のガス事業者との協力体制を構築，万が一の場合には速やかに救援を受け入れるための備えも行っている。

(1) 予防対策

ガス導管は大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」・「ポリエチレン管」を採用し地震による導管への被害を最小限に抑制する。

(2) 緊急対策

- ① ガスメーターには震度5程度の揺れで作動する感震装置が組み込まれており，ガスの供給を自動的に遮断する。
- ② 大規模な建物では，ガス管の建物貫通部付近に緊急遮断弁を設置，万が一の際は建物の管理室等から遠隔で遮断できるシステムが導入されている。
- ③ 供給区域内各所に独自の地震計を設置し，地震の強さ・建物被害状況により二次被害の発生が予想される地域については，遠隔操作で当該地域のガス供給を遮断する。

(3) 復旧活動への備え

- ① 二次災害防止のため供給停止した地区について，ガスの供給を再開するためには各種の安全確認に膨大な人力を要する。東京ガスでは全社的な復旧応援体制を構築，また全国のガス事業者間での相互応援体制も構築しており，迅速なガス供給再開を実現する。
- ② 供給再開までの間，災害拠点病院等の施設にガスの臨時供給が行えるよう，移動式ガス発生設備等の準備も進める。
- ③ 復旧活動においては，関係行政，警察，消防と連携を密に図った上，報道機関へ協力を依頼し，住民への的確な情報発信に努める。

(4) 体制の整備・強化

- ① 地震発生時の体制については，常に最新の体制を整備しておくとともに，社員・協力企業全員が各自の役割を認識，「明日来るかもしれない」という心構えを持ち，いざ本番に迅速かつ的確な対応ができるよう，教育・訓練を定期的に実

施する。

- ② 行政・地域の防災訓練に積極的に参加し、防災意識の高揚、県内ガス事業者との連携を強化するとともに、都市ガスの地震対策について地域住民への周知活動を行う。

5 電信電話施設の防災性の強化

東日本電信電話(株)

電信電話施設の損傷は、災害時の各種情報伝達、応急復旧活動、生活、経済活動等に多大な影響をもたらす。

東日本電信電話では、施設耐震化の強化を推進し、災害時の通信サービスの確保、早期復旧に努める。

(1) 局舎・局舎内施設の耐震対策

局舎は、耐震・耐火構造の設計を行うとともに、防火扉、防水堤等を設置し、各種災害に対しての施設維持に備える。

また、局舎内の通信施設は、耐震補強支持器具等による倒壊、損傷防止対策を行うとともに、非常用予備電源として、備蓄電池及び発電機を設置する。

(2) 災害対策用機器

通信の全面途絶地、避難場所等との通信を確保するため、通信衛星を利用した各種災害対策機器を配備する。このほか長時間停電時の通信電源を確保するため、移動電源車を配備するほか、局外通信施設の被災に備え、応急用ケーブルほか各種災害対策用機器を配備する。

(3) 大地震を想定した災害対策実施計画

大地震等による災害への対処策として次の予防策を推進する。

ア 電気通信施設の巡回点検、施設の被害予防体制を強化する。

(ア) 緊急時情報・連絡体制の強化、動員体制の確立

(イ) 関係設備の監視・点検整備の強化、弱体部の補強及び防護

(ウ) 応急復旧機器・資材等の把握及び事前措置

(エ) 工事中の施設の防護、二次災害防止策の実施等

イ 公共機関等重要通信を確保するため、回線複数化、回線の分散収用を推進する。

ウ 架空ケーブルの地中化を図り、耐震性を強化する。

エ 衛星移動通信システム（衛星電話端末）を配備し、災害時における通信サービスを確保する。

オ 「災害用伝言サービス」により、被災地への安否確認等の情報サービスを提供する。

カ 被災地において自治体等が中心となった情報収集、避難者への的確な情報提供を可能とするため、パソコンネットワークを活用した「被災地情報ネットワーク」の整備を図る。

キ 緊急事故対策及び地震などの非常時の緊急配置について、必要に応じ、防災訓練を実施する。

第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

環境部(廃棄物施設課)

廃棄物処理施設は、廃棄物の適切な処理を担い、都市の良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。

市では、次の措置により廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。

1 維持管理の徹底

平常時より、施設の維持管理に努め、点検等により危険箇所の早期発見を図り、改善を施す。

2 復旧体制の強化

- (1) 緊急時における職員等の連絡体制及び技術者等の応援を含めた応急復旧体制を強化する。
- (2) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

第2節 防災知識の普及

災害による被害を最小限に止めるためには、行政や関係機関による各種災害対策とともに、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という市民の心構えと行動が重要となる。市及び関係機関は、災害対策活動に備え職員の意識啓発を積極的に行うとともに、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める。

- 第1 職員に対する防災教育
- 第2 市民に対する防災知識の普及
- 第3 児童生徒に対する防災教育
- 第4 事業所に対する周知啓発
- 第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育
- 第6 防災意識調査
- 第7 防災に関する調査研究
- 第8 教訓の伝承

第1 職員に対する防災教育

行政経営部（危機管理課）、関係機関

市及び関係機関は、職員へ防災計画の十分な周知を図るとともに、地震時の適正な判断力を養成し、防災活動を的確に実行できるよう、職員に対する防災訓練の実施、防災講演会・研修会の開催を通じ、防災知識の普及に努める。また、職員用防災マニュアルとして、本計画に基づく各機関の防災体制と各自の任務分担、災害が発生した際の非常招集の方法、災害に関する基礎知識、その他防災対策上必要な事項を冊子にまとめる。

第2 市民に対する防災知識の普及

行政経営部（危機管理課）、関係各部（関係各課）

住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。

特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、「宇都宮市防災ハザードマップ」の活用促進に向け、継続的に周知する。

1 広報等による普及啓発活動

(1) 広報の方法

- ア 広報うつのみやの利用
- イ ポスター等の利用
- ウ 宇都宮市防災ハザードマップ等の配布
- エ ウェブサイトへの掲載その他情報通信の技術を利用する方法による情報発信
- オ 報道機関の活用

カ その他講習会，展示会，防災訓練等の利用

(2) 広報の内容

ア 本市の防災対策

イ 地震に対する知識と過去の災害事例

ウ 緊急地震速報の受信時の行動

エ 災害に対する日常の心得

- ・非常用備蓄
- ・生活再建に向けた保険加入等の自助対策

オ 災害発生時の心得

- ・避難情報の意味
- ・避難行動

※ 揺れが収まった後，自宅等で身の安全を確保することができる場合は，住民自らの判断により屋内で安全確保を行い，火災や落下物等で屋内等に留まることが危険だと判断した場合は，指定緊急避難場所や大きな公園，駐車場等の広い場所に退避する。自宅の被害が大きく，生活ができない場合は，親戚・知人宅や指定避難所等に避難する。

カ 帰宅困難者対策

2 防災週間等における行事の実施

防災週間や全国火災予防運動，防災とボランティア週間をはじめ，各種防災・安全週間等において，関係機関等と連携して様々な行事を実施し，防災意識の高揚と防災知識の普及に努める。

名 称	期 間
防災週間	8月30日～9月5日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
全国火災予防運動	春 3月1日～3月7日 秋 11月9日～11月15日
水防月間	5月1日～5月31日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
全国山火事予防運動	春の全国火災予防運動期間にあわせて実施

3 消防団員等による巡回指導

消防団員等による各家庭への巡回指導を促進し，家具の固定，避難口等の点検，避難場所の周知及び地震発生時の対応等の指導を行い，防災知識の普及に努める。

4 防災研修施設の活用

市民の自主防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的施設として県が整備した防災館を活用し，地震体験装置等の防災体験を通じて，防災知識の普及に努める。

第3 児童生徒に対する防災教育

教育委員会（学校健康課，学校教育課）

学校教育を通じて児童生徒に対する防災知識の理解促進に努めるとともに，**消防署と連携した**避難訓練等を通して，避難訓練等を通して学校，家庭等における正しい防災の備えについて修得できるよう指導する。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修に計画的に参加させるとともに，市教育委員会が作成した「防災教育の手引き」や指導広報「防火・防災計画の在り方」の活用等により，教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

各学校の実態や地域の特性等を十分踏まえて作成された学校安全計画に基づき，学校教育活動全体を通して防災教育を行うとともに，児童生徒の発達の段階に応じ，「自分の身は自分で守る（自助）」「お互いに助け合う（互助）」などの意識が根付くよう，指導の充実を図る。

防災教育の実施にあたっては，防災関係指導資料「防災教育の手引き」（H25.3 市教育委員会作成），「東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応」（H24.6 県教育委員会作成）等を活用し，過去の災害，防災体制の仕組みなどを理解させるとともに，児童・生徒の助け合いを組み込んだ訓練等，災害時の対応力を育むことに留意する。

第4 事業所に対する周知啓発

行政経営部（危機管理課）

災害発生時に公共交通機関の運行停止等に伴う帰宅困難者の発生を抑制することができるよう，平時より，事業者に対して，次のような災害発生時の帰宅困難者対策を講じるよう呼びかけを行う。

1 従業員の一齐帰宅の抑制

従業員の一齐帰宅による混乱を避けるため，従業員を一定期間，事業所内に留まらせる。（翌日帰宅，時差帰宅など）

2 施設の安全確保

従業員が施設内に留まることができる場所の確保と，日ごろから施設内の安全確保に努めるとともに，災害発生時の施設の安全点検手順等をあらかじめ策定しておく。

3 備蓄の確保

目安として3日分程度の水や食料，毛布など，従業員を留まらせるために必要な物資を備蓄する。

4 従業員との連絡手段の確保

災害発生時に従業員の安否を確認することができるよう、平時から従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族との連絡手段を確保しておくことを周知する。

第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

消防局，防災関係機関

市及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者及び職員に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

また、これらの施設については、特に地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できるよう、自主防災体制の強化を促進する。

第6 防災意識調査

行政経営部（危機管理課）

市民の地震についての知識と防災意識を把握するため、必要により世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして本計画の見直しや市民の防災意識の啓発に努める。

第7 防災に関する調査研究

関係各部（関係各課），関係機関

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第8 教訓の伝承

行政経営部（危機管理課）

市や市民は、東日本大震災など災害の経験、教訓等を大人から子どもに語り継ぐ機会を設けるなど、これらが風化することなく後世に継承されるよう努める。

第3節 防災訓練の実施

自主防災組織，事業所，防災関係機関が個別に，また，それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し，災害発生時の対応能力の向上を図るとともに，各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう，市は，総合防災訓練の実施に努める。

第1 市及び防災関係機関の訓練

第2 市民，事業所等の訓練

第3 児童生徒等の防災訓練

第1 市及び防災関係機関の訓練

行政経営部（危機管理課），消防局，関係各部（関係各課），関係機関

東日本大震災など災害の教訓を踏まえ，防災計画の習熟や防災関係機関との連携強化，さらには防災意識の高揚を図るため，市民や防災関係機関，学校，事業所等の参加を得て，避難行動訓練や避難所設置運営及び炊き出し訓練，緊急物資輸送訓練，ライフライン機関の応急復旧訓練などを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

また，防災活動の要となる市及び防災関係機関は，災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため，大規模災害発生を想定し，情報収集・伝達訓練や非常招集訓練，避難所開設運営訓練，図上訓練などを実施する。

第2 市民，事業所等の訓練

消防局，関係各部（関係各課）

自治会及び自主防災組織，事業所等は，震災時の自主的な防災行動力を高め，また，防災意識の向上，組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため，積極的に総合防災訓練へ参加するとともに，次に掲げる項目を中心に，防災訓練を実施する。

- ア 情報伝達訓練
- イ 避難訓練
- ウ 避難所開設・運営訓練
- エ 初期消火訓練
- オ 救出・救助訓練
- カ 炊出し訓練等

第3 児童生徒等の防災訓練

教育委員会

各学校は，災害を想定した避難訓練を定期的の実施し，児童生徒の避難行動，教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

特に児童生徒一人一人が的確な判断と機敏な行動がとれるよう，次のような教育を行うとともに，実践的な訓練の実施に努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 地震発生時及び緊急地震速報などの地震に関する情報が発表された場合の対応
- ウ 学校の立地条件，地域の危険箇所等に関する知識
- エ 起震車による地震体験
- オ 避難所，避難場所等に関する知識
- カ 自衛意識に関する知識
- キ 事後の対応

第4節 地域防災の充実

災害発生時には、防災関係機関の活動が十分機能しないなどの事態が予想されるため、日頃から市民自らによる初期消火、救出救護、避難等の自主防災活動を行う必要がある。このため市民や事業所等が協力し、効率的な地域防災活動が図れるよう、自治会、事業所等による自主防災組織の育成・強化を図るとともに、自助・共助の精神に基づく地域防災活動の支援体制の整備を行う。

- 第1 地域における自主防災組織の育成・強化
- 第2 少年消防クラブ・女性（婦人）防火クラブの育成・強化
- 第3 事業所における自主防災組織の育成・強化
- 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 地域における自主防災組織の育成・強化

消防局，関係各部（関係各課）

地域住民による自主防災組織の育成・強化を推進するため、研修会・説明会の開催、広報活動、防災知識の普及啓発等を行うとともに、防災訓練の実施、防災資機材の増強等について積極的に支援するとともに、被災時に十分な活動ができる組織体制を構築する。

1 自主防災組織の規模及び編成

自主防災組織は、原則として連合自治会単位又は自治会等の組織を活かした編成とするが、災害時に自主的に活動ができるよう、単位自治会や班単位の活動体制について整備促進するとともに、各地域の活動に関する情報・意見交換等を行う連絡会議において、自主防災組織相互の連携や協調が図られるよう支援する。

自主防災組織には、規模に応じて隊長、副隊長及び班長を置き、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、避難所開設・運営班及び給食給水班などの各班を設置する。

[資料震予4-1 自主防災組織一覧]

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災マップの作成（地域における災害危険箇所、消火栓・防火水槽・井戸・避難場所・医療救護施設等の把握）
- ウ 災害時の活動マニュアルの作成
- エ 地域における防火・防災等予防上の措置（各家庭の安全点検等）
- オ 地域における情報収集・伝達体制の整備

- カ 要配慮者対策実施の検討
- キ 事業所や各種団体との連携・協力体制の整備
- ク 防災資機材の維持点検
- ケ 防災訓練の実施
- (2) 災害時の活動
 - 自らの身の安全を確保できる範囲で実施する。
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 負傷者の救出，救護
 - ウ 地域住民の確認
 - エ 情報の収集伝達
 - オ 避難誘導，避難生活の指導
 - カ 飲料水，食料などの配分，炊出し，給水活動
 - キ 地域の要配慮者の救助
 - ク 他地域への応援等
 - ケ 避難所の開設・運営支援

3 自主防災組織への支援策

- (1) 自主防災活動への助成
 - 自主防災組織にはテント，担架，トランシーバー等災害応急資機材の整備や防災訓練の実施等を支援するため，活動資金を助成する。
- (2) 自主防災組織の育成強化
 - 次のような施策を実施し，自主防災組織の育成・強化を図る。
 - ア 啓発資料の作成
 - イ 各種講演会，懇談会等の実施
 - ウ 事業所や各種団体との連携促進に係る助言
 - エ 情報の提供
 - オ 各自治会・自主防災組織への個別指導・助言
 - カ 各自治会・自主防災組織ごとの訓練，研修会の実施
 - キ 表彰・活動支援制度等の活用

4 防災リーダーの育成

自主防災組織が地域の実情に合った効果的な活動を行えるよう，研修会や講演会を開催するなど，防災リーダーの育成・支援を図る。

第2 少年消防クラブ・女性（婦人）防火クラブの育成・強化

消防局

少年消防クラブ，女性（婦人）防火クラブの育成・強化を図り，地域における自主防災活動の活性化を進める。

1 少年消防クラブ

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防クラブに対し、防火、防災関連資料を提供するとともに、各行事を通じ防火、防災、避難等について指導する。

2 女性（婦人）防火クラブ

市内の一般家庭の女性を中心に結成されている女性（婦人）防火クラブへの加入を促進するとともに、防火教室・講習会等の開催、初期消火、通報及び避難の訓練等を実施して、防火、防災意識の向上と知識の習得を図る。

第3 事業所における自主防災組織の育成・強化

消防局

市内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に多数の人が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を強く指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化する。

1 自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置指導の徹底を図る。

ア 高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等多数の人が利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織を設置し、出火の防止にあたることが効果的である施設

また、法令等により、既に防火管理者等を置き、自衛消防隊等を設置している施設においては、現在の消防体制に地震対策を考慮し、その充実強化を図る。

[資料震予4-2 自衛消防組織一覧]

2 自主防災組織の活動内容

事業所等は、災害に際し、次の対策・活動に努めるものとする。

(1) 事業所の平常時対策

ア 自主防災組織の育成

イ 防災訓練の実施

ウ 地域防災訓練への参加

エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

オ 防災体制の整備

(2) 災害時に事業所が果たす役割

ア 従業員、顧客の安全の確保

イ ボランティア活動への支援

ウ 地域への貢献等

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

1 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者が，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため，必要に応じて，当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し，これを地区防災計画の素案として，市防災会議に提案することができる。

市は，市防災会議において，提案された計画の趣旨を踏まえた上で，地域の特殊性が認められる場合については，市地域防災計画に当該計画を位置づけることができるものとする。

2 宇都宮市防災地域活動補償制度

自主防災会などの地域住民が行う避難所の開設・運営支援や「災害時要援護者支援制度」における避難支援者が行う平常時の見守り，災害時の避難支援について，市民が安心して活動できるよう，活動中の負傷等を補償する。

〔資料震予4－3 宇都宮市防災地域活動補償制度の概要〕

第5節 防災体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、市独自の対応では十分な応急対策や災害復旧が実施できないことが予想される。

このため、災害時の応急対策の実施に加え、優先度の高い通常業務を継続する業務継続体制を確保するとともに、平常時から防災関係機関や協定締結都市・民間事業者等との連携強化や、他都市との相互応援協定及び民間事業者等との協力協定の締結を推進する。

- 第1 業務継続体制の確保
- 第2 防災関係機関との連携
- 第3 他都市との連携
- 第4 他消防機関との連携
- 第5 民間事業者等との連携

第1 業務継続体制の確保

行政経営部（危機管理課）

災害時における応急対策の実施に加え、優先度の高い通常業務を継続できる全庁体制を構築するため、業務継続計画を策定することにより、必要な資源の確保や定期的な教育・訓練・点検等の実施を図るとともに、状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の点検・評価を行い、実効性のある業務継続体制を確保する。

第2 防災関係機関との連携

行政経営部（危機管理課）

防災会議、防災訓練、国・県・市災害対策連絡協議会等を通じて、平常時から防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。

また、円滑な帰宅困難者対策を実施できるよう、県、警察、県内他市町、鉄道事業者と必要な連絡調整等の連携を図る。

第3 他都市との連携

行政経営部（危機管理課）

1 相互応援協定の推進

他都市との相互応援協定に基づき、災害時に迅速かつ的確な相互応援活動が実施できるよう、応援要請や派遣手続き、連絡方法等についてあらかじめ定めるなど、連携を強化するとともに、新たな他都市との相互応援協定の締結についても推進する。

[資料震予5-1 他都市との相互応援協定締結状況]

[資料震予5-1-1～5-1-12 相互応援協定書]

2 被災地支援体制の整備

他地域で大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な支援を実施できるよう、被災地に対する支援体制を整備する。

第4 他消防機関との連携

消防局，行政経営部（危機管理課）

消防機関による大規模災害時の県内の応援体制及び全国的な応援体制が次のように整備されており，災害発生時に効果的な活用が図れるよう，あらかじめ応援要請の手続き，受入れ体制等について整備を図る。

[資料震予5-2 消防相互応援協定の締結状況]

[資料震予5-2-1～5-2-6 消防相互応援協定書]

1 栃木県広域消防応援等計画の活用

大規模災害等の発生により，本市消防力では対応困難と判断される場合，県内の広域的な応援を円滑，迅速に行うために，応援部隊の派遣及び運用の基本的な事項について定めておく。

2 緊急消防援助隊の活用

消防組織法第44条の規定により，大規模災害時における人命救助活動等を，より効果的かつ強力に行うため，全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置され，応援を必要とする場合は知事に要請する。今後は，迅速な応援要請が実施できるよう，体制を整える。

3 広域航空消防応援の活用

消防組織法第44条の規定により，大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は，都道府県や他都市が保有するヘリコプターの応援を要請することができる。今後，ヘリコプターが効果的に活動できるよう，ヘリポート等を確保するとともに，要請方法等について明確にしておく。

[資料震予5-3 広域航空消防応援の要請経路図]

第5 民間事業者等との連携

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

災害時には，民間の組織力や行動力，所有する物資や資機材を有効に活用し，迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため，民間業者等と次のとおり協定を締結した。今後は，協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに，民間業者との新たな協定の締結についても推進する。

また，地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等（事業所，自治会，NPO等）を登録し，災害発生時には，事業所等が保有する施設，資機材等の提供を受ける「防災協力事業所等登録制度」により，市，事業所等，地域が連携した防災協力体制を強化し，災害に強いまちづくりを推進する。

[資料震予5-4 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況]

第6節 情報・通信システムの整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。

このため、新たな通信技術を活用しながら、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

第1 情報・通信体制の整備

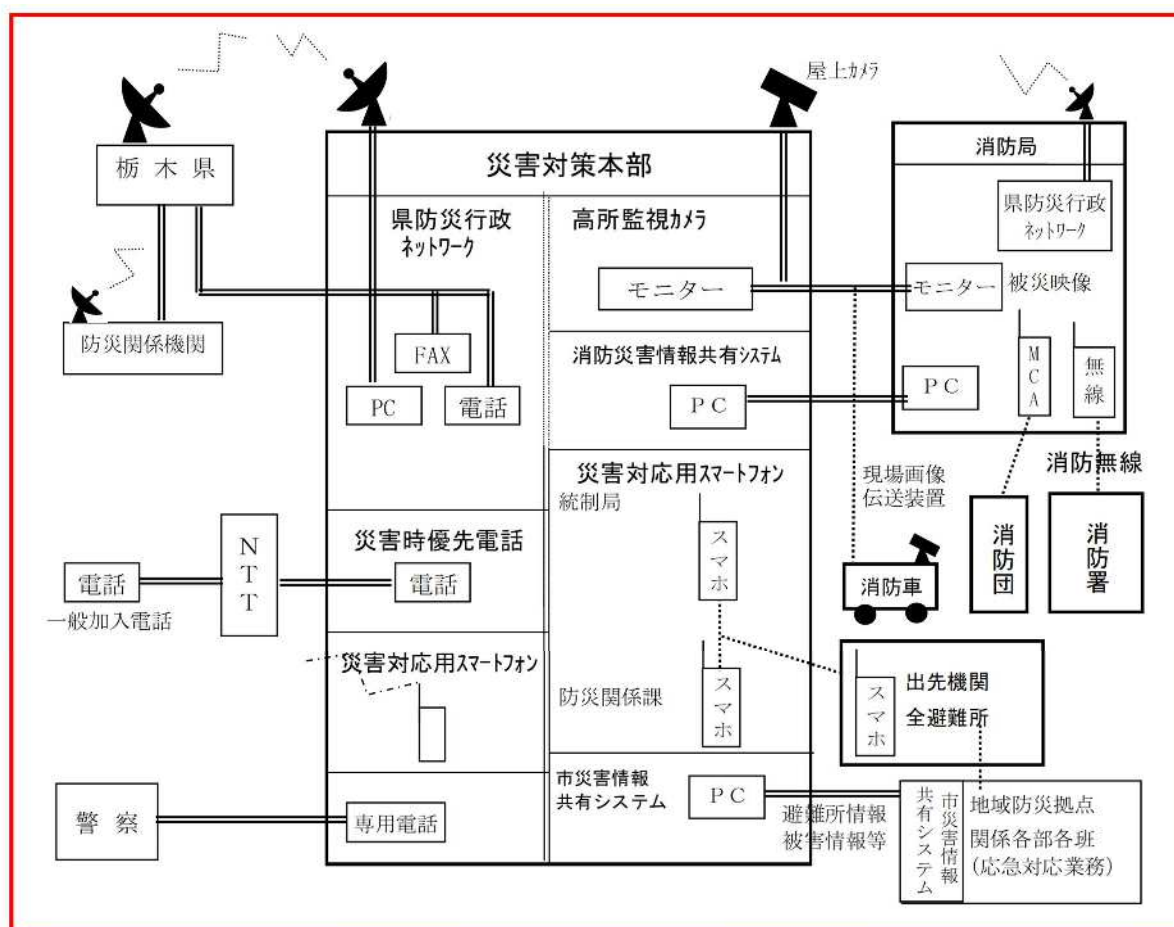
第2 通信施設の防災対策の実施

第3 情報・通信システムの整備促進

第1 情報・通信体制の整備

行政経営部（危機管理課）、消防局

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を推進し、通信連絡機能の維持に努める。



1 災害対応（危機管理）用スマートフォン

災害対策本部と防災関係課，地域防災拠点（地区市民センター，市民活動センター），避難所をつなぐ通信システムとして，災害対応（危機管理）用スマートフォンを配備し，災害情報の収集・伝達や応急対策に必要な指示・命令等を行う。

[資料震予6－1 災害対応用スマートフォン一覧]

2 消防無線

消防局と消防署・消防団，消防車両をつなぐ通信システムとして，消防無線及びMCA無線を配備し，消防活動等に活用する。

[資料震予6－2 消防MCA無線配備先一覧]

3 高所監視カメラ，画像伝送システム，現場画像伝送装置

(1) 高所監視カメラ

市庁舎及び清原体育館の屋上に各2台設置した災害監視カメラを活用し，消防局及び災害対策本部において，市中心部及び清原工業団地全域の地震発生直後の状況をリアルタイムに把握する。

(2) 現場画像伝送装置

消防車両等に設置したカメラにより，消防局及び災害対策本部において，応急対策現場の状況をリアルタイムに把握する。

(3) 無人航空機（ドローン）

人や車両が入れない場所の被害状況等を迅速かつ効果的に把握するため，必要に応じて無人航空機（ドローン）を活用する。

4 災害情報共有システム

(1) 宇都宮市災害情報共有システム

災害時に人的被害や住家・非住家被害，公共土木被害，市有施設被害，避難所の状況（開設状況，避難者数等）などの情報を一元的に収集・集約し，庁内において情報共有する。

(2) 消防災害情報共有システム

消防局に通報があった災害情報について，各防災関係課への対応要請や災害への対応状況を災害情報共有システムにより一元的に管理し，災害対策本部や防災関係課と情報を共有する。

5 栃木県防災行政ネットワーク

栃木県防災行政ネットワークを活用し，県と県内市町，防災関係機関相互の情報連絡を行う。

※ 栃木県防災行政ネットワーク

県内の関係機関を衛星回線と光回線で接続（電話，FAX，防災情報システム用端末）し，気象予警報の配信や音声通信，画像伝送を行う情報通信システム

[資料震予6－3 栃木県防災行政ネットワーク構成図]

[資料震予6－4 栃木県防災行政ネットワーク利用可能FAX一覧（本庁）]

6 災害時優先電話

災害対策本部や地域防災拠点、避難所、防災関係課における電話回線を確保するため、災害時に優先的に発信できる電話機としてあらかじめ登録し、活用する。

7 公共・民間無線の活用

協定等の締結により、次のとおり公共・民間無線局等との協力体制を整えており、災害時の通信網を補完している。

(1) 警察通信施設

緊急連絡等のために、栃木県警察本部と締結した協定により、警察通信施設の利用を図る。

[資料震予6-5 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定]

(2) タクシー無線

災害時において、必要に応じて、民間無線局（タクシー会社や事業者団体）に対して災害情報の収集及び伝達について協力を要請する。

(3) その他民間無線局への協力要請

災害時には、必要に応じて警備保障会社の民間無線局やアマチュア無線局への協力要請を行う。

第2 通信施設の防災対策の実施

行政経営部（危機管理課）、消防局

災害対策上重要な無線通信施設等について、非常災害時に確実に機能が発揮できるよう、次の対策を講じる。

(1) 無線通信機器の据付けにあたっては、揺れ止めや転倒落下防止等の耐震対策を行い、災害時の機器の保安を図る。

(2) 通信機器の管理施設には、予備電源として発動発電機、蓄電池等を配備し、停電時への対応を図る。

(3) 通信機器の管理者は、機器の定期的な保守点検を行い、非常時の利用に備える。

(4) 通信機器の利用方法について、訓練、講習会、マニュアル等を通じ、平常時からその習熟に努めるとともに、無線従事者の確保を図る。

第3 情報・通信システムの整備促進

行政経営部（危機管理課）、総合政策部（デジタル政策課）、消防局

衛星通信や衛星インターネットなどの情報通信技術、情報ネットワーク等を積極的に活用し、より高度な情報・通信システムの整備に努める。

第7節 火災予防の推進

地震発生時の出火や延焼拡大を防止することは、被害を軽減する上で極めて重要となる。このため、消防水利や危険箇所等の把握に努めるとともに、平常時から自主防火体制の強化を推進する。また、建築物の耐火性の向上についてもあらゆる機会を通じ指導を強化する。

- 第1 出火の防止
- 第2 消防水利・危険箇所等の把握
- 第3 消防力の強化
- 第4 建築物の耐火性の向上

第1 出火の防止

消防局

地震発生直後速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、また、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や防火上の重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。

1 一般家庭に対する指導

春秋の火災予防運動期間中（年2回）、市内の全世帯を対象に、消防団員による一斉査察を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。

また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用法、初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 防火管理者等の育成・指導

(1) 防火管理者

防火管理者については、事業所等の管理者に対し、防火管理者の選任と防火管理に係る消防計画を樹立させるなど、防火管理の徹底を図る。

防火管理者の業務は、次のとおりとする。

- ア 消火通報及び避難の訓練の実施
- イ 消防の用に供する設備等の点検整備
- ウ 火気の使用及び取扱に関する監督
- エ 建物の収容人員の管理等

[資料震予7-1 防火管理者制度と状況]

(2) 危険物施設関係者

消防局は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し、危険物保安協会と協力して次の事項を実施する。

- ア 火災予防運動週間中における予防運動の協力
- イ 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
- ウ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- エ 立入検査による消防用設備等の設置指導
- オ 火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底

3 予防査察の強化

(1) 普通査察

ア 防火対象物に対する査察

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施し、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行う。

イ その他の査察

車両その他の防火対象物に対しては、年1回以上定期的に査察を実施する。

[資料震予7-1 防火管理者制度と状況]

(2) 特別査察

消防長が特に必要と認めるときは、特別査察を実施する。

(3) 随時査察

申請、届出又は投書、陳情等を受理したとき、年末年始、祭礼等で特に査察を必要と認めるとき、防火対象物の新築、増築及び改築に伴う査察を必要と認めるとき及び仮設興業場が設置されたときは、随時査察を実施する。

4 防火対象物定期点検報告制度の推進

不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火対象物定期点検報告制度の推進を図る。

5 その他防火運動等の実施

次の防火運動等を実施することにより、市民や事業所等の防火意識の向上を図る。

(1) 危険物安全週間

危険物の安全管理の徹底を図るため、毎年6月の第2週に実施される危険物安全週間にあわせて、危険物施設の消防訓練、油火災消火競技会、関係施設の立入検査等を実施するほか、各事業所の自主点検の推進を図る。

(2) 興行場等火災予防運動の実施

過去の映画館火災を教訓として、火災予防の重要性を再認識するため、毎年4月5日を興行場防火デーと定めている。この日には、各興業場等において防火管理の徹底と防火対策の充実を図るため、消火訓練や火災時における観客の避難誘導訓練等を実施している。

(3) 「消防の時間」設定

毎日午後10時を「消防の時間」とし、市民がそれぞれの家庭、職場において、就

寝前の防火点検を行うことを広く呼びかけ、自主防火体制の充実を図る。

(4) 防火教室等の開催

防火教室、防火映画会等、市民に対する防火指導行事を自治会単位等を開催し、自主防火体制の充実に努める。

第2 消防水利・危険箇所等の把握

消防局

消防機関は、平常時より、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備える。

1 警防調査

消防署及び分署は、出動体制に支障のない限りにおいて、管轄区域内の調査を実施する。

(1) 地理水利調査

地形、道路、橋りょう及び防火対象物等の状況並びに水利の維持管理等の状況について調査する。

(2) 救助困難対象物調査

人命救助活動を効率的に実施するため、3階建以上のものについて調査する。

(3) 中高層建物調査

高さ15m（3階建）以上の建物の実態を把握するため調査する。

(4) その他の調査

上記以外の管轄区域の状況について、署長が消防活動上必要と認める場合に調査する。

2 警防計画

消防署及び分署は、管轄区域内の消防活動を効率的に実施するため、警防計画を策定する。

(1) 計画策定主眼

- ア 人命救助
- イ 避難誘導
- ウ 情報収集
- エ 水利統制
- オ 延焼拡大阻止
- カ 危険性物質の飛散防止
- キ 消防活動障害の把握
- ク 消防用設備、特殊車及び資器材の活用
- ケ 隊員の安全管理

(2) 計画策定対象物

- ア 中高層建物及び特殊用途建物
- イ 道路狭あい地域

- ウ 放射性物質及び毒劇物等保有施設
- エ 危険物施設
- オ 署長が特に必要があると認めた対象物

第3 消防力の強化

消防局

地震被害想定や防災カルテ調査結果を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

1 消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団の強化に努め、人員や機械器具の充実、教育訓練の実施とともに、地域の防災拠点となる機械器具置場の整備充実等により、自主防災組織との協力体制を確立する。

[資料震予7-2 現況の消防組織体制]

2 消防局・消防署所の整備

最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図る。

3 消防施設等の整備充実

(1) 消防装備

防災カルテ調査結果等による地域の危険性や道路状況が悪い場合を想定し、適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図る。

[資料震予7-3 消防車両配置一覧]

[資料震予7-4 消防資器材配置一覧]

(2) 消防水利

地震による火災に備え、消火栓に偏ることなく、耐震性防火水槽の計画的配備を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

[資料震予7-5 消防水利概況]

4 初期消火体制の強化

火災による被害を軽減する上で重要となる初期消火活動の強化策として、市民への防災意識の醸成、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への消火器の普及など初期消火活動体制の充実を図る。

第4 建築物の耐火性の向上

都市整備部（建築指導課）、消防局

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

1 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 合同査察時における指導

消防局が実施する査察に際し、必要と認めるときは合同でこれを行い、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに改善指導を行う。

3 消防同意制度の活用

消防法の規定に基づく消防同意制度（建築物の新築、増築等を許可又は確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図る。

第8節 危険物施設等における災害予防対策の推進

地震により危険物施設に損傷が生じた場合、爆発性火災、毒性物質の漏洩等、特殊な災害の発生が懸念される。平常時からの保安体制の充実を図るとともに、震災時の的確な防災活動に備えた教育・訓練の推進、自衛消防組織の育成強化等を図り、危険物施設の安全対策に万全を期す。

- 第1 危険物施設の安全対策
- 第2 火薬類施設の安全対策
- 第3 高圧ガス施設の安全対策
- 第4 LPガス施設の安全対策
- 第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策
- 第6 放射性物質の安全対策

第1 危険物施設の安全対策

消防局

消防法上に規定する石油等の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の災害防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次のような対策を実施する。

[資料震予8-1 危険物製造所等の数]

1 施設の安全化指導

危険物施設の管理者等に対し、耐震性の向上を図るため、次の指導を徹底し、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

(1) 危険物施設の設置・変更に伴う指導

危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

(2) 既設危険物施設の安全化指導

既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の管理者等に対し、地震時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を指導する。

2 自主保安体制の強化

危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間には、立入検査、自主点検等を実施し、「本章 第7節 火災予防の推進 第1 出火の防止」に基づき自主保安意識の高揚を図る。

ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確に

する。

ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

3 立入検査の実施

立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況を検査し、不備欠陥事項については、早期改善を指導する。

イ 危険物施設における貯蔵、取扱、移送及び運搬についての安全管理状況の検査では、警察官と連携し、事故防止のための指導を行う。

4 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

第2 火薬類施設の安全対策

消防局

煙火製造者、火薬庫、火薬取扱所等の火薬類施設は、火薬類取扱法により規制される構造基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

火薬類の爆発等の危険性がある場合は、発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は火薬類の取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、火薬類爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第3 高圧ガス施設の安全対策

消防局

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時の高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第4 LPガス施設の安全対策

消防局

市内のガス供給は、都市ガス供給区域以外の区域については、LPガスにより対応している。LPガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

LPガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

LPガス製造所又はLPガスの充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又はLPガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、LPガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策

消防局，保健福祉部（保健所総務課）

市は国・県及び事業者との協力，連携を図り，より一層の安全化の推進に努める。

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため，次により危険時の応急措置を実施する。

(1) 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散，流出等の危険な状態となっていることを発見した者は，直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は，災害発生防止のため必要があるときは，県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し，危害の防止に努める。

(3) 自主保安体制の強化

ア 毒物・劇物保有業者等が，部門責任者（保管，販売，保安）を置き，管理部門を明確にして，危害防止を図るよう指導する。

イ 毒物・劇物保有業者等が，日頃から従業員に対する安全教育の実施に心がけるよう指導する。

第6 放射性物質の安全対策

消防局

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については，国の管理と事業所の責任において行われているが，災害による放射性物質の漏洩等による事故の発生を未然に防止するため，国，県と連携して，次により予防対策を実施する。

(1) 取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

放射性物質取扱事業所等における災害発生に備え，放射性物質に対する防護資機材の整備に努める。

(3) 協力体制の確立

平常時から，関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。

[資料震予8－2 放射性同位元素等使用事業所一覧]

第9節 土砂災害予防対策の促進

地震によるがけ崩れや山腹崩壊等による災害が予想される重要防災箇所について、その実態を調査把握するとともに、防止対策の促進や地域住民等の安全の確保に努める。

第1 急傾斜地災害対策

第2 山地災害対策

第1 急傾斜地災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

市内の台地の縁辺や丘陵地等には，崩壊のおそれのある急傾斜地が分布している。これら急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため，県と協力し，次の予防対策を実施する。

[資料風予11-1 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧]

1 地震による崩壊危険箇所の調査

県が実施した土砂災害警戒区域等の基礎調査をもとに，崩壊危険箇所の実態の把握に努めるとともに，これ以外の危険ながけ地についても調査を行い，避難指示等の基礎資料とする。

2 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

崩壊の危険のある急傾斜地の現況を把握し，県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに，緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう要請する。

また，崩壊危険区域に居住する市民に対しては，災害を予防するために必要な工事資金の融資制度の周知を図り，急傾斜地の保安や改善化を促進する。

3 危険箇所のパトロール及び住民等への周知

土砂災害警戒区域（急傾斜地）について，平常時から定期的にパトロール等を実施し，地域住民等にながけ崩れの危険性や，異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに，地震発生時には，速やかに避難行動がとれるよう，あらかじめ啓発に努める。

第2 山地災害対策

経済部（農林生産流通課），行政経営部（危機管理課）

市内の北部から北西部にかけの山地には，山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区，崩壊土砂流出危険地区）が分布している。これら山地災害危険地区については，治山事業

の促進により災害の発生を抑制するとともに、避難・警戒体制の確立により、地域住民等の安全確保に努める。

[資料風予11-3 山腹崩壊危険地区一覧]

[資料風予11-4 崩壊土砂流出危険地区一覧]

1 山地災害防止対策の促進

山地災害を防止するため、山腹及び溪流の地質特性や植生、保全対象等からその危険性の現況を把握し、県に対し危険地区の指定を要望するとともに、緊急性の高いところから順次、必要な防止対策を実施するよう要請する。

2 危険地区のパトロール及び住民等への周知

山地災害危険地区について、平常時からパトロール等を実施し、地域住民等に危険地区や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、地震発生時には速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

第10節 飲料水・食料等の確保

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、地震被害想定等に基づく必要量に応じて、食料、その他生活必需品等の備蓄を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水等について供給できるよう、施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

第1 飲料水等の確保

第2 食料・生活必需品の確保

第3 市民等に対する指導

第1 飲料水等の確保

上下水道局、消防局、行政経営部（危機管理課）

市民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の確保策を推進する。

1 供給目標

災害により飲料水を得られない者に対し、1人3リットル／日の飲料水の7日間の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。

2 飲料水の確保

(1) 応急給水拠点施設

地震時には、導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、応急給水拠点施設の活用により必要な飲料水の確保に努める。

給 水 拠 点 一 覧

地 区	施 設 名	給 水 容 量
中 心 部	戸祭配水場	6,800m ³
東部地区	板戸配水場	750m ³
西部地区	下荒針配水場	2,720m ³
南部地区	瑞穂野応急給水所	1,500m ³
北部地区	白沢浄水場	1,300m ³

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

避難住民等の飲料水、消火用水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽（地下埋設型100^ト）を活用する。

[資料震予10-1 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所]

3 災害用井戸の活用

市街地等におけるトイレの排水や清掃等に使用する生活用水を確保するため、補完的な措置として民間の既存井戸の有効活用を図る。そのため、災害時に生活用水として使用可能な井戸を指定し、その周知に努める。

[資料震予10-2 災害用井戸の指定状況一覧]

4 給水用機材、給水復旧資機材の整備

震災時の応急給水及び水道施設の応急復旧に対応するため、応急給水、応急復旧用資機材の整備・備蓄を行う。

今後の設備充実に努めるとともに、給水用機器を常に良好な状態に保つよう、定期点検を実施する。

[資料震予10-3 応急給水・応急復旧用資機材一覧]

5 応援協力体制の整備

災害時における応援協力については、「本章 第5節 防災体制の確立」に基づき実施されるが、大規模な災害に備え、今後も他都市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

経済部（商工振興課）、行政経営部（危機管理課）

食料及び生活必需品については、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

1 備蓄・調達計画の推進

食料及び生活必需品について、次の備蓄・調達計画の推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。

(1) 備蓄・調達計画の策定

災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食料等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食料、生活必需品の内容、数量を把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

(2) 現物備蓄の推進

備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされる物資について順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し広域避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

(3) 流通備蓄体制の整備

流通事業者や卸売事業者等からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上流通備蓄が望ましい物資等については、事業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

(4) 応援・協力体制の整備

応援協力については、「本章 第5節 防災体制の確立」に基づき実施されるが、今後も他都市や民間事業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

2 現物備蓄の目標・品目

地震被害想定及び県地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、発災から1日間に必要な物資の確保を目標とする。

(県の備蓄目標は発災後2日間に必要な物資を目標とし、そのうち、発災初日に必要な数量を市が備蓄する。)

(1) 目標

次の対象人数に相当する数量を現物備蓄目標とする。

現物備蓄物資量	49,000人分
---------	----------

[被害想定に基づく一時避難者数28,000人と要避難者数21,000人の合計]

(2) 品目

発災後1日間に最低限必要な物資を前提に、次のような品目を対象とする。

また品目の選定に当たっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮する。

食料	生活必需品
・アルファ米 ・クラッカー ・乳児用ミルク 等	・毛布 ・救急薬品 ・エアマット ・光熱材料 ・簡易トイレ ・生理用品 ・乳児用紙オムツ・高齢者用の紙オムツ ・マスク ・手指消毒液 等

3 備蓄・調達の状況

(1) 現物備蓄の状況

現在、広域避難場所となる公園等に備蓄庫を整備し、食料、生活必需品、防災資器材等の備蓄を図っており、今後もさらに備蓄庫の充実に努める。

[資料震予10-4 防災備蓄庫・備蓄物資一覧]

(2) 調達の状況

ア 現物備蓄による調達

発災当日は、食料等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

イ 民間流通事業者からの調達

流通事業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達するほか、市内の米穀販売事業者等から調達する。

ウ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し調達する。

エ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請する。

オ 日本赤十字社栃木県支部からの調達

日本赤十字社栃木県支部に応援要請し、調達する。

4 平常時における燃料確保対策

市は、県と栃木県石油商業組合が締結した災害協定が円滑に運用できるよう、平常時から県と連携を図り、災害時における物資輸送車両や重要施設における燃料確保対策に努める。

第3 市民等に対する指導

行政経営部（危機管理課）

市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

1 市民への家庭内備蓄の指導

食料、生活必需品、飲料水について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

2 事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所等における食料、生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第11節 防災拠点・避難場所等の整備

災害時に応急活動の拠点や避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等の整備に努める。

第1 防災活動拠点の整備

第2 避難場所等の指定・整備

第3 避難所の管理・運営体制の整備

第1 防災活動拠点の整備

行政経営部（危機管理課）

災害対策の活動拠点となる施設を指定し、災害時における応急活動の機能を強化するとともに、大規模災害時における消火、救護・救助、応急医療、避難等の災害応急活動の前線基地や後方支援基地として機能する防災活動拠点の整備に努める。

1 災害対策本部

災害対策活動の第一線となる市庁舎について、災害対策活動拠点として必要な機能や設備の整備に努める。

2 地域防災拠点

地域における災害対策活動の中心となる地区市民センターと市民活動センターは、地域の防災拠点として、地域が実施する避難支援活動等を適切に実施するために必要な情報の発信・収集を重点的に担うことができるよう、必要な機能の充実に努めるとともに、平時から次のように地域との調整等を行う。

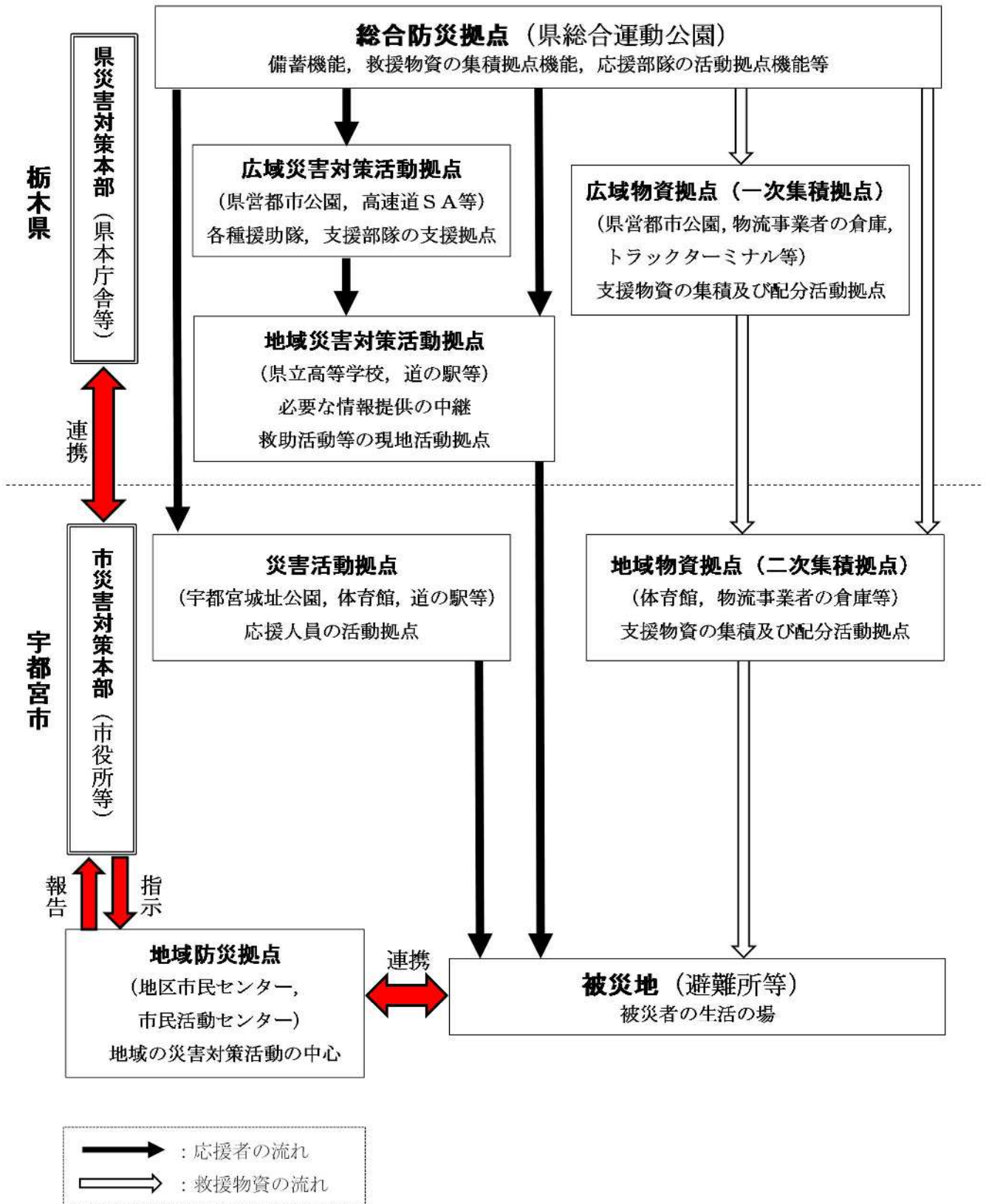
- (1) 地域との防災対策に係る調整
- (2) 地域及び学校との連携（年1回を目安とした打合せの実施）
- (3) 地域が実施する防災訓練や打合せ等への協力

3 災害活動拠点

全国からの救援物資の集積及び配布の円滑化や応援人員の配備調整を図るため、大規模公園等を中心に、災害活動拠点として必要な整備を図るものとし、県と調整の上、事前に候補地を選定する。また、県では**県総合運動公園を総合防災拠点として位置付けるとともに**、道の駅等について、住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけしており、市は、県や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化を促進する。

[資料震予11-1 災害活動拠点一覧]

<防災活動拠点の体系>



第2 避難場所等の指定・整備

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

災害に備え，安全な避難場所を確保し，適切な避難体制を整えるとともに，住家を失った被災者を一時的に収容する避難所の整備に努める。

1 避難場所の指定

災害発生のおそれがある場合又は発生した場合，地域住民の生命の安全を確保するために，以下のとおり避難体制の整備，避難場所の災害の種別ごとの指定を進める。

(1) 避難地域区分

市街化の状況等を考慮し，避難活動の合理的運用を図るため，地域状況に応じた避難体制の対応により，本市を次の2地域に区分する。

ア 避難A地域

避難A地域とは，地震に伴う大火災等の二次災害が発生し，避難が必要となった場合，地域住民の避難行動及び防災関係機関の避難誘導等の統制を必要とする地域をいう。

イ 避難B地域

避難B地域とは，避難A地域以外の地域で，地震に伴う大火災等の二次災害が発生した場合，地域住民の避難行動が比較的容易で，原則として住民の自由判断に基づいて避難する地域をいう。

(2) 一時避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4の「指定緊急避難場所」）

一時避難場所とは，地震などによる災害が発生した場合，一時的に避難し，身の安全を図る場所をいい，避難A地域や浸水想定区域，土砂災害警戒区域周辺等に次のとおり指定する。

[資料震予11-2 一時避難場所一覧]

(3) 広域避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4の「指定緊急避難場所」）

広域避難場所とは，地震に伴う大火災の二次災害の危険から，地域住民の生命の安全を確保できる場所をいい，避難A地域周辺に次のとおり指定する。

[資料震予11-3 広域避難場所一覧]

2 避難所の指定・整備

(1) 避難所の指定（災害対策基本法第49条の7の「指定避難所」）

一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と区別して，被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に指定する。

[資料震予11-4 避難所一覧]

(2) 民間施設の活用

(1)の施設ですべての避難者を収容できない場合，あるいはその他の状況によりその施設が使用できないときは，神社，寺院，工場，倉庫等の既存建物をその管理者の了解を得て応急整備の上使用するほか，野外にプレハブ式仮設住宅を建設し，又は天幕張りによる応急避難所を設置し対応する。

また、指定した避難所が使用できない場合等は、「防災協力事業所等登録制度」等により、民間施設を避難所として活用し、民間施設を避難所として対応する。

(3) 避難所の整備

避難所の整備に当たっては、災害時における避難者の安全の確保と良好な生活環境の確保を図るため、女性や要配慮者等の視点も考慮するとともに、関係団体や専門家等との連携を図りながら、次の事項に留意する。

ア 避難所施設の耐震性を確保する。

イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備等を整備する。

ウ 放送設備など、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努める。特に、視聴覚障がい者等に対する伝達方法について配慮すること。

エ 換気や照明、空調など、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

オ 要配慮者の避難状況に応じて、洋式トイレや障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設することができるよう、必要な設備等を整備する。

カ 避難生活が長期化する場合に備え、畳やマット、プライバシー確保のための間仕切り、冷暖房機器などの整備に努める。

キ 通信事業者等の協力を得て、災害時速やかに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備に努める。

ク 停電時においても施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ケ 飼育動物のためのスペース確保に努める。

3 避難場所・避難所標識の設置

指定避難所及び指定一時避難場所、指定広域避難場所については、日ごろから災害の種別に応じた避難場所等の周知のために、日本工業規格に基づくピクトグラムを用いた災害種別一般図記号を使用した避難場所・避難所標識を設置する。

4 備蓄避難所の整備

災害発生時に自主防災組織を中心とする地域の活動拠点となるよう、避難所の中から緊急的に必要な物資を備蓄した備蓄避難所を自主防災組織ごとに1箇所程度指定する。

[資料震予11-5 備蓄避難所一覧]

5 帰宅困難者を収容する一時滞在施設や一時避難場所の確保

大規模な災害発生時に、鉄道等の公共交通機関の運休等に伴い、帰宅が困難になった者が発生した場合には、まず鉄道事業者が一時滞留が可能な場所に誘導し、受け入れるが、市においても、鉄道事業者による受け入れが困難な場合を想定し、民間施設等を活用しながら、あらかじめ想定する帰宅困難者を収容できる一時滞在施設や一時避難場所を確保する。

[資料震予11-6 帰宅困難者に対する一時滞在施設等一覧]

6 感染症の自宅療養者等の受入施設

災害発生のおそれがある場合又は発生した場合に、自宅療養者は、県が指定する宿泊療養施設等に直接避難することを原則とするが、県が宿泊療養施設等を速やかに確保できない場合や濃厚接触者の受入れを想定し、あらかじめ一般の避難者とは別の一時避難場所等を確保する。

7 県外避難者の受入施設

県外からの住民が避難してきた場合、県外広域避難所を速やかに選定し、避難者を受け入れられるよう、予め「避難の長期化」「避難者への食事・入浴等の提供」「交通手段の確保」「貸館業務等への影響」等を念頭に、指定避難所や市有施設の中から受入施設を想定しておく。

第3 避難所の管理・運営体制の整備

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

1 避難所の管理・運営体制の構築

避難所を迅速に開設・運営できるよう，自主防災組織を初めとする地域団体や社会福祉協議会，ボランティア団体等と連携を図りながら，「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」を共有するなど，連携協力体制を構築する。

2 避難所管理・運営に係る訓練の実施

「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の実効性を高めるため，市と自主防災組織等の団体との連携による訓練を実施する。

3 指定管理者等との役割分担の明確化

指定避難所又は指定一時避難場所である指定管理施設においては，施設所管課と指定管理者の間で，あらかじめ避難所開設・運営に関する役割分担を明確にしておく。

第12節 緊急輸送体制の整備

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第1 緊急輸送ネットワークの整備

第2 緊急輸送車両の確保

第1 緊急輸送ネットワークの整備

建設部（技術監理課，道路管理課，道路保全課，道路建設課，都市基盤保全センター），消防局，行政経営部（危機管理課），理財部（管財課）
 応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため，緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送路の選定

災害時に優先的に緊急輸送車両が通行でき，防災拠点施設等を結ぶ効率的で機能的な交通網の確保を図るため，警察や道路管理者等の関係機関との調整を図り，あらかじめ県が緊急輸送路を選定する。

選定については，概ね次の基準により適切な路線の選定が行われる。

[資料震予12-1 緊急輸送道路選定路線（県指定）]

第1次緊急輸送路	・ 県庁所在地，地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場，地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送路	・ 第1次，第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

2 陸上輸送体制の整備

市は，災害時における道路機能を確保するため，「宇都宮市国土強靱化地域計画」に基づき，災害に強い道路，橋りょうの整備を推進する。

道路については，落石，倒木等が発生しやすい場所の点検等を実施し，緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

被災により交通に重要な影響を与える橋りょうについては，落橋により大きな被害が想定されるものについて，計画的に耐震化を図る。

3 空中輸送体制の整備

市は、災害時に、土砂崩れや橋りょうの損壊等により道路が寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、陸上輸送との連携を考慮し、予め臨時ヘリポート候補地を選定する。

[資料震予12-2 飛行場外離着陸場及び災害時にヘリコプターが発着可能な場所一覧]

4 物資集積・配送拠点の確保

災害活動拠点の中から、指定された緊急輸送路や県が開設する広域物資輸送拠点等の状況を踏まえ、地域物資拠点を開設する。

なお、地域物資拠点の管理・運営や避難所等への物資輸送等について、本市又は栃木県が締結する災害時応援協定の活用が可能な場合、物流専門家（民間事業者）への業務委託を実施する。

また、地域物資拠点となる場所についても、民間の倉庫等を借用するなど、物流専門家への業務委託と併せて民間活力の活用について検討する。

第2 緊急輸送車両の確保

理財部（管財課）

災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間事業者との応援体制を整備する。

1 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

[資料震予12-3 輸送用車両車種別現況表]

2 民間事業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と締結している協定を活用する。

3 緊急通行車両の事前交付

災害対策に使用する公用車については、災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、県又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、事前に緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、災害時に備える。

第13節 医療体制の整備

災害による負傷者の発生に備えて、医療関係団体との連携により、救護班等の派遣体制を整え、初期医療に対応するとともに、これを後方より支援する医療関係機関等との協力体制を確立する。

第1 初期医療体制の整備

第2 後方医療体制の整備

第3 医薬品等の確保

第1 初期医療体制の整備

保健福祉部（保健所総務課）、宇都宮市医師会等医療関係団体、消防局災害等により、多数の負傷者が発生したときは、特別救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の体制整備を図る。

1 医療関係団体との連携

市は医療関係団体との緊急時における協力応援体制を整備しておく。

2 救護班の整備

医療関係団体は、市からの要請に基づき特別救護班の編成体制を整えておくものとし、市は、各班へ救急医療のための器材等を提供し、災害へ備えるものとする。

[資料震予13-1 特別救護班の編成]

3 救護所の整備

特別救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

また、医療機関等との調整を図り、救護所を開設する病院及び診療所等の敷地等をあらかじめ調査し、把握しておく。

[資料震予13-2 救護所設置場所一覧]

4 トリアージ実施体制の整備

市及び関係機関等は、初期医療処置の迅速化を図るために、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけ（トリアージ）体制の整備を行う。

また、関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。

第2 後方医療体制の整備

保健福祉部（保健所総務課），消防局，理財部（管財課）

特別救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として，次の後方支援体制の整備を図る。

1 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

特別救護班による対応が困難な負傷者等を収容するため，県指定の災害拠点病院の他，輪番制病院等を後方支援病院として要請し，後方支援体制の整備を図る。

また，県や日赤の救護班等の派遣要請についても，関係機関等と調整を図りその体制整備に努める。

(2) 拠点となる病院の機能強化の要請

市内の医療拠点となる病院については，必要に応じて次の機能強化策を推進するよう要請する。

ア 建物，機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

イ 夜間，休日等の災害発生時における医師，看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

ウ 多数の患者を一時受入れ，処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

2 負傷者の搬送体制の整備

(1) 陸上の搬送については，道路管理者，警察及び関係機関等との連携調整を図り，緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備するなど，効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え，県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため，あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに，関係機関との連絡体制等の整備に努める。

第3 医薬品等の確保

保健福祉部（保健所総務課）

医薬品，医療用資器材については，地震被害想定に基づき，必要数量等の目標を定め，調達に努めるものとする。

1 調達目標

次の対象人数に相当する数量を調達目標とする。

調達対象人数	7,240人
--------	--------

[地震被害想定に基づく負傷者数7,240人]

2 医薬品等の調達体制の整備

市は、医師会や薬剤師会等医療関係機関との協議の上、調達目標に基づく医薬品、医療資器材について内容、数量等を明らかにするとともに、関係機関と協力し、組織的な調達体制の整備に努める。

第14節 要配慮者支援体制の整備

災害時の行動にハンディを負う傷病者、障がい者、高齢者、こども、外国人等の要配慮者に対して、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

- 第1 地域における要配慮者安全対策
- 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策
- 第3 災害時のケア体制の整備

第1 地域における要配慮者安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課）、
子ども部、市民まちづくり部（**多文化共生推進課**）

傷病者、障がい者、高齢者、こども、外国人等は、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される。これらの要配慮者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、次の対策を推進する。

1 在宅要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、その範囲は以下のとおりとする。

避難行動要支援者の定義	
1	要介護3以上の在宅生活高齢者
2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
3	身体障がい者手帳1・2級所持者
4	療育手帳A・A1・A2所持者
5	精神障がい保健福祉手帳1級所持者
6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者 ※4～6のうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く
7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方 ※7は、妊産婦、こども、外国人等を含む

イ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成のための情報収集は、市の関係部局で把握している情報を集約する。
また、必要に応じて、栃木県知事等に対し、情報の提供を求める。
特別な事情を有し、支援を希望する者については、本人から情報を収集する。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

名簿の更新については、関係部局で把握している情報を適宜更新し、最新情報の把握に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を積極的に検討する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難支援等関係者

災害発生及び災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命・身体保護のために、避難支援等の必要な措置を実施する者で、各地区支援班（連合自治会ごとに設置に努める。自主防災会、自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域まちづくり組織等から構成）、避難支援者（支援班が選任した者）、宇都宮市消防、栃木県警察（本部、中央警察署、南警察署、東警察署）を避難支援等関係者とする。

(4) 災害時要援護者

避難行動要支援者のうち、避難支援を希望する方で、災害時援護希望申込書（兼台帳）を市に届け出て、個人情報避難支援等関係者に提供することを承諾した者を災害時要援護者とする。

(5) 避難行動要支援者名簿の提供

ア 避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に対し個人情報を提供することに同意した者については、その名簿情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供する。

提供する名簿情報については、これまで宇都宮市災害時要援護者支援制度に基づき整備を進めてきた災害時援護希望申込書（兼台帳）及び災害時要援護者一覧表がその要件を満たすことから引き続き活用するとともに、新たに個人情報の提供に同意した避難行動要支援者を追加していく。

イ 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供時における配慮

地区支援班への災害時援護希望申込書（兼台帳）及び災害時要援護者一覧表提供に際しては、個人情報の管理を適切に行うために「災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書」を締結する。

また、名簿情報の提供を受けたものに対して、法律上の守秘義務が課せられ、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明・指導し、名簿情報を適正に管理する。

(7) 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難のための情報伝達

(ア) 災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合には、市は避難に関する情報をラジオ、テレビ放送、広報車、メール配信（登録制防災情報メ

ール、緊急速報メール）、市ホームページ等によって市民に知らせる。

- (イ) 避難行動要支援者に対しては上記のほか、避難支援等関係者からの口頭伝達により、避難情報を知らせよう努める。

イ 避難支援

- (ア) 「災害時援護希望申込書（兼台帳）及び災害時要援護者一覧表」に登録されている者については、各地区支援班が自分や家族の安全を確保した上で、要援護者一人ひとりの特性に配慮した個別避難計画に応じた避難支援を行う。

- (イ) 「避難行動要支援者名簿」に登録されている上記以外の者については、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援や安否確認を行う。

(8) 個別避難計画

ア 個別避難計画の作成

「避難行動要支援者名簿」に登録されている者については、災害時に円滑かつ迅速に避難支援ができるよう、市は、あらかじめ各地区支援班と協力し、個人情報の提供に同意を得られた避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとに、一人ひとりの特性に配慮した個別避難計画（災害時援護希望申込書（兼台帳））を作成するよう努めるとともに、新たに個人情報の提供に同意した避難行動支援者（災害時要援護者）を追加していく。

また、個別避難計画の作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を積極的に検討する。

イ 個別避難計画の管理

個人情報の管理を適切に行うために、市は各地区支援班と「災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書」を締結するとともに、個別避難計画情報について、法律上の守秘義務が課せられ、正当な理由なく、当該情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明・指導する。

(9) 要配慮者のための避難所の確保

市が指定する全ての避難所を福祉避難所とし、要配慮者に配慮した部屋やエリア、設備の確保や、ボランティア等による身体介護、保健師による健康相談や保健指導等を行う。

なお、重度の介護が必要な方や重い障がいがある方など、福祉避難所における生活が困難な方については、災害時に福祉避難所として使用する協定を締結している民間社会福祉施設等において、専門的な身体介護等を行う。また、必要物資や介護専門員等の人材については、協定やボランティア等により市が確保する。

(10) 緊急通報システムの活用

ひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを活用する。

(11) 防災知識の普及・啓発

在宅の要配慮者やその家族に対して、災害時における的確な対応が図れるよう、防災知識やすべての避難所において身体介護や健康相談などの支援を受けられることなどについて、普及啓発に努める。

また、一般市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から要配慮者を守るため、防災知識の普及に努める。

2 外国人対策

(1) 外国人の把握

市在住の外国人の居住状況等について、自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、地域における外国人に対する支援体制の強化に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

市在住の外国人に対し、自主防災組織、自治体等と協力し、パンフレット等による防災関連知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等について周知を図るとともに、防災訓練への参加を促す。

3 救出・救護体制の充実

消防等の防災関係機関による救出が困難な場合に備え、自治会や自主防災組織による要配慮者の救出・救護体制について指導を図る。

また、市や医療機関、福祉施設等は、要配慮者に対する災害発生時の迅速な援護活動体制を整える。

第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、
保健所総務課、保健予防課、健康増進課）、
子ども部、都市整備部（建築指導課）、消防局

市は社会福祉施設や医療機関に対し、次の対策を講じ、入所者、患者等の安全を確保できるよう、各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請する。

1 社会福祉施設における対策

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設の管理者は、地震発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し、職員等への周知徹底を図る。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努める。

(3) 夜間体制の充実

特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

2 病院・診療所及び介護老人保健施設における対策

(1) 入院患者の把握

平常時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。

また、老人保健施設においても、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ1階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第3 災害時のケア体制の整備

保健福祉部（保健予防課，健康増進課，保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），子ども部，行政経営部（危機管理課），社会福祉協議会
被災時の要配慮者等の支援策として，平常時次のような体制を整える。

1 生活支援体制の整備

要配慮者のニーズを把握し，ボランティア等の協力による支援体制を整備する。

2 避難所等への配慮

要配慮者対応の食品（柔らかいもの，乳児用ミルク等）や資機材（車椅子，障がい者用トイレ，ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し，被災時の配備，配布に対応する。

第15節 ボランティア活動への支援

市とボランティア団体は、災害時に迅速な対応が図れるよう、緊密な連携をとり、ボランティアの支援体制を確立する。

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

保健福祉部（保健福祉総務課）、社会福祉協議会、
市民まちづくり部（みんなでまちづくり課）

ボランティア団体との総合的な連絡調整を行う窓口を設置し、ボランティア活動の支援のため、次の事項を推進する。

1 ボランティア登録制度の確立

社会福祉協議会等と協力し、各種ボランティア団体等の事前登録を実施する。

また、医療、建築、通訳等の技能ボランティアについても登録制度等を導入し、人材の確保を図る。

2 ボランティア活動のネットワーク化

地域におけるボランティア活動が円滑に展開されるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携して、ボランティア団体等のネットワーク化を推進する。

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

保健福祉部（保健福祉総務課）、社会福祉協議会

防災活動への援助技術等の研修を実施し、災害救助活動を調整するボランティアリーダー、コーディネーター等の養成を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する支援システムを構築する。

また、その他ボランティアを対象とする講習会等を実施し、災害時の活動に必要な知識の習得や訓練の機会を提供する。

第16節 廃棄物処理体制の整備

災害による大量の廃棄物の発生に備え、災害廃棄物等を迅速かつ円滑に処理するための実施体制を確立する。

第1 災害廃棄物等処理体制の整備

第2 市民への意識啓発

第3 し尿処理対策の検討

第1 災害廃棄物等処理体制の整備

環境部（ごみ減量課，**廃棄物政策課**，廃棄物施設課）

災害時に発生する災害廃棄物等の処理体制については、「宇都宮市災害廃棄物処理対応マニュアル」において具体的に示す。

1 仮置場候補地の選定

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するためには、一度に大量に排出される災害廃棄物を速やかに収集し、順次適切な処理を行っていくことが必要であることから、処理するまでの間、災害廃棄物を一時的に集積し分別処理を行う仮置場候補地を予め選定する。

2 分別区分の想定

災害時には、廃棄物に土砂が混入することや未分別のまま大量に搬入されることなどが考えられるため、予め災害廃棄物に係る分別区分を想定する。

分別区分の例

考え方	主なもの
自治体の処理施設で処理できるもの	焼却ごみ 不燃ごみ，粗大ごみ
既存の処理スキームを活用できるもの	テレビ，洗濯機，エアコン，冷蔵庫（家電4品目） 木くず，がれき類
取扱に特に注意が必要なもの （火災などの危険性があるもの）	畳，布団等 燃料缶，スプレー缶，ガスボンベ等 有害物質等含有物（蛍光灯，石綿含有部材，PCB含有電気機器，石膏ボード） 土砂と廃棄物の混合物

3 資機材の調達方法の検討

大量に発生する災害廃棄物や仮置場の管理運営などの災害時特有の業務に対応する

ため、必要な資機材等の確保が求められ、これらの調達方法について検討する。

また、処理施設が被災することを想定し、処理施設のプラントメーカー等とともに災害時の復旧体制等について検討する。

第2 市民への意識啓発

環境部（ごみ減量課）

災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理を図るためには、日常ごみの分別はもとより、災害廃棄物についても各家庭等における分別が重要となることから、ごみの分別に係る意識啓発を図る。

第3 し尿処理対策の検討

行政経営部（危機管理課）、関係各部（関係各課）

避難所の衛生環境の向上を図るため、従来の仮設トイレの設置及び設置条件に加え、避難所の状況に応じたマンホールトイレの設置等について検討する。

第17節 建築物等の災害予防対策の実施

地震による建築物等の倒壊や看板等の落下は、人的な被害をもたらすだけでなく、応急対策活動の妨げとなるため、建築物等の安全対策を推進する。また、国民の貴重な財産である文化財についてもその保護に努める。

第1 建築物等の災害予防

第2 ブロック塀、落下物等の防災対策

第3 文化財等の保護

第1 建築物等の災害予防

都市整備部（建築指導課），行政経営部（危機管理課），総合政策部（デジタル政策課），建設部（建築保全課，建築課），消防局

1 公共建築物等の安全対策

(1) 防災上重要な公共建築物の耐震性確保

昭和56年5月以前の基準により建築された公共建築物のうち、地震発生時に応急対策活動の拠点となる消防施設等については、耐震診断結果を踏まえ、耐震化を促進するとともに、新たに建設する公共建築物は、最新の耐震設計と防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。

また、非構造部材（天井等）の脱落対策についても、国から示される技術的基準を踏まえ対応する。

(2) 学校等施設の安全対策

学校、図書館等、多数の市民が利用する公共施設では、コンピュータやテレビ等の機器、ロッカー、書棚等の家具・建具類、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下の防止等について、その安全性を高めるとともに、児童生徒、利用者、職員の安全と避難通路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) 情報システム等の安全対策

情報システムや情報ネットワークについては、「宇都宮市「ICT部門」の業務継続計画」に基づき安全対策を推進する。

2 建築物等の安全対策

建築物の所有者に対し、地震による建築物の倒壊等の被害から守ることの重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

(1) 建築物の防災化促進

ア 建築物等の防災化及び防災対策についての徹底を図るため、耐震改修等に関する建築相談に応じるとともに、建築物の防災週間を含めたあらゆる機会をとらえ、市内の危険建築物の把握に努める。

イ 建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性や、耐震補強等に関する広報活動を行い、知識の普及を図る。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

(2) 震災建築物応急危険度判定体制の確立

本市は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に使用できるかどうか、また、余震等の二次災害に対して安全であるかどうかの判定をするため、応急危険度判定制度の確立を図る。

ア 震災建築物応急危険度判定士の育成

県知事が認定する被災建築物の応急危険度を判定する技術の資格者を確保するため、本市建築技術職員を応急危険度判定士として積極的に育成する。

イ 応急危険度判定士の運用体制の整備

応急危険度判定士の派遣要請の方法、輸送・判定準備等の運用体制について整備する。

(3) 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

ア 被災宅地危険度判定士の養成

県知事が認定する被災宅地の危険度を判定する技術の資格者を確保するため、本市土木技術職員を被災宅地危険度判定士として積極的に育成する。

イ 危険度判定士の運用体制の整備

危険度判定士の派遣養成の方法、輸送・判定準備等の運用体制について整備する。

第2 ブロック塀、落下物等の防災対策

都市整備部（建築指導課）、行政経営部（危機管理課）

地震時のブロック塀等の倒壊や看板等の落下等による危険を防止するため、次の防災対策を推進する。

1 ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等を設置している住民に対し、平常時から、安全点検に努めるよう指導啓発する。

また、危険なブロック塀等に対しては、改修や生け垣化等を奨励するほか、ブロック塀等の新設・改修等にあたり、構造等の相談に応じる。

2 看板等の落下防止対策

看板等の落下による被害を防止するため、建築物の所有者又は管理者等に対して、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改善指導を行う。

3 家具等の転倒防止対策

タンス，食器棚，本棚，テレビ，冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による被害を防止するため，広報紙等を通じて，市民に対し家具類の安全対策の普及啓発に努める。

第3 文化財等の保護

魅力創造部（文化都市推進課）

文化財は，国民の貴重な財産として，震災に対しても十分な防災対策を施し，後世へと大切に受け継いでいく必要があるため，次の保護対策を検討する。

1 文化財調書・画像資料の作成

被災後に，文化財の復元や補修を行うため，その参考資料として，図面やビデオ・映画・写真等により震災前の状況を記録するなど，画像資料等の蓄積を図る。

2 貴重建築物等の耐震診断

文化財に指定される貴重建築物等に対しては，所有者と協力し，必要に応じて耐震補強等の措置を図る。

3 防火・防災設備の整備

文化財の倒壊や，火災による焼失，損壊等へ備え，必要に応じて，自動消火装置の設置や倒壊防止対策を進める。

4 専門職員等の応援協力体制の整備

平常時から，専門機関や他自治体の専門の知識を持つ職員との情報交換等により，災害時の応援協力を想定した支援ネットワークを確立し，迅速な応急対策に備える。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の設置

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき、全市をあげて災害対策活動に取り組み、適切な応急活動を行うため、災害の規模に応じた災害対策本部などの設置やその組織・運営等を定める。

- 第1 災害対策本部等の設置・廃止
- 第2 災害対策本部の組織、事務分掌
- 第3 防災会議との連携協力
- 第4 業務の継続

第1 災害対策本部等の設置・廃止

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

<災害対策本部設置のフロー>

注意体制

- 震度4以下の地震の発生により、人的・住家被害が発生し、危機管理課長が必要と認めるとき

警戒体制 (災害警戒本部)

- 震度5弱強の地震が発生したとき
- 注意体制において相当の被害を把握し、危機管理監が必要と認めるとき

非常体制 (災害対策本部)

- 震度6弱以上の地震が発生したとき
- 警戒体制において相当の被害を把握し、市長が必要と認めるとき

1 注意体制による対応

(1) 設置基準

震度4以下の地震の発生により、人的・住家被害が発生し、危機管理課長が必要と認めるときは、注意体制により対応する。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合など、県外で大規模な地震が発生した場合に危機管理課長が必要と認めるときは、注意体制により情報収集に当たり、県、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、市民に対し、防災メールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

(2) 対応内容

被害の情報収集を行い、市長、関係部長等に連絡するとともに、被害状況に応じて、災害警戒本部への移行の必要性を判断する。

(3) 注意体制の終了

被害が発生するおそれなくなった又は災害応急対策が概ね終了したと認めたとき、あるいは、災害警戒本部が設置されたときは、注意体制を終了する。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合に直ちに災害警戒本部を設置する。

- 市域に震度5弱強の地震が発生したとき
- 注意体制において、相当の被害を把握し、危機管理監が必要と認めるとき

(2) 構成及び対応内容

ア 構成

災害警戒本部は災害警戒本部長、災害警戒副本部長、災害警戒本部員で構成し、本部長は危機管理監、副本部長は危機管理課長、本部員は行政総務課長、経営管理課長、財政課長、人事課長、広報広聴課長、各部総務担当主幹、消防局総務課長、企業総務課長、教育企画課長、議会事務局総務課長、出納室長をもって充てる。

イ 対応内容

被害の情報収集を行い、市長等に連絡するとともに、各部課の機能をもって、災害発生のおそれがある場合の準備的対応や災害発生時の災害応急対策を実施する。

また、被害状況に応じて、災害対策本部への移行の必要性を判断する。

(3) 災害警戒本部の解散

災害警戒本部長は、市域において災害が発生するおそれなくなった又は災害応急対策が概ね終了したと認めたとき、あるいは、災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を解散する。

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に直ちに災害対策本部を設置する。市長に事故等があった場合は、副市長（行政経営部を担当する副市長を第1順位とする。）が代理する。

- 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 警戒体制において、相当の被害を把握し、市長が必要と認めるとき

(2) 構成

災害対策本部は災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部付、災害対策本部員で構成し、災害対策本部長は市長、災害対策副本部長は副市長、災害対策本部付は危機管理監、災害対策本部員は各部長、上下水道事業管理者、消防長、教育長、議会事務局長をもって充てる。

(3) 設置場所

災害対策本部は、原則として災害対策本部室（本庁舎地下1階B1会議室）に設置し、本庁舎に設置することができない場合は、消防局庁舎に設置する。なお、消防局庁舎に設置できない場合は、災害対策本部長が指定する消防署に設置する。

災害対策本部を設置したときは、「宇都宮市災害対策本部」の標識を掲示する。

(4) 地域防災拠点の設置

地域における災害対策活動の中心となる地域防災拠点を設置し、災害対策本部と地域との中継地点として、災害対応時には次のとおり被害情報や避難所の状況、物資等に関する情報などの情報の収集・伝達及び地域内の調整を行う。

- ① 地域住民等から、地域の被害情報や避難の状況、避難所や物資の状況等の情報を収集（状況等に応じて、現場を確認し、情報を収集する。）
- ② 地域内において開設している避難所の運営担当職員から、**災害対応用スマートフォン**等により、避難所等の状況（避難世帯数・人数等、要配慮者の有無等）を収集・集約
- ③ ①②の情報を、災害対策本部へ伝達
- ④ 災害対策本部や各部各班から、市内の被害状況や市の対応、避難所開設等の情報を受信
- ⑤ ④の情報を、地域内の避難所へ伝達するとともに、地域住民に周知
- ⑥ 地域内の避難所等に係る災害対策本部との調整

(5) 現地対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の規模や被害の程度により、被災現場において災害対策を推進する上で必要と認めたときは、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他職員から現地災害本部長及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺施設に現地対策本部を設置することができる。

(6) 国・県の現地対策本部との連携

大規模な災害の発生により、国の現地対策本部や県の現地災害対策本部が設置された場合には、詳細な被災情報を伝達するなど、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(7) 災害対策本部設置等の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、連絡担当者は、直ちに下記によりその旨を関係機関等へ通知する。

報 告 先	連絡担当者
県（危機管理課）	危機管理班
自衛隊（ 東部方面特科連隊第2大隊 ）	
宇都宮中央・東・南警察署	
県内市町	
防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱、 東京ガスネットワーク㈱ 、東日本電信電話㈱）	
報道機関（市政記者クラブ）	
市民等	広報広聴班

(8) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、市域において災害が発生するおそれなくなった又は災害応急対策が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

第2 災害対策本部の組織、事務分掌

行政経営部（危機管理班）、各部（関係各班）

1 災害対策本部の組織、事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）

本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(2) 災害対策副本部長（以下、「副本部長」という。）

副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは行政経営部に関する事務を担当する副市長を第1順位として職務を代理する。

(3) 災害対策本部長付（以下、「本部長付」という。）

本部長付は危機管理監をもって充て、本部長を補佐し、本部長及び副本部長に事故があるときは本部長の職務を代理する。

(4) 災害対策本部員（以下、「本部員」という。）

本部員は各部局長とし、災害対策本部の事務に従事する。

(5) 専門員

専門員は、広報官及び保健所長をもって充てる

(6) 部（班）

災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

部には部長と次長を置き、部長は部の事務を総括し、次長は部長を補佐するとともに、部長に事故があるときは職務を代理する。

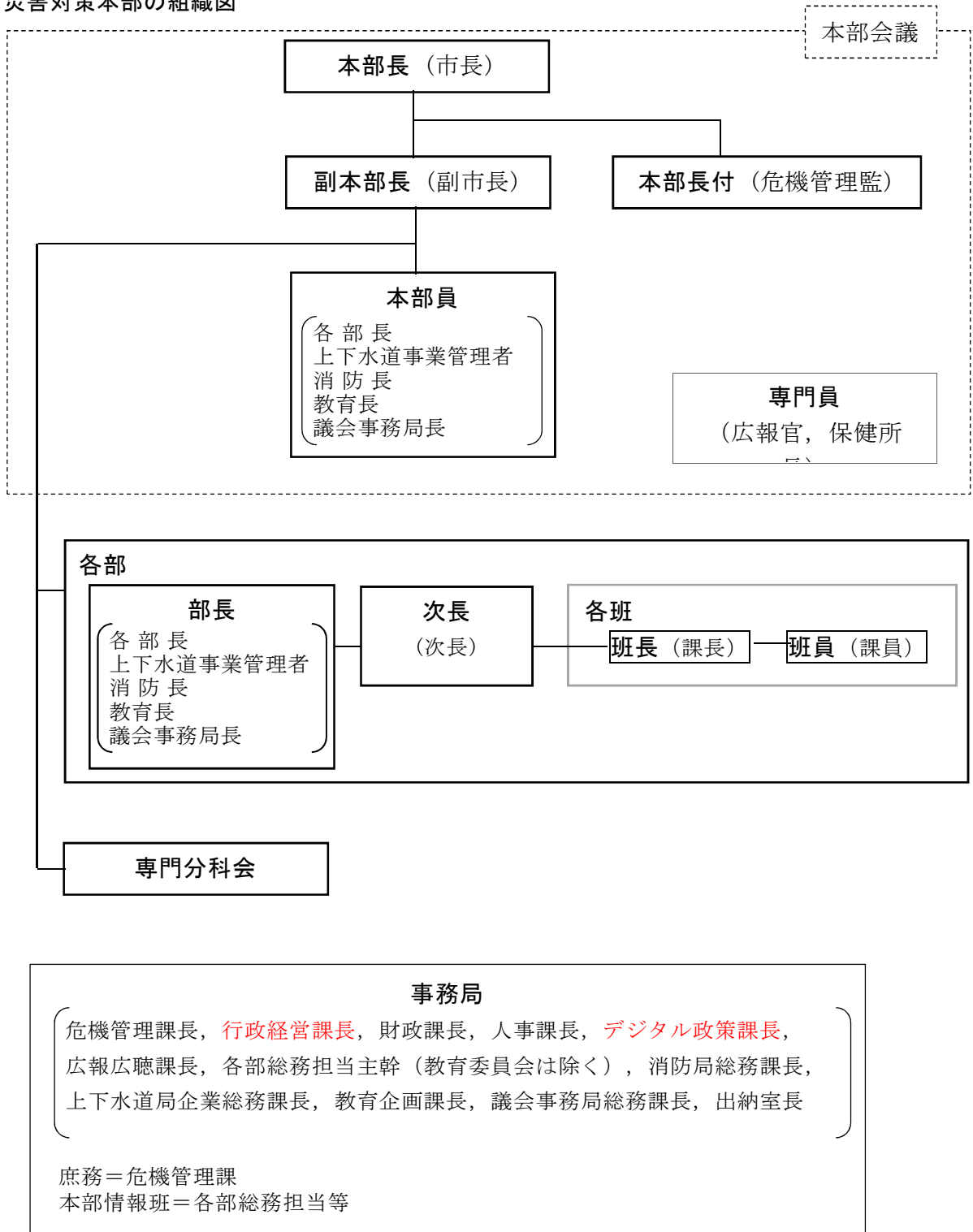
班には班長と班員を置き、班長は班の事務を総括し、所属班員を指揮監督するとともに、班長に事故があるときは本部長が指名する者が職務を代理する。

各部（各班）の分掌事務は別表のとおりとする。

(7) 専門分科会

本部長は、班の分掌事務について専門的かつ横断的に調整するため、災害対策本部に専門分科会を置くことができる。

災害対策本部の組織図



別表 各部（各班）の分掌事務

部の名称 (部長) <次長>	班の名称 (班長) <班員>	分 掌 事 務
各部幹事班(各部筆頭の班)及び 部付職員の共通事務分掌		(1) 部内の職員の動員、配備等に関する事。 (2) 部内の連絡調整に関する事。 (3) 部に関する被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の連絡に関する事。 (4) 他部の応援に関する事。
行政経営部 (行政経営部長) <行政経営部次長>	行政経営班 (行政経営課長) <行政経営課員>	(1) 災害対策本部事務局の補助に関する事。
	財政班 (財政課長) <財政課員>	(1) 緊急予算の編成及び資金調達に関する事。
	人事班 (人事課長) <人事課員>	(1) 職員の人事に関する事。 (2) 職員の動員に関する事。 (3) 職員の給与に関する事。 (4) 防災功労者の表彰に関する事。 (5) 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関する事。 (6) 職員の健康管理に関する事。
	秘書班 (秘書課長) <秘書課員>	(1) 災害対策本部長、副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害見舞視察者に関する事。
	危機管理班 (危機管理課長) <危機管理課員>	(1) 防災及び救助業務の総合企画に関する事。 (2) 防災用M C A無線の運用に関する事。 (3) 災害情報共有システムの管理・運営に関する事。
	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長) <選挙管理委員会事務局員>	(1) 災害対策本部事務局の補助に関する事。
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長) <監査委員事務局員>	(1) 災害対策本部事務局の補助に関する事。
総合政策部 (総合政策部長) <総合政策部次長>	政策審議班 (政策審議室長) <政策審議室員>	(1) 国・県等関係方面への連絡に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長) <交通政策課員>	(1) 輸送機関との連絡に関する事。 (2) 輸送の安全確保に関する事。 (3) 輸送機関に関する交通途絶箇所・交通迂回路線の周知に関する事。
	広報広聴班 (広報広聴課長) <広報広聴課員>	(1) 災害広報に関する事。 (2) 報道機関との連絡に関する事。 (3) 災害時の市民相談に関する事。 (4) 災害現場の写真撮影に関する事。
	デジタル政策班 (デジタル政策課長) <デジタル政策課員>	(1) 災害関連情報の発信の支援に関する事。 (2) 災害時の情報ネットワークシステム等の運用管理に関する事。 (3) 災害時の情報ネットワークシステム等の早期復旧に関する事。 (4) 安否情報に係るシステムの運用の支援に関する事。
理財部 (理財部長) <理財部次長>	管財班 (管財課長) <管財課員>	(1) 災害時の普通財産の管理及び被害状況の報告に関する事。 (2) 車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する事。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関する事。 (4) 避難所からの物資等回収に関する事。
	契約班 (契約課長) <契約課員>	(1) 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関する事。 (2) 庁用物品の調達に関する事。 (3) 職員、被災者、物資等の輸送に関する事。 (4) 避難所からの物資等回収に関する事。

	税制班 (税制課長) <税制課員>	(1) 市税の減免その他災害時の税制に関すること。 (2) 市税の証明に関すること。 (3) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 (4) 避難所からの物資等回収に関すること。
	納税班 (納税課長) <納税課員>	(1) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 (2) 避難所からの物資等回収に関すること。
	調査第1班 (市民税課長) <市民税課員>	(1) 市税(市民税)の減免に関すること。 (2) 被害家屋等の調査(り災証明)に関すること。 (3) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 (4) 避難所からの物資等回収に関すること。 (5) 被災者情報の提供に関すること。
	調査第2班 (資産税課長) <資産税課員>	(1) 市税(固定資産税)の減免に関すること。 (2) 被害家屋等の調査(り災証明)に関すること。 (3) 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 (4) 避難所からの物資等回収に関すること。 (5) 被災者情報の提供に関すること。
市民まちづくり部 (市民まちづくり部長) <市民まちづくり部次長>	みんなでまちづくり班 (みんなでまちづくり課長) <みんなでまちづくり課員>	(1) 地域防災拠点(地区市民センター、市民活動センター)及び地域コミュニティセンターの統括、連絡調整及び避難所開設に関すること。 (2) 災害援助等に関し、住民組織への協力要請に関すること。 (3) 所管施設の災害対策・管理運営に関すること。 (4) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (5) 避難所からの物資等回収に関すること。
	各市民活動センター (各センター長) <各センター職員>	(1) 本部との連絡に関すること。 (2) 災害予報及び被害状況の速報に関すること。 (3) 救護班の出動要請及び協力活動に関すること。 (4) 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。 (5) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関すること。 (6) 炊出しに関すること。 (7) 避難所の管理運営に関すること。 (8) その他特命事項に関すること。
	各地区市民センター (各センター長) <各センター職員>	(1) 本部との連絡に関すること。 (2) 災害予報及び被害状況の速報に関すること。 (3) 救護班の出動要請及び協力活動に関すること。 (4) 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。 (5) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関すること。 (6) 炊出しに関すること。 (7) 避難所の管理運営に関すること。 (8) り災証明書の発行に関すること。 (9) その他特命事項に関すること。
	生活安心班 (生活安心課長) <生活安心課員>	(1) 防犯に関すること。 (2) 交通安全の保持に関すること。 (3) 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること。 (4) 所管施設の災害対策に関すること。 (5) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (6) 災害見舞金の支給に関すること。
	市民班 (市民課長) <市民課員>	(1) り災証明書その他証明書の発行に関すること。 (2) 食料の緊急供給に関すること。 (3) 安否情報の収集及び提供に関すること。 (4) 被災者情報に関すること。
	男女共同参画班 (男女共同参画課長) <男女共同参画課員>	(1) 避難所の管理運営に関すること。 (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (3) 避難所からの物資等回収に関すること。
	多文化共生推進班 (多文化共生推進課長) <多文化共生推進課職員>	(1) 避難所の管理運営に関すること。 (2) 避難所からの物資等回収に関すること。

保健福祉部 (保健福祉部長) <保健福祉部次長, 保健福祉部次長 (保健衛生担当)>	保健福祉総務班 (保健福祉総務課長) <保健福祉総務課員>	(1) 保健所及び福祉事務所等との連絡調整に関すること。 (2) 社会的弱者に対する援護に関すること。 (3) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関すること。 (4) 被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。 (5) 義援金品の受入れ又は配分に関すること。 (6) 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 (7) ボランティアの受入れ及び活用に関すること。 (8) 社会福祉協議会に関すること。 (9) 災害弔慰金等の支給に関すること。 (10) 被災者生活再建支援制度に関すること。 (11) 被災者情報に関すること。 (12) 部内他班の応援に関すること。
	生活第1班 (生活福祉第1課長) <生活福祉第1課員>	(1) 避難所の管理運営に関すること。 (2) 被災者の受入に関すること。 (3) 被災者の生活保護に関すること。 (4) 避難所からの物資等回収に関すること。
	生活第2班 (生活福祉第2課長) <生活福祉第2課員>	
	援護第1班 (高齢福祉課長) <高齢福祉課員>	(1) 被災者の応急救護その他援護に関すること。 (2) 社会的弱者に対する援護に関すること。 (3) 被災後の自立支援に関すること。 (4) 被災者名簿の作成及び被災証明に関すること。 (5) 介護保険料の減免に関すること。 (6) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (7) 被災者情報に関すること。
	援護第2班 (障がい福祉課長) <障がい福祉課員>	(1) 被災者の応急救護その他援護に関すること。 (2) 社会的弱者に対する援護に関すること。 (3) 被災後の自立支援に関すること。 (4) 被災者名簿の作成及び被災証明に関すること。 (5) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (6) 被災者情報に関すること。
	保険年金班 (保険年金課長) <保険年金課員>	(1) 被災者に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の医療に関すること。 (3) 被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。 (4) 災害時の国民年金給付事務に関すること。 (5) 避難所の管理運営に関すること。
	保健所総務班 (保健所総務課長) <保健所総務課員>	(1) 医療施設等の医療に関する被害調査・報告に関すること。 (2) 医薬品及び衛生資材の確保に関すること。 (3) 血液の搬送要請に関すること。 (4) 毒物及び劇物による被害の防止又は指導に関すること。 (5) 救護班の出動要請及び協力活動に関すること。 (6) 医療関係団体並びに医療機関等との連絡調整に関すること。 (7) その他医療一般に関すること。 (8) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	防疫第1班 (健康増進課長) <健康増進課員>	(1) 防疫活動に関すること。 (2) 防疫薬剤の調達に関すること。 (3) 感染症患者の移送収容に関すること。 (4) 被災住民及び避難住民の保健指導及び栄養指導に関すること。 (5) 傷病者等の収容及び応急手当に関すること。 (6) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (7) 被災者情報に関すること。
	防疫第2班 (保健予防課長) <保健予防課員>	
	衛生班 (生活衛生課長) <生活衛生課員>	(1) 食品衛生の指導に関すること。 (2) 飲料井戸等の衛生指導に関すること。 (3) 被災住民及び避難住民の衛生指導に関すること。 (4) 防疫活動の応援に関すること。 (5) 被災地の動物の保護管理に関すること。 (6) 被災者情報に関すること。
	応援班 (衛生環境試験所長) <衛生環境試験所員>	(1) 部内他班任務の応援実施に関すること。

	協力救護班 <民間協力員県本部救護班>	(1) 救護活動に関すること。
子ども部 (子ども部長) <子ども部次長>	子ども政策班 (子ども政策課長) <子ども政策課員>	(1) 避難所の管理運営に関すること。 (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (3) 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること。 (4) 部内他班の応援に関すること。
	子ども支援班 (子ども支援課長) <子ども支援課員>	(1) 被災児童の保護に関すること。 (2) 被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。
	保育班 (保育課長) <保育課員>	(1) 災害時の保育対策に関すること。 (2) 被災児童の保護に関すること。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	子ども発達センター班 (子ども発達センター所長) <子ども発達センター所員>	(1) 被災児童の保護に関すること。 (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (3) 被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。
環境部 (環境部長) <環境部次長>	環境創造班 (環境創造課長) <環境創造課員>	(1) 災害時の環境保全に関すること。 (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	環境保全班 (環境保全課長) <環境保全課員>	(1) 災害時の環境保全に関すること。 (2) 災害時の環境調査・報告に関すること。 (3) 災害時の放射線及び放射性物質に関すること。
	廃棄物政策班 (廃棄物政策課長) <廃棄物政策課員>	(1) 災害廃棄物の処理計画に関すること。 (2) 損壊家屋の撤去（公費解体）に関すること。【実施判断】 (3) 住宅関係障害物の除去に関すること。（災害救助法）【実施判断】 (4) 廃棄物処理業者への協力要請に関すること。 (5) 廃棄物処理業者が行う災害廃棄物等の処理に係る手続きに関すること。 (6) 災害廃棄物等の区域外処理（民間施設）の手続きに関すること (7) 災害廃棄物の仮置場の設置及び仮置場での受付に関すること。 (8) 協定に基づく廃棄物処理の応援に関すること。
	ごみ減量班 (ごみ減量課長) <ごみ減量課員>	(1) 日常ごみの収集運搬体制の維持に関すること。 (2) 協定に基づく廃棄物処理の応援に関すること。 (3) 住宅関係障害物の除去に関すること。（災害救助法）【手続き】
経済部 (経済部長) <経済部次長、経済部次長（農政担当）>	産業政策班 (産業政策課長) <産業政策課員>	(1) 中央卸売市場及び公営事業所との連絡調整に関すること。 (2) 部内他班の応援に関すること。 (3) 大規模集客施設への警報の伝達に関すること。
	商工振興班 (商工振興課長) <商工振興課員>	(1) 食料及び応急給与物資の調達に関すること。 (2) 設備器材及び学用品の調達に関すること。 (3) 商業・鉱工業関係被害調査・報告に関すること（大谷石採石業関係を除く）。 (4) 商業・鉱工業関係団体及び労働関係機関との連絡に関すること（大谷石採石業関係を除く） (5) 被災中小企業者の金融対策に関すること。 (6) 大規模集客施設への警報の伝達に関すること。 (7) 生活必需品の給与に関すること。（災害救助法） (8) 避難所からの物資等回収に関すること。

	農業企画班 (農業企画課長) <農業企画課員>	(1) 農地・農業用基盤施設の被害調査に関すること。 (2) 農地・農業用基盤施設の応急措置に関すること。 (3) 農地・農業用基盤施設・農畜産物・農業用生産施設・農業用機械の被害報告に関すること。 (4) 生活関連等施設（農業用ダム及び防災重点農業用ため池、計18か所に限る。）の安全確保に関すること。 (5) 営農資金に関すること。 (6) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
	農林生産流通班 (農林生産流通課長) <農林生産流通課員>	(1) 農畜産物・農業用生産施設・農業用機械の被害調査に関すること。 (2) 農畜産物・農業用生産施設・農業用機械の応急措置に関すること。 (3) 森林の被害調査・報告に関すること。 (4) 食料の調達に関すること。 (5) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長) <農業委員会事務局員>	(1) 食料の調達に関すること。
	中央卸売市場班 (中央卸売市場長) <中央卸売市場員>	(1) 応急食料の集荷及び保管に関すること。 (2) 食品卸売業者への協力要請に関すること。
	応援班 (公営事業所長) <公営事業所員>	(1) 他班任務の応援実施に関すること。
魅力創造部 (魅力創造部長) <魅力創造部次長>	都市ブランド戦略班 (都市ブランド戦略課長) <都市ブランド戦略課職員>	(1) 部内他班の応援に関すること。
	スポーツ都市推進班 (スポーツ都市推進課長) <スポーツ都市推進課職員>	(1) 体育館における避難所開設の協力に関すること。 (2) 体育施設の災害対策に関すること。 (3) スポーツ振興財団との連携及び協力体制に関すること。 (4) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (5) 避難所からの物資等回収に関すること。
	スポーツ戦略班 (スポーツ戦略室長) <スポーツ戦略室職員>	(1) 部内他班の応援に関すること。
	文化都市推進班 (文化都市推進課長) <文化都市推進課職員>	(1) 市立文化施設及び文化財の災害対策に関すること。 (2) うつのみや文化創造財団との連携及び協力体制に関すること。
	観光MICE推進班 (観光MICE推進課長) <観光MICE推進課職員>	(1) 観光関係被害状況調査・報告に関すること。 (2) 観光関係機関及び団体との連絡に関すること。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	大谷振興班 (大谷振興室長) <大谷振興室職員>	(1) 鉱業関係被害調査・報告に関すること（大谷石採石業関係に限る）。 (2) 鉱業諸団体との連絡に関すること（大谷石採石業関係に限る）。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
建設部 (建設部長) <建設部次長>	技術監理班 (技術監理課長) <技術監理課員>	(1) 道路、橋りょう、河川の被災情報の集約と報告に関すること。 (2) 災害復旧事業（国土交通省所管公共土木施設）に関すること。
	道路管理班 (道路管理課長) <道路管理課員>	(1) 道路、橋りょう等の危険情報及び被害状況の調査・報告に関すること (2) 道路、橋りょう等における障害物の除去に関すること。 (3) 道路、橋りょう等の災害復旧の工事に関すること（道路管理班を除く。）。
	道路保全班 (道路保全課長) <道路保全課員>	(4) 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること（道路保全班に限る。）。
	道路建設班 (道路建設課長) <道路建設課員>	(5) 災害情報の伝達に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。（災害救助法）

	河川班 (河川課長) <河川課員>	(1) 河川の危険情報及び被害状況の調査・報告に関すること。 (2) 河川における障害物の除去に関すること。 (3) 河川の災害復旧の工事に關すること。 (4) 河川災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること。 (5) 災害情報の伝達に関すること。 (6) 河川の危険情報に係る現場広報に関すること。 (7) 水防に関すること。
	建築保全班 (建築保全課長) <建築保全課員>	(1) 所管建築物等（電気設備及び機械設備を含む）の被害調査・報告に関すること。 (2) 所管建築物等の応急修理及び営繕に関すること。 (3) 避難所その他応急仮設建物の建築に関すること。
	建築班 (建築課長) <建築課員>	(4) 仮設トイレに関すること。 (5) 災害にかかった者の住宅の応急修理に関すること。 (6) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	都市基盤保全センター班 (都市基盤保全センター長) <都市基盤保全センター員>	(1) 道路等の危険予防及び応急復旧の工事に關すること。 (2) 障害物の除去に関すること。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (4) 災害情報の伝達に関すること。
	L R T整備班 (L R T整備課長) <L R T整備課員>	(1) 軌道、停留場等の危険情報及び被害状況の調査・報告に関すること (2) 軌道、停留場等における障害物の除去に関すること。 (3) 軌道、停留場等の災害復旧の工事に關すること。
	L R T管理班 (L R T管理課長) <L R T管理課員>	(4) 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること（道路保全班に限る。）。 (5) 災害情報の伝達に関すること。
	事業用地班 (事業用地課長) <事業用地課員>	(1) 応急措置のための土地の収用等に関すること。 (2) 建設部他班任務の応援実施に関すること。
都市整備部 (都市整備部長) <都市整備部次長>	応援第1班 (検査室長) <検査室員>	(1) 所管建築物等（電気設備及び機械設備を含む）の被害調査・報告に関すること。 (2) 所管建築物等の応急修理及び営繕に関すること。
	都市計画班 (都市計画課長) <都市計画課員>	(1) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (2) 都市計画事業の災害対策に関すること。 (3) 災害復興都市計画に関すること。
	N C C推進班 (N C C推進課長) <N C C推進課員>	(1) 都市整備部他班任務の応援実施に関すること。
	市街地整備班 (市街地整備課長) <市街地整備課員>	(1) 個人及び組合施行の土地区画整理事業の災害対策の指導に関すること。 (2) 再開発事業の災害対策の指導に関すること。 (3) 宇都宮駅東口地区事業用地等の災害対策に関すること。
	建築指導班 (建築指導課長) <建築指導課員>	(1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (2) 災害時の建築指導に関すること。 (3) 被災者に対する建築相談に関すること。
	住宅政策班 (住宅政策課長) <住宅政策課員>	(1) 市営住宅の災害対策に関すること。 (2) 被災者に対する住宅相談に関すること。 (3) 災害にかかった者の住宅に関すること。
	景観みどり班 (景観みどり課長) <景観みどり課員>	(1) 所管する緑地及び緑地施設の災害対策に関すること。
	公園管理班 (公園管理課長) <公園管理課員>	(1) 公園緑地及び公園施設の災害対策に関すること。 (2) 公園緑地における避難場所の確保に関すること。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	区画整理第1班 (東部区画整理事業課長) <東部区画整理事業課員>	(1) 所管する区画整理事業地区内街路等の災害対策に関すること。
	区画整理第2班 (西部・北部区画整理事業課長) <西部・北部区画整理事業課員>	

上下水道部 (上下水道 事業管理者) <経営担当次長, 技術担当次長>	総務第1班 (企業総務課長) <企業総務課員>	(1) 上下水道施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 (2) 上下水道施設に係る災害対策の統括及び連絡調整に関すること。 (3) 所管施設に係る災害対策に関すること。
	総務第2班 (経営企画課長) <経営企画課員>	(4) 上下水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 (5) 緊急予算の編成に関すること。 (6) 物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 (7) 宇都宮市管工事業協同組合との連絡に関すること。
	営業班 (お客さまサービス課長) <お客さまサービス課員>	(1) 水道料金等の減免に関すること。 (2) 災害時の給水装置及び排水設備に関すること。
	給水施設第1班 (水道管理課長) <水道管理課員> <水質管理課員>	(1) 機動給水に関すること。 (2) 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 (3) 浄水場、配水場その他水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
	給水施設第2班 (工事受付センター所長) <工事受付センター所員>	(4) 配水管、給水管その他水道施設の応急復旧に関すること。 (5) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (6) 水質調査・飲用判定に関すること。
	給水施設第3班 (水道建設課長) <水道建設課員>	
	給水施設第4班 (技術監理室長) <技術監理室員>	
	下水道施設第1班 (下水道管理課長) <下水道管理課員> <下水道施設管理センター員> <水質管理課員>	(1) 下水道施設の被害状況の調査に関すること。 (2) 下水道管きよの応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 (3) 終末処理場及び中継ポンプ場の保全及び応急復旧に関すること。 (4) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (5) 水質調査に関すること。
消防部 (消防長) <消防局次長>	下水道施設第2班 (下水道建設課長) <下水道建設課員>	(6) 地域下水処理施設、工業団地排水処理施設及び農業集落排水処理施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
	総務班 (総務課長) <総務課員>	(1) 災害情報の収集に関すること。 (2) 関係機関との連絡及び応援要請に関すること。
	予防班 (予防課長) <予防課員>	(1) 災害現場の広報に関すること。 (2) 被害概況の調査及び集計に関すること。 (3) 避難の指導に関すること。
	警防班 (警防課長) <警防課員>	(1) 災害防ぎょ対策に関すること。 (2) 消防隊の総括運用に関すること。 (3) 消防資機材の調達に関すること。
	通信指令班 (通信指令課長) <通信指令課員>	(1) 災害情報の受理及び出動指令に関すること。 (2) 気象注意報、警報等の受理伝達に関すること。 (3) 被害概況の収集、伝達及び報告に関すること。 (4) 非常招集の伝達に関すること。
	中央消防班 (中央消防署長) <中央消防署員>	(1) 災害の警戒及び防ぎょ並びに警戒区域の指定に関すること。 (2) 被害概況の調査及び報告に関すること。 (3) 救助及び救急活動に関すること。
	東消防班 (東消防署長) <東消防署員>	(4) 応急給水の協力に関すること。
	西消防班 (西消防署長) <西消防署員>	
	南消防班 (南消防署長) <南消防署員>	

議会部 (議会事務局長) <議会事務局次長>	議会事務局総務班 (議会事務局総務課長) <議会事務局総務課員>	(1) 市議会議員との情報伝達連絡調整に関すること。
	議事班 (議事課長) <議事課員>	
	政策調査班 (政策調査課長) <政策調査課員>	
教育部 (教育長) <教育次長>	教育企画班 (教育企画課長) <教育企画課員>	(1) 避難所開設の連絡調整に関すること。 (2) 教育関係被害状況の調査・報告に関すること。 (3) 教育関係災害復旧及び応急救助予算の要求に関すること。
	学校管理班 (学校管理課長) <学校管理課員>	(1) 学用品の給与に関すること。 (2) 避難所開設の協力に関すること。 (3) 学校施設設備の災害対策に関すること。 (4) 避難所からの物資等回収に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長) <学校教育課員>	(1) 学校教育の再開に関すること。 (2) 被災児童生徒の教育対策に関すること。
	学校健康班 (学校健康課長) <学校健康課員>	(1) 炊出しに関すること。 (2) 学校給食の対策に関すること。 (3) 学校への災害に関する情報の伝達に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長) <生涯学習課員>	(1) 協力救急班の連絡統制に関すること。 (2) 市立社会教育施設の災害対策に関すること。 (3) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。
	応援班 (教育センター所長) <教育センター職員>	(1) 教育部他班任務の応援実施に関すること。
	協力救急班 <青年婦人団体等協力員>	(1) 救急活動の協力に関すること。 (2) 炊出し等の協力に関すること。
出納部 (会計管理者) <出納室長>	出納班 (出納室長) <出納室員>	(1) 金銭等の出納及び保管に関すること。 (2) 指定金融機関との事務の調整に関すること。

2 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、部長及び専門員をもって構成する。

本部長は、速やかに本部会議を開催し、災害対策の基本的事項について協議し、決定する。なお、勤務時間外等のため本部会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。

ア 報告事項

- ・各部の配備体制と緊急措置事項
- ・各班が収集した被災状況

イ 協議事項

- ・災害予防対策，災害応急対策の方針及びその実施
- ・高齢者等避難，避難指示の発令
- ・自衛隊への派遣要請，県や他都市（協定締結都市を含む）への応援要請
- ・県への災害救助法の適用申請
- ・災害広報の実施
- ・応急対策に要する予算及び資金の確保
- ・激甚災害の指定の要請
- ・義援金品の募集及び配分の決定
- ・その他重要な事項

(2) 事務局

事務局は、事務局長、事務局員及び連絡員をもって構成し、本部会議の事務や各部間の連絡調整を行う。

事務局長は危機管理課長をもって充て、事務局員及び連絡員は次の職員をもって充てる。

ア 事務局員

危機管理課長，行政経営課長，財政課長，人事課長，デジタル政策課長，広報広聴課長，各部総務担当主幹，消防局総務課長，企業総務課長，教育企画課長，議会事務局総務課長，出納室長

イ 連絡員

各部の必要な職員

ウ 所掌事務

- ・本部会議の事務
- ・本部長の指令その他連絡事項の各部への伝達
- ・各部所管の被害状況，応急対策等の実施状況その他災害活動に必要な情報のとりまとめ，本部長等への報告
- ・各部間の連絡調整
- ・その他市民が必要とする緊急情報や災害に関連した生活情報の収集

(3) 標識

災害対策本部に従事する者等に係る標識は以下のとおりとする。

標識の種類	使用 方 法
腕 章	災害対策本部に従事する者が着用する。
標 旗	災害対策本部の車両に掲げる。
標 灯	本部長による夜間の活動時に所持する。
ステッカー	災害対策に従事する関係車両に付ける。
防災服	指揮命令系統の明確化及び指揮の円滑化を図るため、災害対策本部員、各部長・次長、専門員が着用する。

〔資料震応 1－1 災害対策本部従事者の標識〕

第3 防災会議との連携協力

行政経営部（危機管理班）

本部長は、市域における災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、宇都宮市防災会議を構成する関係機関等に対し、資料や情報の提供、意見の聴取、その他必要な協力を求めることができる。

第4 業務の継続

行政経営部（危機管理班）

災害発生時においても、優先度の高い通常業務の継続を図るため、「宇都宮市業務継続計画（震災編）」に基づき、全庁体制による業務を実施する。

第2節 職員の動員配備

突発的に生じ、大きな被害をもたらす地震災害に対して的確な応急対策を実施するため、災害発生のような事態に対応する職員の動員・配置基準を定め、災害発生之初動期における迅速な対応体制の整備を図る。

第1 動員基準

第2 動員方法

第3 動員時の留意事項

第1 動員基準

行政経営部（人事班）

1 職員の配置体制

地震の規模等に応じた職員の配置体制は以下のとおりとする。

体制 区分	災害規模 地震発生	配 置 体 制	
		動員区分	体制内容
注意 体制	震度4以下の地震により、人的・住家被害が発生した場合	危機管理課 消防（平常時） 被害状況の確認が必要な部署の1号（必要な職員）	・危機管理課職員，消防職員，関係課職員等により，被害情報収集を行う。 ・被害があった場合，市長，関係部長等に報告する。また，被害状況により災害警戒本部を設置する。
警戒 体制	震度5弱 震度5強	1号 消防（司令長以上） 状況により2号動員	・各部課の機能をもって，救助，救援活動等を実施できる体制とする。
非常 体制	震度6弱以上	1号 2号 状況により3号動員	・各部課の全機能をもって，対処する体制とする。

2 職員の動員基準

- (1) 各班長（課長に準ずる者を含む。）は，常に所属職員の居所を把握するとともに，各班員について，下表を踏まえながら，各班の分掌事務に応じて動員区分を付し，毎年度，その写しを人事課に提出する。

動員区分	動 員 基 準
1 号	災害の発生が予想されるため警戒にあたる必要があるとき又は災害に対する準備体制を整えておく必要があるとき。 (職員の約20%)
2 号	相当規模の災害が発生し、又は発生することが予想され、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する必要があるとき。 (職員の約60%)
3 号	大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、全市をあげて防災活動を実施する必要があるとき。(全職員)

- (2) 職員の動員は、地震の規模等に応じた配置体制に基づき、各班が行う。ただし、動員に当たっては、災害時におけるその者の職務の重要度や居住地等を考慮しなければならない。

3 災害の長期化に対応できる応援体制

災害対策を的確に実施するため、部局内で職員のローテーション等を調整することとし、更に災害が大規模化・長期化した場合には、部局を超えた相互応援など、柔軟に対応できる体制を構築する。

第2 動員方法

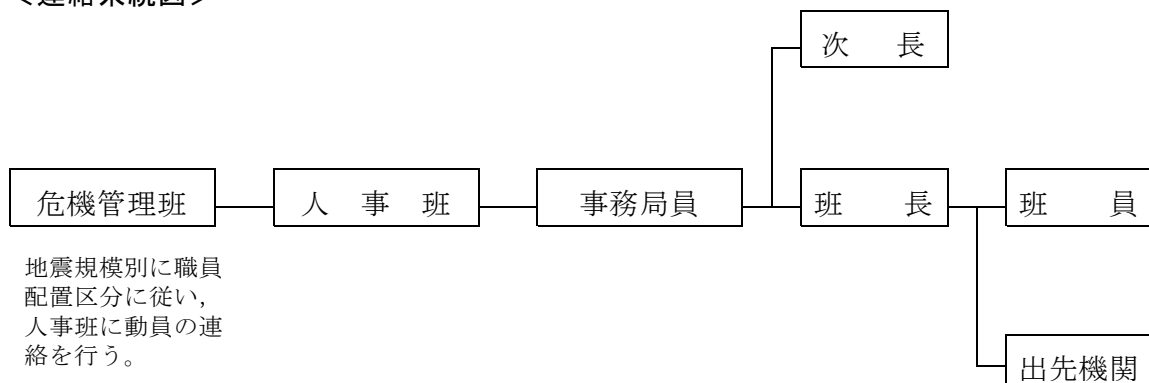
行政経営部（人事班）

1 勤務時間内の動員方法

勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生したことを知り得たときは、職員は指示がなくとも、所定の配置につく。また、行政経営部（人事班）は、動員について庁内放送を行うとともに、次の系統図に基づき職員に連絡する。

なお、消防部の動員は、消防長の定めるところによる。

<連絡系統図>



2 勤務時間外の動員方法

(1) 自主参集（震度6弱以上の地震が発生した場合）

ア 自主参集の基準

職員は、勤務時間外において、震度6弱以上の地震が発生したことをテレビ、ラジオ等の報道より知り得たとき又は地震により相当な被害が発生したと職員が自ら察知したときは、配置体制により、1号・2号及び3号の職員のうち参集が必要な職員は指示がなくとも直ちに参集し、配置につくものとする。

イ 自主参集の方法・場所

職員は、震度6弱以上の地震が発生し、交通機関が途絶したときは、徒歩、自転車、バイク等により、原則として本庁等勤務場所に参集するものとする。災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの出張所、地区市民センター等市の施設に参集し、その責任者（出張所長、センター所長等）の指示を受け、災害対策に従事するものとする。

なお、職員の家族に死傷者がでたとき又は自宅が全半壊したときは、何らかの手段をもってその旨を所属の上司又は最寄りの施設の責任者に報告するものとする。

(2) その他の場合の参集

行政経営部（危機管理班）は、消防局その他からの通報により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに災害発生時の緊急連絡表により関係部長等に通報する。関係部長等は、それぞれの部署に職員を配置し、応急体制に備える。

3 震度6弱以上の地震が発生した場合の参集場所

勤務時間内・外を問わず、震度6弱以上の地震が発生した場合、配置体制により参集が必要な職員は原則として勤務場所に参集する。ただし、配置場所を指定された職員は、指定された場所に参集するものとする。

4 動員数の確認

(1) 参集職員の届出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に参着した旨を届け出る。

病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により本部長に届け出る。

(2) 動員状況の報告

招集を完了したときは、各部長は、動員職員数、参着不可能職員数及び参着職員数を班別に人事班へ通報する。

通報を受けた人事班長は、これを動員記録簿に記録する。動員記録簿の様式は、人事班長が別に定める。

第3 動員時の留意事項

行政経営部（人事班）

1 日頃からの心得

- (1) 日常から防災に係る訓練等に参加するとともに、担当業務の習熟に努める。
- (2) 被災により交通が途絶した場合に備え、バイク、自転車、徒歩等により参集するための経路を日頃から確認しておく。

2 参集時等の留意事項

- (1) 安全確保
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
- (2) 地震情報の収集
地震が発生したときは、テレビ・ラジオの視聴等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努める。
- (3) 服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。
- (4) 参集途上の緊急措置
参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに人命救助及び消火活動への協力など適切な措置をとる。
- (5) 被害状況等の報告
参集途上において、被害状況又は災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

震災直後、応急体制を早期に立ち上げるために必要な被害概況の収集・伝達体制や、その後の的確な対応を図るため必要な詳細な被害状況の収集・伝達体制を整備する。

- 第1 24時間情報収集体制
- 第2 情報の受伝達体制
- 第3 災害情報等の収集・報告
- 第4 県・国への報告

第1 24時間情報収集体制

行政経営部（危機管理班）、消防部、関係各部（関係各班）

市及び消防局は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速かつ適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（各部班長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

市民や防災関係機関、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間体制で受信し、速やかに伝達系統により伝達する。

3 災害対応用スマートフォンの配備

災害対策関係職員に対し災害対応用スマートフォンを配備し、災害時における緊急通信の確保を図る。

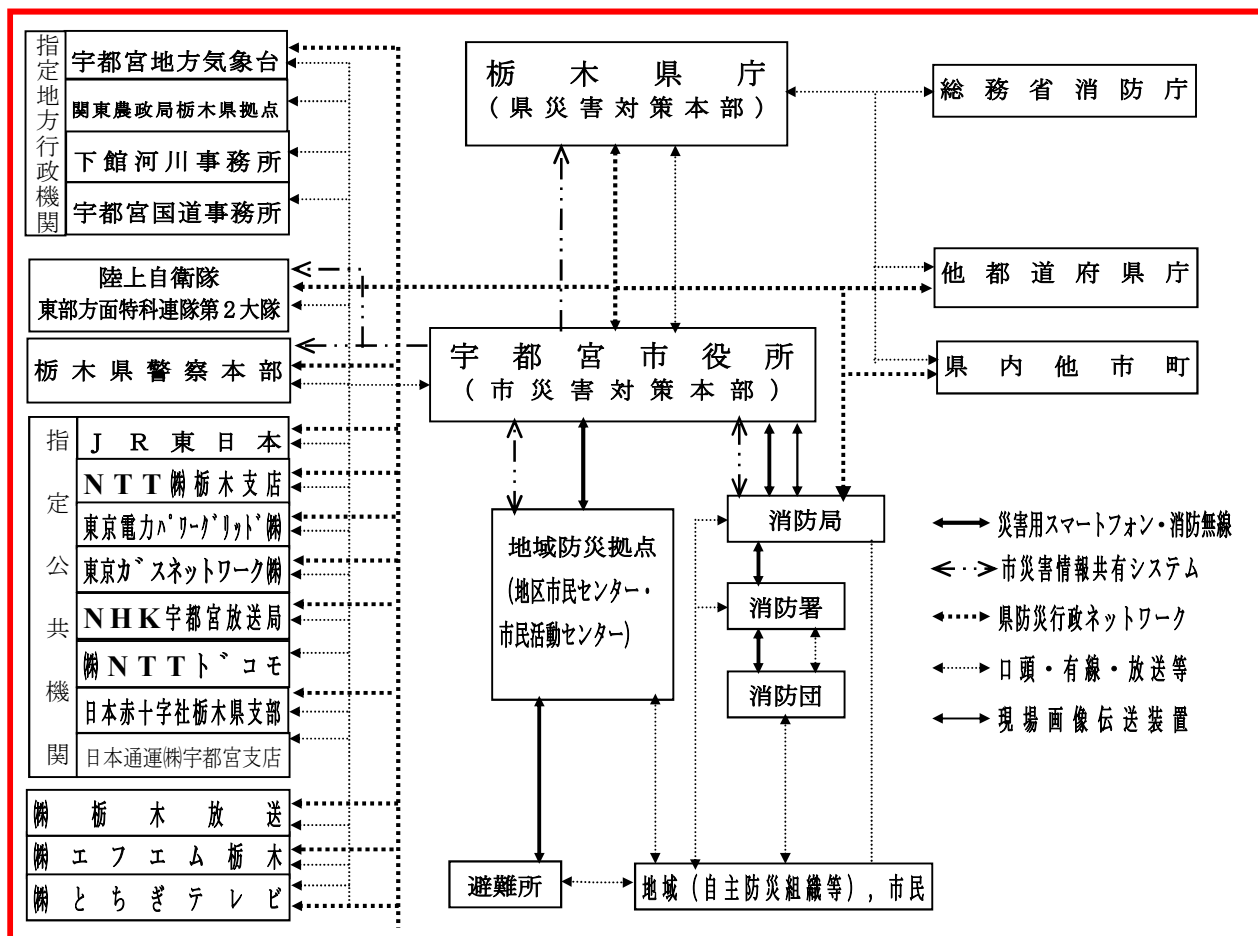
第2 情報の受伝達体制

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

災害時の情報収集・伝達は、電話や災害対応用スマートフォンのほか、消防無線、宇都宮市災害情報共有システム、栃木県防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等により行い、収集・伝達系統は次のとおりとする。

併せて、大規模な被害が発生する恐れがある場合等は、知事から市長へ、直接助言を行う知事ホットラインを活用する。

<情報連絡・系統図>



(1) 災害対応用スマートフォン，消防無線

災害対策本部と地域防災拠点，避難所間，消防局と消防署・消防団，消防車両間の情報の受伝達は，有線回線の輻輳等により，通話不能となった場合は，**災害対応用スマートフォン**又は消防無線を積極的に活用する。

(2) 宇都宮市災害情報共有システム

災害応急対応に当たる各部各班と地域防災拠点が収集した被害情報や避難所の状況等（開設状況や避難者数など）の災害対策本部への報告については，宇都宮市災害情報共有システムのほか，口頭等により行う。

(3) 県防災行政ネットワーク

県や県内市町，県警，自衛隊，指定公共機関との情報の受伝達は，県防災行政ネットワークを積極的に活用して行う。

(4) その他の通信手段

災害時の通信環境に応じて，災害時優先電話やFAX，Eメール等を活用するほか，いずれの通信手段によっても情報の受伝達が困難な時は，県及び防災関係機関等に伝令を派遣し，情報の受伝達を行う。

(5) 通信施設が被災した場合の応急措置

通信施設が被災した場合には，被災状況の早期把握に努め，次の措置等により通信回線等の確保を図る。

ア 移動局の活用

消防無線については、被災を免れた移動局を活用し、通信体制を迅速に構築する。

イ 早期復旧の実施

職員等による仮復旧に努めるとともに、直ちに保安業者に連絡し、修理を依頼する。

ウ 東日本電信電話(株)が実施する応急措置

東日本電信電話は、災害救助活動等に直接関係する防災関係機関の通信施設の確保及び通信の途絶解消に留意し、次の方法により、速やかに回線の応急復旧を行う。

- ① 可搬型無線設備及び応急用ケーブルを使用し、回線の応急復旧を図る。
- ② 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。
- ③ 電力設備被災局には、非常用移動電源車を使用し、復旧を図る。
- ④ 幹線伝送路の被災については、デジタル可搬型無線設備等により復旧を図る。

第3 災害情報等の収集・報告

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

1 地震情報の収集

宇都宮地方気象台の発する地震情報等を県防災行政ネットワークやインターネット等を通じて収集するとともに、市内の状況等を高所監視カメラや宇都宮市災害情報共有システム等により収集し、地震規模や範囲、被災の概況等について早急に把握する。

2 異常現象等の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生する恐れのある異常現象又は災害による被害を発見した者は、遅滞なく市又は警察に通報しなければならない。

また、警察が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市へ連絡する。

(2) 異常現象等の通報

異常現象又は災害による被害の通報を受けた市は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県（危機管理課）及び宇都宮地方気象台に、電話、県防災行政ネットワーク等により通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国に直接連絡する。

3 被害情報の収集・報告

(1) 情報の収集・報告

各部各班は、次の情報を収集し、災害対策本部事務局に速やかに報告する。

なお、初動期においては、部分的な詳細情報よりも被害の概要を大まかにつかむことに留意し、地震発生後1～2時間以内に報告するものとする。

初動期の報告内容

区 分	報 告 内 容	共通内容
人的被害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対応の状況
火 災	1 火災の発生及び延焼の状況	
物的損害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋りょうの被害状況 3 建物の倒壊状況 4 がけ崩れ及びがけ崩れのおそれの状況 5 電気，ガス，水道，電話等の状況	
そ の 他	応急対策上必要な事項	

情報収集内容

項 目	収 集 内 容	担 当
(1) 人的被害	ア 死者及び行方不明者の状況	消防部 危機管理班
	イ 負傷者の状況	消防部
(2) 住家・非住家等被害	ア 全壊及び半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急） ・建物応急危険度判定調査	建築指導班
	イ 全焼及び半焼の状況	消防部
	ウ 被災宅地危険度判定調査	都市計画班
(3) 公共土木施設の被害	ア 道路，橋りょう，河川等の状況	道路管理班 道路保全班 道路建設班 河川班 L R T整備班 L R T管理班
	イ 急傾斜地，宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	河川班
	ウ 交通施設及び交通の状況 ・公共交通機関（JR宇都宮駅，東武宇都宮駅，関東・ジェイアールバス関東の各バス会社，宇都宮ライトレール株式会社） ・道路交通（警察）	交通政策班 道路保全班 L R T整備班 L R T管理班

	エ ライフライン施設の状況 ・ 上水道，下水道 ・ 電話，都市ガス，電気各社	上下水道部 危機管理班
(4) その他	ア 救急救助活動の状況	消防部
	イ 医療活動の状況	保健所総務班
	ウ 応急給水の状況	上下水道部
	エ 出火の状況	消防部
	オ 社会的混乱の状況	危機管理班
	カ 避難所の状況	生活班
	キ 避難指示及び警戒区域設定の状況	消防部
	ク 市有施設の状況	関係各部（各班）
	ケ 応急対策活動の状況等その他	危機管理班
	コ 食料及び生活必需品の供給状況	商工振興班

[資料震応3-1 人的被害及び住家被害の判断基準]

(2) 情報収集体制

各部各班は，情報提供機関からの情報収集を行うとともに，必要に応じて次の措置により情報収集体制を補完する。

ア 現地への職員の派遣

本庁職員や出先機関職員を現地に派遣し災害の概況を把握する。

イ ヘリコプターの支援要請

各部において，ヘリコプター等による被災状況の確認が必要であると認められる場合は，県及び県を通じて関係機関に派遣等を要請する。

ウ 無人航空機（ドローン）の活用

車両や徒歩での移動による被災状況の確認が困難である場合には，必要に応じて民間事業者等との災害時協力協定に基づき，協定締結先による無人航空機（ドローン）等を使用した情報収集を依頼する。

(3) 情報の整理・分析

要員や資材等の確保，応援の要請，二次被害防止対策等について迅速に決定するため，各班からの報告内容を取りまとめ，分析した結果を本部会議に報告する。

(4) 各部への伝達

収集した情報及び本部会議等において決定した対策等は，連絡員が各部（各班）に伝達するとともに，必要に応じて，災害時コールセンターへ宇都宮市災害情報共有システム等により情報提供する。

4 被災者情報の集約

(1) 被災者台帳の整備

災害対策基本法に基づき，市は，必要に応じて，「被災者生活再建支援システム」を活用し，被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者への総合的かつ効率的な支援を

速やかに実施する。

(2) 安否確認への対応

災害対策基本法に基づき、市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助活動等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

第4 県・国への報告

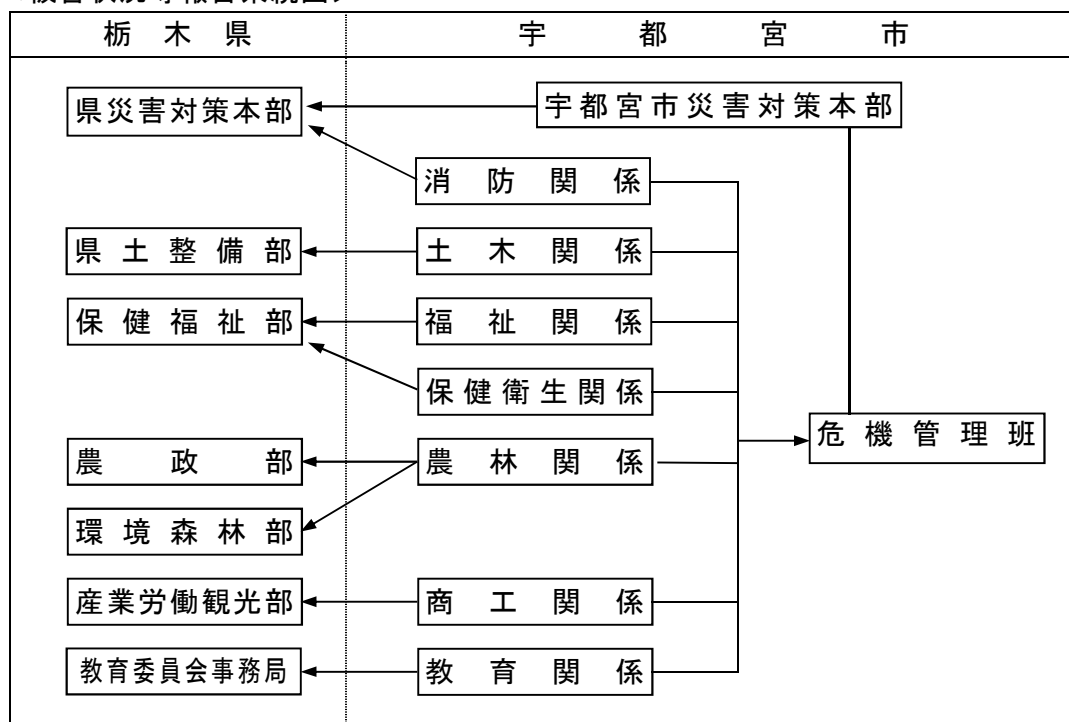
行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

1 報告の区分及び留意事項

市長の知事に対する報告及び各班の本部に対する報告、並びに報告系統は、おおむね次のとおりとする。

報 告 の 区 分	報告の時期	留 意 事 項
【発生報告】 災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告	・覚知後、直ちに報告し、以後詳細が判明次第報告する。	・人的被害又は二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 ・部分情報及び未確認情報も可、ただし、情報の出所を明確にしておく。
【概況、中間報告】 被害の概況及び中間調査の結果に基づき報告 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告	・定時報告8時、12時、17時 ・緊急性のあるものは随時報告 ・本部より指示があった場合 ・その他必要と認められた場合	・発生時に報告した事項のその後の対応について ・確認事項について ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合、その氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する
【確定報告】 被害状況の確定調査の結果に基づき報告（最終報告）	・被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から3日以内に確定報告	・被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。

<被害状況等報告系統図>



2 県、国への報告の要領

市が国及び県へ行う報告の要領は、次のとおりである。

(1) 栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第40条に基づく栃木県火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）による様式に基づき県へ報告する。

また、被災等のため県と連絡できない場合には、国に報告するものとするが、県との連絡が可能となった時点から、その後の報告は、県に行うこととする。

なお、大災害等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防局等へ通報が殺到した場合には、その状況を県及び国へ報告する。

(2) 次の基準に基づく災害が発生した場合

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 上記ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

上記の基準に基づく災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。

なお、この報告は前記(1)の消防組織法第40条に基づく栃木県火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱うものとする。

○ 報告先

国の 報告先	勤務時間内 (平日9:30～18:15) 消防庁防災課応急対策室	N T T 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033
	勤務時間外 消防庁宿直室	N T T 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036
県の 報告先	県危機管理防災局 危機管理課	N T T 回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146

第4節 応急避難対策の実施

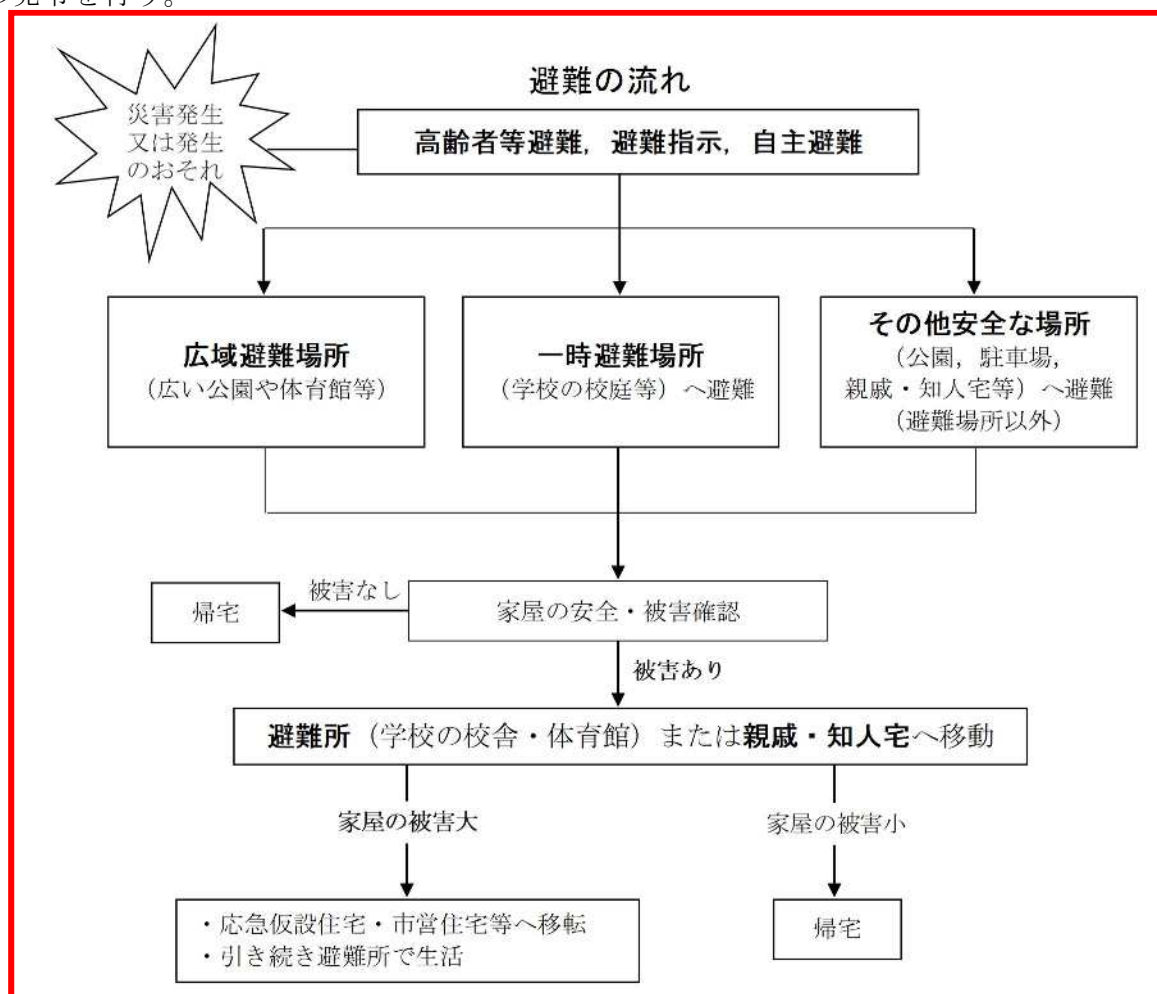
災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災者や危険地域の住民、帰宅困難者等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の指示や誘導等の方法を定め、また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 第1 避難指示等の発令 | 第6 避難所以外への避難者に対する支援 |
| 第2 避難方法・避難誘導 | 第7 帰宅困難者対策 |
| 第3 避難所の開設 | 第8 県外からの避難者対策 |
| 第4 地域による避難者の受入れ | 第9 広域一時滞在対策 |
| 第5 避難所の管理運営 | 第10 避難所の閉鎖 |

第1 避難指示等の発令

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域住民の生命及び身体に危険が迫ったときは、地域住民を避難させるため、地域住民に対し、直ちに高齢者等避難や避難指示の発令を行う。



1 避難指示等発令の実施者

高齢者等避難や避難指示の発令は、次に掲げる者が行う。

実 施 者	高齢者等避難，避難指示を行う要件	種 別	区 分
市 長	(1) 市民の生命又は身体に危険を及ぼすと認められるとき。 (災害対策基本法第60条第1項)	災害全般	避難指示
	(2) 風水害の発生，又は発生するおそれがある場合に，要配慮者等，特に避難行動（避難支援者は支援行動）に時間を要する者が，避難行動を開始する必要があると認められるとき。 (宇都宮市地域防災計画)	洪水又は土砂災害	高齢者等避難
知 事	(1) 災害の発生により，市がその事務を全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 (災害対策基本法第60条第6項)	災害全般	避難指示
知事，その命を受けた職員又は市長	(2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第29条)	洪水	避難指示
知事又は，その命を受けた職員	(3) 地すべりにより，著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	地すべり	避難指示
警 察 官	(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)	災害全般	避難指示
	(2) 人の生命若しくは，身体に危険を及ぼすおそれのある天災などの危険な事態がある場合で，危害を受けるおそれがある者に対して特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)	災害全般	警告 避難の措置
災害派遣を命ぜられた自衛官	上記において，警察官が現場にいないとき。 (自衛隊法第94条)	災害全般	避難指示

2 避難指示等の発令

避難指示等は，「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき，直近の気象情報や現場からの報告，**気象防災アドバイザー等専門家の技術的な助言等を踏まえ**，総合的に判断し，発令する。

また，避難指示等を判断しようとする場合において，必要があると認めるときは，知事や宇都宮地方気象台，防災関係機関等に対し，助言を求めることができる。

助言を求められた関係機関等は，単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず，災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて，技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお，避難時の周囲の状況等により，避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での退避等の安全確保措

置を指示することができる。

種別 区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
実施条件	要配慮者等，特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり，災害により，人的被害の発生する可能性が高まったとき。 (地震，風水害，火災，危険物・高圧ガス等の漏えい，がけ崩れ等)	災害により，通所の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	何らかの災害がすでに発生している可能性が高い段階であり，すでに安全な避難ができず，命が危険な状態。 ただし，必ず発令する情報ではない。
対象地域	災害により被害を受けるおそれのある地域	災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある地域	

3 避難指示等の伝達

市は，避難指示等を発令した場合又は自衛官や警察官より避難指示の実施の報告を受けたときは，市民や県（危機管理課），自衛隊，警察へ直ちに伝達する。

地域住民は，近隣に居住する障がい者やひとり暮らし高齢者，外国人等に避難指示等の伝達が確実に届くように協力する。

また，避難の必要がなくなった場合は，市は直ちにその旨を公示し，その旨を県（危機管理課）へ報告する。

(1) 伝達内容

- ア 発令対象地域
- イ 避難すべき理由
- ウ 避難すべき場所
- エ 避難すべき経路
- オ 注意事項（火の元・電気の確認，戸締り，携行品，門扉等への避難先の明示）

(2) 市民への伝達方法

- ア 広報車，登録制メール，緊急速報メール，**防災ラジオ**，市ホームページ・**S N S**等の利用
- イ 自主防災組織の協力による周知（臨戸訪問等）
- ウ Lアラートを通じたテレビ・ラジオ放送やテレビのデータ放送
- エ 消防団による警鐘，サイレン

第2 避難方法・避難誘導

消防部，関係各部（関係各班），警察署

1 避難誘導の方法

市は，警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て，住民や帰宅困難者が迅速かつ安全に避難できるよう誘導する。

避難に際しては，できるだけ自治会，町内会等の集団ごとに行い，負傷者，障がい者，高齢者，幼児等を援助するほか，行方不明者の把握に努める。

2 避難誘導実施上の留意事項

- (1) 避難は緊急性のある地域から行うものとし，次の順序による。
 - ア 高齢者，幼児，病人，障がい者及びこれらに必要な介助者
 - イ 一般市民，帰宅困難者（ＪＲ宇都宮駅，東武宇都宮駅等）
- (2) あらゆる危険を考慮し，最も安全な避難経路をあらかじめ指定する。
- (3) 避難経路に危険箇所があるときは明確に標示するか，あるいは誘導員を配置する。
- (4) 夜間にあっては，照明具携行の誘導員を要所に配置する。
- (5) 誘導員は出発又は到着の際，人員点呼を行う。

3 避難住民への注意事項

- (1) 車両による避難は，原則として禁止する。
- (2) 避難に際しては必ず電気，火気，危険物等の始末を完全に行う。（会社，工場等にあつては，油脂類の流出，発火性薬品，電気，ガス等の安全措置）
- (3) 携行品はリュック等に入れ，両手の自由を確保し，過重な携行を避ける。

○携行品の内容

- ・貴重品（保険証，預貯金通帳，印鑑，証明書等）
- ・食料品（水，応急食料，高齢者や幼児用食品等）
- ・衛生用品（マスク，除菌シート，体温計，生理用品，紙オムツ等）
- ・応急医療品
- ・衣類（肌着，防寒着等）
- ・その他（ラジオ，懐中電灯等）

第3 避難所の開設

行政経営部（危機管理班），施設管理者

1 避難所の開設

地震等により家屋を失うなどの被害を受けた避難者や帰宅困難者が多数発生した場合や避難指示等を発令した場合，一時避難場所，避難所に指定されている公共施設の施設管理者は，「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に従い，施設のすべて又は一部を速やかに開設する。（学校については，「学校への避難者初期支援ガイドライン」による。）

また，被災者の一時受入施設として，必要がある場合は，県・民間施設に対して，施設の一部提供を要請する。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 指定一時避難場所を開設する場合

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から市民等の命を守る場合の一時的な避難のために、本部長が施設管理者に対して開設を指示する。

なお、避難者が収容を求めた場合、施設管理者は避難者を一時保護し、災害対策本部及び地域防災拠点にその旨を報告する。

イ 勤務時間外に指定一時避難場所を開設する可能性がある場合、施設管理者は、あらかじめ自主防災組織等の近隣住民と連絡を取り合い、災害発生時は速やかに一時避難場所を開設する。

(3) 指定避難所を開設する場合

ア 災害により自宅が被災し、生活の場所を失った市民等を滞在させるためなどに、本部長が施設管理者に対して開設を指示する。

イ 開設している指定一時避難場所は、必要に応じて指定避難所に移行する。

2 避難所開設の公示

市長は、避難所を開設したときは、直ちにその旨を公示するとともに、収容すべき者を避難誘導し、救助配置の場合は、その状況を次により知事に報告する。

(1) 開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込み

3 開設状況・混雑状況の周知

避難所を開設したときは、「宇都宮市避難所開設状況管理システム」等により、避難者が適切な避難行動をとれるよう、各避難所の開設状況や混雑状況を市民に周知する。

4 収容対象者

避難所への収容対象者は、次のとおりとする。

(1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者

(2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難な者

(3) 公共交通機関の運行停止により帰宅が困難な者

(4) 避難指示等の発令により緊急避難の必要がある者

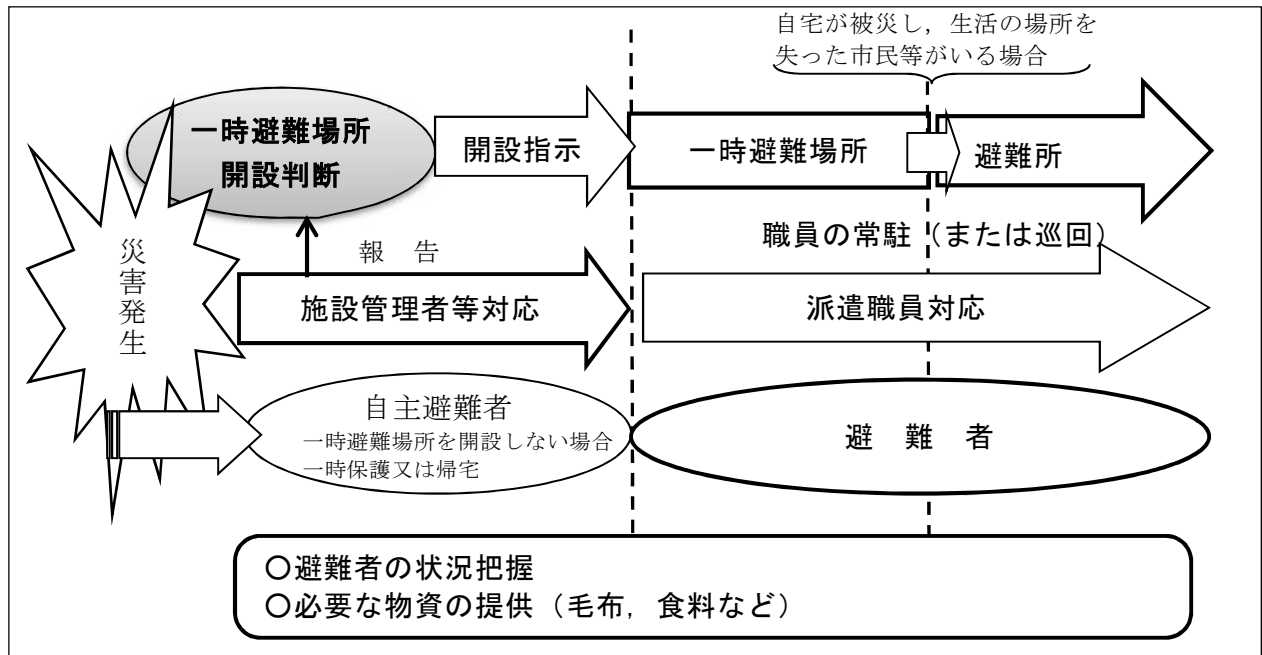
5 開設期間

避難所の開設期間は、原則として避難者が住宅の修理や応急仮設住宅への入居等により、住宅を確保するまでとする。

救助配置の場合で、避難所開設期間がやむを得ない理由により7日を超える見込みであるときは、開設から5日までにその状況を知事に報告し、指示を受ける。

また、避難所開設から一定期間が経過し、避難者の減少や学校の教育活動再開等の状況を踏まえ、避難所が複数ある場合は避難所の統合を検討する。

〔避難所開設の流れ〕



第4 地域による避難者の受入れ

行政経営部（危機管理班）、市民まちづくり部、
教育部、施設管理者

震災発生直後においては、自主防災組織をはじめとする地域住民の協力のもと、一時的・緊急的に避難者を受入れるため、優先的に開設する避難所や備蓄避難所を開錠し、備蓄物資の配布や地域防災拠点への連絡等を行う。

地域住民が緊急的に開設した備蓄避難所を指定避難所として移行する場合は、市が引き継ぐ。

- ① 施設の開錠（地域で保管している鍵を使用し体育館を開錠）
- ② 避難者の受入れ（避難者を順次、受入れ）
- ③ 備蓄物資の配布
- ④ 地域防災拠点（各地区市民センター等）への連絡（避難の状況等を連絡）

第5 避難所の管理運営

保健福祉部(生活班, 保険年金班), 市民まちづくり部
(各地区市民センター, みんなでまちづくり班,
男女共同参画班, **多文化共生推進班**),
子ども部(**子ども政策班**), 教育部ほか関係各部(関係各班)

避難所の運営は, 初期段階では市等が中心となってい, その後, 避難所における情報伝達, 食料, 飲料水等物資の配給, 清掃等の業務は, 避難者, 自主防災組織, ボランティア等の自主的活動により運営することを原則とし, 市は, これを支援する。

また, 避難者は自主的に秩序ある共同生活を送れるよう努める。避難所の管理運営については, 本計画のほか, 「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」による。

1 避難所運営の基本方針

(1) 市による避難者の救援救護

市は, 避難所の設置者として, 避難者が安全かつ健康的に避難生活を送れるよう, 運営の公平性を確保し, 避難所の秩序を維持するとともに, 避難者を救援救護する責務を負う。

(2) 自主防災組織を中心とした自助・共助と自主的・主体的な行動

避難者は, 避難所で共同生活を送るにあたり, 各避難所で定めたルールに従い, 自主防災組織を中心に互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

(3) 要配慮者や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に立った運営

避難所では, 急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で, プライバシーや防犯・安全等の面から, 女性, 妊産婦, 子ども, 高齢者, 障がい者及び外国人等が不安なく避難生活を送れるよう, これらの避難者の視点に立った避難所運営に努める。

(4) 避難所以外への避難者に対する支援

避難所に滞在できない在宅避難者や車中泊など避難所以外への避難者に対して, 最寄りの避難所において物資の配布や情報の提供など必要な支援を行う。

(5) 通勤・通学者や帰宅困難者等への公平な対応

避難所では, 市外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難者となった者等も受入れ対象となることから, これらの避難者に対しても, 帰宅するまでの一時的な滞在期間中は, 地域住民と同様に, 救援物資や滞在スペースを公平に提供する。

(6) 環境変化への的確な対応

季節の移り変わりや避難者の増減等, 発災からの時間経過に応じた生活環境の変化に対して的確に対応する。

2 管理運営体制

(1) 市・自主防災組織・施設管理者等の基本的な役割

① 市

ア 各避難所の管理運営責任者として担当職員を定め、派遣・配置し、災害対策本部との連絡調整（避難状況の報告等）、避難者相互の公平性の確保（居住スペースの割り振り、配給物資の管理等）、避難所の秩序維持や避難者情報の管理、避難者への情報提供等を実施する。

イ 居住スペース（高齢者や障がい者、母子等に配慮したスペースを含む）の割り振りにあたっては、施設管理者と十分に調整を図る。

② 自主防災組織等

ア 地域防災の中心的な担い手である自主防災組織等が主体となり、避難所でのルールづくりや生活スケジュールの設定、避難所として使用するスペース（体育館や教室、トイレ等）の清掃、炊事・配膳・片付け等、避難者が担う仕事の割り振りなどを行う。

イ 炊事・配膳・片付け・清掃等について、特定の避難者・性別に偏らないように編成する。

ウ 避難所生活のルールについては、季節や入退所者の状況、避難所の統合等の状況に応じて見直す。

③ 施設管理者

ア 施設管理者は、避難所で使用する施設の維持管理を行う。

イ 施設管理者は、緊急対応として避難所運営に協力する。

(2) 避難所運営委員会の設置

① 避難者が避難所を自主的・主体的に運営できるよう、避難者や自主防災組織等による避難所運営委員会を設置する。

② 避難所運営委員会には、会長、副会長のほか、各運営班を置く。なお、会長、副会長や各運営班の代表者等の選出、及び班員の編成にあたっては、避難者の意見を避難所運営に的確に反映できるよう、男女の割合や世代の構成などに配慮する。

③ 避難所運営を円滑に行うため、避難所運営委員会や市、施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等による協議の場を設け、調整を行う。

(3) 避難者情報の管理

① 避難所における避難者情報の管理は、市職員が行うものとし、入退所者の状況を常に把握する。

② 避難者（特に要配慮者）の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握する。

③ 市は、市民以外の避難者を把握し、当該避難者が居住する自治体と情報交換を行う。

④ 避難者の中に、配偶者からの暴力等の被害を受け追跡・危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

(4) 秩序の維持

- ① 避難所は、避難者のみならず見舞者や支援者等、多数の人が出入りする施設であることから、市は、避難所の秩序維持に万全の体制を整える。
- ② 市は、防犯対策及び不審者対策の観点から、所管の警察署に対し避難所の定期巡回を要請する。
- ③ 避難者は、現金や貴重品を常に携行し、自ら可能な範囲で防犯対策を講じるとともに、不審なものを見かけた場合は市職員や警察に通報する。

3 避難所運営の留意事項

(1) ライフラインの確保

① 電源（避難所が停電した場合）

- ア 市が備蓄している自家発電機等により確保する。
- イ 自家発電機等については、燃料や電力容量に限りがあることから、用途については、主として夜間の照明とする。

② 飲料水・生活用水（水道が断水した場合）

- ア 飲料水については、給水車等により確保する。
- イ 生活用水については、プールの水などを濾水機に通して使用する。

③ 通信

- ア 災害時には、発信制限や輻輳などがあることから、各避難所に特設公衆電話を設置する。
- イ 通常の通信網が使用できない場合、本部と避難所との通信を確保するため、全ての避難所に配備している**災害対応用スマートフォン**を活用する。

(2) 避難者への情報提供

- ① 電源が確保できた場合、避難者へ情報提供を行うため、視聴のルールを定めた上、テレビ・ラジオを設置する。
- ② 電力・通信の復旧等により、避難所の運営が安定してきた場合、市は、避難者がインターネットを利用できるよう環境整備に努める。
- ③ 避難所における情報共有手段として、文書等を貼付けできる「情報掲示板」を設置する。なお、被災者の安否情報などを掲示する場合は、個人情報の保護に留意する。

(3) 物資の適正管理

- ① 配給物資の管理は、市職員が行い、避難者に対し公平に配給するとともに、在庫の管理も行うほか、**災害時応援協定等**を活用し、**栄養バランスの取れた適温の食事の確保に努める**。特に、配給された弁当や生もの等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な管理等を徹底する。
- ② 各避難所で配給物資に過不足が生じた場合は、各避難所相互で配給物資を融通する。なお、物資の融通にあたっては、必要に応じて、災害対策本部で調整を行うこととする。
- ③ 女性用品の配給については、女性による配布などの配慮を行う。

(4) プライバシーの確保

- ① 発災直後は、原則として、避難者の全員収容を優先させつつも、女性用の更衣室や授乳室、おむつ交換室等の確保に努める。
- ② パーテーションなどにより間仕切りを行い、避難者のプライバシーを可能な限り確保する。

(5) トイレの清潔保持

- ① 避難所生活において、水分や食事を十分にとり、健康を維持するためには、避難所のトイレを清潔に保持することが重要であることから、トイレの清掃が円滑に行われるよう掃除当番を編成する。また、当番編成にあたっては、不公平が生じないように留意する。
- ② 避難所施設のトイレについては、高齢者・障がい者等の要配慮者に介助者が必要な場合でも使用できるよう配慮する。
- ③ 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。
- ④ 仮設トイレを設置する場合、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。

(6) 避難所での健康・衛生管理

- ① 避難所における生活環境を常に良好なものにするため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- ② 避難所生活を送る上では、可能な限り身体を動かすことが重要であるため、避難者へ避難所運営への積極的な参加を促す等、健康維持に留意する。
- ③ 健康（精神面も含む）に不安を感じる避難者については、市が派遣した保健師等の専門職員へ相談できるよう留意する。
- ④ 入浴について、市は自衛隊の災害派遣部隊に支援を求めるほか、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行う。
- ⑤ 洗濯を行う場所（洗濯機）については、避難所施設で排水が可能な場所に設置する。
- ⑥ 感染症流行時においては、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」に従い、避難所内における感染拡大に留意しながら運営する。

(7) 女性、要配慮者への配慮

- ① 女性
各避難所へ女性職員（他自治体等からの応援職員を含む）を配置し、また、相談窓口の設置等により、女性からの要望や相談に適切に対応するとともに、女性専用スペース（就寝、着替え、乳児への授乳、物干し場等）を設置し、女性のプライバシーの確保に努める。
- ② 妊産婦
避難者本人や家族に妊婦であることの申告を促すとともに、妊産婦が安定した状態で避難生活を送れるよう、居住スペースの割り振りや炊事・清掃等の負担軽減に配慮する。
- ③ 子ども
ア 避難所における育児を支援するため、保育園等が再開するまでの間、必要に

応じて保育士等を避難所に派遣するよう努める。

イ 乳児用ミルク用の飲料水、ガーゼやオムツ等の衛生用品、哺乳瓶を消毒する器具等の乳児専用の物資について、他の物資とは区別して管理する。

ウ 夜泣きする子どもに対応するための専用スペースの確保に努める。

エ 小中学生等の健全な避難所生活を確保するため、運動のできる場所や学習室、談話スペースなどを可能な限り設けるとともに、必要に応じて、悩み等を相談できるカウンセラー等を派遣する。

④ 高齢者

ア 高齢者は、避難所で1日動かない状態が継続することにより心身の機能が低下する「生活不活発病」を防止するため、身の回りのことは可能な限り自分で行うとともに、炊事・清掃等に積極的に参加するなど、身体を動かすことに努める。

イ 市職員等は、単身の高齢避難者が孤立しないよう定期的に声をかけ、要望や相談を受けるよう努める。

⑤ 障がい者

ア 障がい者が避難所へ避難した場合、「障がいのある人に対する情報やバリアフリー推進ガイドライン」に基づき、発達障害を含む障がいの特性を踏まえた配慮や支援方法、情報伝達方法（わかりやすい言葉、点字、筆記等）、居住スペースの確保などに努める。

イ 施設内で安全に移動できるよう、スロープ等の段差解消設備の迅速な仮設などのバリアフリー対策に努める。

⑥ アレルギー疾患患者

自らがアレルギー疾患患者である旨を市職員に申告するとともに、市職員はアレルギー疾患患者の把握に努め、「配給された食事を強く勧めないこと」などを、他の避難者に周知徹底する。

⑦ 外国人

日本語がわからない者や地理に不慣れな者に対し、難しい言葉は使わず簡単な短い言葉で表現するなどの工夫をしたやさしい日本語や、複数の言語による情報提供に努める。

(8) ペットとの同行避難

① 基本方針

飼い主にとってペットは家族であり、被災した飼い主の精神的な不安を取り除く効果も大きいことから、ペットを避難所へ同行させることができることとすることにより、飼い主の逃げ遅れや避難に対するためらいを未然に防ぐ。（人に危害を加えるおそれのある危険な動物（特定動物）や爬虫類、昆虫等は同行避難の対象外とする。）

避難所における動物飼育場所については、他の避難者の生活空間と分離された場所に確保するよう努める。

② 市の役割

市は、飼い主と一緒に避難所へ避難してきたペットの適正飼育の指導を行う。

③ 飼い主の役割

- ア 動物を収容するケージや3日分程度の水とえさを自ら備蓄し、同行避難の際にはこれを持参する。
- イ 避難所において、同行避難させた動物の種類等を市職員に報告するものとし、給仕や排泄物処理等の世話は自己責任で行う。
- ウ 動物が苦手な避難者がいることに留意し、不安感・不信感を与えないよう配慮する。
- エ 無駄吠え等、他の避難者の迷惑にならないよう、日ごろから正しいしつけを心がける。

第6 避難所以外への避難者に対する支援

保健福祉部（保健福祉総務班，生活班，保険年金班），
市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，多文化共生推進班），
子ども部（子ども政策班），教育部，
総合政策部（広報広聴班）

在宅避難者や車中泊避難者など避難所以外への避難者に対して、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に基づき、最寄りの避難所において物資の配給や情報の提供など必要な支援を行うとともに、避難所以外への避難者が必要な支援を受けられるよう、市ホームページやSNS，広報車，テレビ，ラジオ等により周知を行う。

また、保健師，福祉関係者，NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け，個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

1 物資や情報等の提供

最寄りの避難所に物資の配給などの支援を求めてきた在宅避難者や車中泊避難者に対し、当該避難所において生活物資や情報の提供，健康相談，避難所への移送などの必要な支援に努める。また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法等を周知する。

2 避難者情報の把握

避難所以外への避難者から避難所等への申出などにより、避難所において避難者名簿（カード等）を受付し、避難所以外への避難者の名簿を作成するとともに、健康状態など被災者の状況把握に努める。

第7 帰宅困難者対策

総合政策部（交通政策班），関係各部（関係各班）

公共交通機関の運行停止等に伴う帰宅困難者対策については、市は関係機関と連携し、次のとおり帰宅困難者の発生抑制や、避難誘導等の支援を実施する。

1 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

災害発生直後の一斉帰宅による混乱や二次被害の発生を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して、企業等施設内に留まることによる一斉帰宅の抑制を呼びかける。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留が可能な場所へ誘導し、保護する。

2 一時滞在施設や一時避難場所への誘導

鉄道事業者による帰宅困難者の一時滞留が困難な場合、市は鉄道事業者からの要請を受け、一時滞在施設や一時避難場所を開設する。

鉄道事業者との連携のもと、帰宅困難者を一時滞在施設や一時避難場所へ誘導する。

誘導が的確に実施できるよう、鉄道事業者とあらかじめ移動の手順等を調整しておく。

また、帰宅困難者が多数発生し、移動が困難な場合には、県と連携し、バス事業者や(社)栃木県バス協会等へ輸送を依頼する。

[資料震予11-6 帰宅困難者の対する一時滞在施設等一覧]

3 帰宅困難者への支援

帰宅困難者が帰宅可能となるまでの間、次の支援を行う。

(1) 物資の提供

避難場所で受け入れた帰宅困難者に対し、滞留に必要な最低限の物資（水、食料、毛布等）の提供を行う。

(2) 情報の提供

帰宅困難者が早く帰宅できるよう、交通、放送事業者との連携のもと、駅の復旧や鉄道・バスの運行に係る情報等を提供する。

(3) 徒歩帰宅者への支援

災害によるライフラインの途絶等、厳しい状況下で徒歩帰宅する者を支援するため、必要な情報の提供等を行う。

第8 県外からの避難者対策

保健福祉部(生活班, 保険年金班),
市民まちづくり部(各地区市民センター, みんなでまちづくり班,
男女共同参画班, 多文化共生班),
子ども部(子ども政策班), 教育部

大規模な震災発生等により県外の住民が避難してきた場合は、県、関係機関、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力し、その支援に努める。

1 初動対応

市は、県外から住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告する。
県は県内市町と調整し、県外避難者の受入方針を決定する。

2 県外広域避難所の開設・運営

市は、県からの要請があった場合、指定避難所及び市有施設の中から県外広域避難所を選定し、「本節 第3 避難所の開設、第5 避難所の管理運営」に準じ開設・運営を行う。

3 県外避難者への支援

(1) 情報の提供

避難生活が長期にわたる場合、避難元の自治体との連携のもと、避難元に関する情報を避難者に提供するよう努める。

(2) 就学・子育て支援

児童・生徒の就学や、保育園での受入等、子どもを持つ県外避難者が安心して暮らせるよう支援する。

(3) 県外避難者の地域コミュニティの形成

社会福祉協議会やボランティア、NPO法人等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本市の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第9 広域一時滞在対策

行政経営部(危機管理班)、関係各部(関係各班)

市は、被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を市域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携し、広域一時滞在に係る措置を実施する。

1 県内市町間の一時滞在（避難、避難の受入れ）

(1) 県内市町へ避難する場合

市は、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。

ア 市は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない（あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、遅滞なく報告することで足りる。）。

イ 市は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ・ 協議先市町からの通知の内容の公示
- ・ 内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）への通知

- ・ 県への報告

ウ 市は、広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。

- ・ 協議先市町への通知
- ・ 内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）への通知
- ・ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- ・ 県への報告

(2) 県内市町からの避難を受け入れる場合

市は、被災した県内市町から広域一時滞在の協議を受けた場合には、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、一時滞在の用に供するための公共施設その他の施設を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知しなければならない。

- ・ 自らも被災していること
- ・ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
- ・ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- ・ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

ア 市は、上記の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知する。

イ 市は、被災市町から一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知しなければならない。

2 県域を越えた一時滞在（避難、避難の受入れ）

(1) 県外へ避難する場合

市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

ア 市は、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める際に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

イ 市は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ・ 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
- ・ 内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）への通知

ウ 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。

- ・ 県への報告
- ・ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- ・ 内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）への通知

(2) 県外からの避難を受け入れる場合

県は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内

の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。市は、県から県外広域一時滞在の協議を受けた場合には、被災住民を受け入れないことについて1(2)に例示するような正当な理由がある場合を除き被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の一時滞在の用に供するための公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知する。

ア 市は、上記の決定したときは、速やかにその内容を県に報告する。

イ 市は、県から県外広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知しなければならない。

3 費用負担

原則として被災した地方公共団体が負担するが、災害救助法適用時には、以下のとおりとする。

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第10 避難所の閉鎖

保健福祉部（生活班，保険年金班），
市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，**多文化共生班**），
子ども部（**子ども政策班**），教育部

避難所の開設期間の終了又は避難所として利用する見込みが無くなった場合は、災害対策本部へ報告し指定解除を受けて避難所を閉鎖する。

避難所において作成・管理されていた避難者名簿，運営状況報告書等については、自治組織から災害対策本部事務局が引き継ぐ。

避難所の閉鎖後，施設の清掃を行い，施設利用に支障が無いよう原状回復に努める。

第5節 警戒区域の設定

市民の生命に係わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急対策従事者以外の者の危険区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去命令を発令するため、警戒区域を設定する。

第1 実施者

第2 設定に伴う措置

第3 警戒区域の内容

第1 実施者

行政経営部（危機管理班）

1 市長

市長は、市民の生命に係わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

2 警察官

前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条の規定により、この職権を行使できる。この場合、事後、速やかに市長に報告する。

3 知事による代行

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には災害対策基本法第73条の規定により、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限禁止、退去命令などを実施しなければならない。

第2 設定に伴う措置

行政経営部（危機管理班）

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、防災関係機関等の協力を得て実施する。

第3 警戒区域の内容

行政経営部（危機管理班）

- (1) 警戒区域の設定は、災害が発生し、又は災害がより急迫している場合に行行使する。
- (2) 警戒区域の設定に基づく禁止、制限又は退去命令に従わない者に対しては、災害対策基本法第116条の規定により、罰則を科することができる。

第6節 応援の要請

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、他都市、自衛隊等に対し速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。広域的な応援を円滑に受け入れ、災害対応を迅速かつ効果的に進めることができるよう、応援要請の方法、手続き、業務継続計画等に基づく応援部隊の受入れを次により実施する。

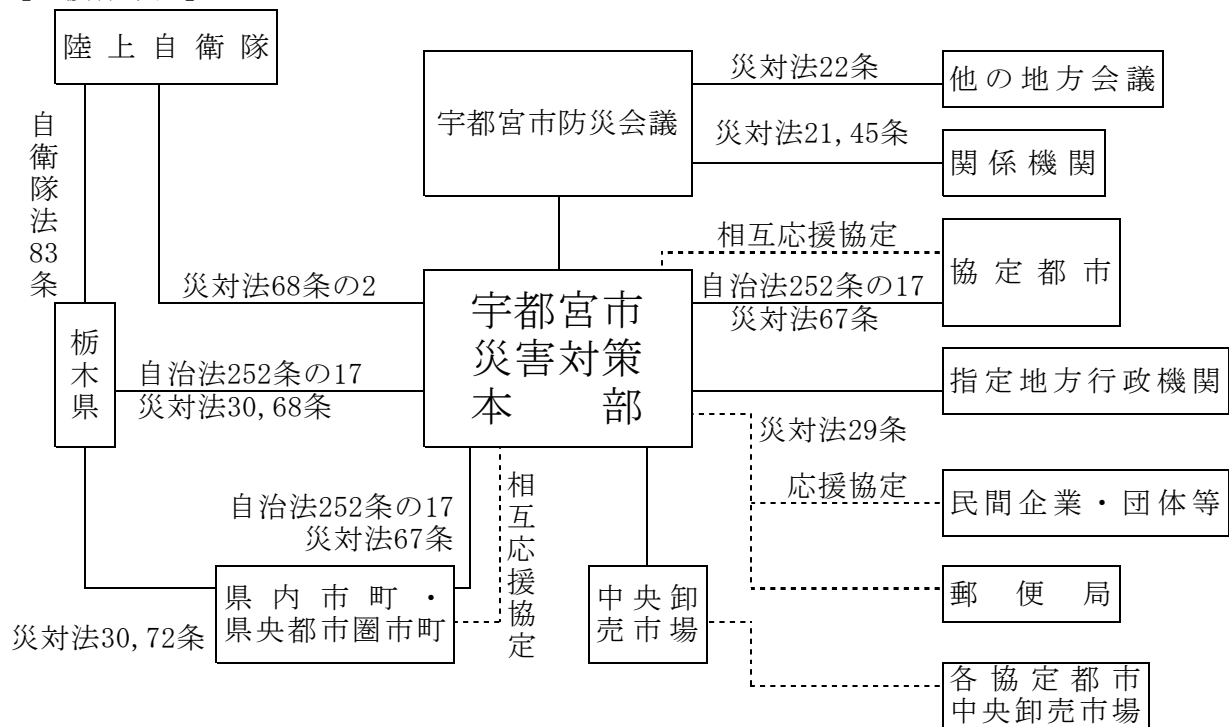
第1 地方公共団体等との相互応援

第2 自衛隊への応援要請

第3 その他民間団体に対する応援要請

第4 被災地への支援

[応援体系図]



参考

- 地方自治法第252条の17 (職員の派遣)
 災害対策基本法第21条 (関係行政機関等に対する協力要請)
 災害対策基本法第22条 (地方防災会議等相互の関係)
 災害対策基本法第29条 (職員の派遣の要請)
 災害対策基本法第30条 (職員の派遣のあっ旋)
 災害対策基本法第45条 (地域防災計画の実施の推進のための要請等)
 災害対策基本法第67条 (他の市町村等に対する応援の要求 ※)
 災害対策基本法第68条 (都道府県知事等に対する応援の要求等 ※)
 災害対策基本法第68条の2 (災害派遣の要請の要求等)
 災害対策基本法第72条 (都道府県知事の指示等)
 自衛隊法第83条 (災害派遣)

※ 応援要請の対象業務は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策全般（消防，水防，救助，避難所運営支援，巡回健康相談，施設の修繕等）となる。

第1 地方公共団体等との相互応援

行政経営部（危機管理班、人事班）

1 栃木県による災害マネジメント支援の受入れ

大規模災害発生時又は栃木県知事が必要と認める場合において、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施するために、栃木県から次の区分の「緊急対策要員」が派遣されることから、市は受入体制を整える。

その際、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1) 情報収集要員

県内で最大震度6弱以上の地震が発生した場合、本市からの要請によらず派遣され、初動期における本市における情報収集を主な業務とする。

(2) 栃木県災害マネジメント総括支援員

本市の要請により派遣され、市災害対策本部へ参画し、避難情報の発令や応急救助の意思決定に資する情報提供や助言など、災害マネジメントの総括的な支援を主な業務とする。

2 県及び協定締結都市に対する応援要請

大規模な災害が発生した場合、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急復旧対策や業務継続計画に基づく優先度の高い通常業務の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに県及び協定都市に応援を要請する。

(1) 応援要請の手続き・方法

ア 本部長は、被害状況等により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いる。

イ 応援要請は、おおむね下記(2)の事項について、とりあえず電話又は口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

ウ 応援要請に際しては、応援隊の宿舍、食料等の手配その他必要な措置を講ずる。

(2) 応援要請時に明らかにする事項

ア 被害の状況・応援を求める理由

イ 応援を希望する職種及び人員数

ウ 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路

エ 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名及び数量、受領場所

オ 応援を希望する期間

カ 応援を希望する場所

キ 応援を希望する活動内容

ク その他必要な事項

3 応急対策職員派遣制度の活用

国（総務省）が構築した、「応急対策職員派遣制度」により、栃木県内の市町に

よる応援職員の派遣だけでは、災害対応業務及び災害マネジメントを完結できない規模の災害が発生し、国により「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置された場合に、栃木県以外の地方公共団体からの応援職員等を要請し受け入れる。

4 受援（応援受入）体制

本市の受援体制については、本市において大規模災害が発生し、甚大な被害が発生したことより、本市や本県内の市町だけでは災害対応を行うことが困難であり、災害対策本部長が認めたときに、「宇都宮市災害時受援マニュアル」に基づく体制により他自治体からの応援を受け入れる。

また、それ以外においては、本部長が応援隊と関係各部長に対し、次の事項について必要な対応について指示する。

(1) 情報の提供と応援受入手段の協議

災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるにあたって必要な状況を相手先に連絡し、応援の受入方法について協議する。

(2) 応援者受入本部の設置

応援者受入に係る総合窓口として、応援者受入本部を設置し、応援者と受入れ部との調整を行う。

応援者受入本部は、本部長を危機管理監、副本部長を行政経営部次長、本部員を人事課長、応援受入れ部の総務担当主幹等とし、事務局長を危機管理課長、事務局員を危機管理課職員及び応援受入れ部の庶務班をもって充てる。また、応援を受け入れる班等においては、受入業務ごとに担当者を定める。

(3) 応援隊の誘導

応援隊の市内進入路及び集結地点、救援物資の受取場所等を選定し、応援隊を誘導する。

(4) 部隊受入体制の整備

宿舍のあつ旋、食料の供給等、部隊が活動を行ううえで必要な施設物資等について調整し、提供体制を整える。

(5) 応援隊の活動

応援隊は原則的として、関係各部長の指揮下に入って活動する。

5 行政機関職員の派遣要請（指定地方行政機関）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を求め、災害対策の万全を期する。

職員の派遣の要請及びあつ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等で要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(1) 派遣（あつ旋）を要請する理由

(2) 派遣（あつ旋）を求める職員の職種及び人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) 前号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 自衛隊への応援要請

行政経営部（危機管理班），自衛隊

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。これに対し知事は、災害の発生により人命及び財産の保護について必要と認めた場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

1 要請手続き

(1) 担当部班

自衛隊派遣要請の手続きは、行政経営部危機管理班が行う。

(2) 知事への依頼

災害に際して自衛隊への派遣要請を決定したときは、次の事項を記載した災害派遣要請依頼書をもって、知事へ依頼する。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって依頼し、後日文書によりあらためて処理する。

[資料震応6-1 災害派遣要請依頼書]

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考となるべき事項

(3) 直接通知

特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。この場合、事後速やかに知事（県危機管理防災局危機管理課）にその旨を通知する。

陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊	TEL 653-1551 (内線235～239) 時間外 (内線209, 280) 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原1-5-45
栃木県危機管理防災局危機管理課	TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田1-1-20

2 派遣要請の範囲

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産救護を必要とし、かつ、事態がやむを得ない場合で、おおむね次の活動内容を要請する。

自衛隊の派遣要請の範囲

1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
2	避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
3	避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
4	水防活動	土のうの作成、積み込み運搬等
5	消防活動	消防車その他防火機材をもって、消防機関に協力して消火活動にあたる。
6	道路及び水路の啓開	重機等を使用した道路及び水路の障害物の除去
7	応急医療・救護及び防疫	薬剤等は通常自治体が準備
8	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められたものに限る。
9	炊飯・給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。（炊飯の米穀及び炊飯用水は、自治体等から提供されるものを使う。）
10	救援物資の貸付又は譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
11	危険物の保安及び除去	方面総監が認めたとき、かつ処理能力可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

3 自主出動

災害発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないとき、自衛隊は、自衛隊法第83条2項によりその判断に基づいて出動する。自主出動の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 災害救助活動の調整

災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所その他必要事項を調整する。

(2) 資材の準備

災害派遣部隊が災害救助のために使用する資機材は、原則として市が準備する。

(3) 派遣部隊の受入

派遣された部隊が、円滑な救援活動を行えるよう、宿营地、ヘリポート等必要な施設を提供する。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救助活動に要した経費は、原則として市が負担する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう留意し、事前に県及び陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長と協議を行い、知事を通じて自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収を要請する。

第3 その他民間団体に対する応援要請

行政経営部（危機管理班），建設部（道路保全班），
経済部（商工振興班），関係各部（関係各班）

災害時協力協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて、所定の手続きのもと、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請する。

[資料震予5-4 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況]

(1) 応援要請の手続き・方法

ア 本部長は、被害状況等収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いる。

イ 応援要請は、おおむね下記(2)の事項について、とりあえず電話又は口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請する。

(2) 応援要請時に明らかにすべき事項

ア 被害の状況・応援を求める理由

イ 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路

ウ 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名、数量及び受領場所

エ 応援を希望する活動内容

オ その他必要な事項

第4 被災地への支援

行政経営部（危機管理班），各部（関係各班）

1 県と市町が一体となった応援体制の整備

市は、大規模災害発生により県内市町、県外の自治体において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備え、平常時から、県・市町が一体となった「チーム栃木」として被災市町を応援する体制の整備に努める。

2 災害支援本部の設置等

市長は、中核市などの協定市で大規模な災害が発生した場合や知事又は他の都市から応援要請があった場合に、被災地に対する支援を総合的に推進するため、災害支援本部を設置する。

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

なお、設置基準については、概ね次のとおりとする。

〔設 置 基 準〕

○ 相互応援協定締結都市

震度6弱以上の地震の発生、又は、その他の災害などで同等の被害が発生した場合

○ その他の地域

国、県等から職員等の派遣要請があった場合

(2) 廃止の決定

本部長は、支援活動が完了したと認めたときは、災害支援本部を廃止する。

3 災害支援本部の組織、事務分掌

本部長は市長、副本部長は副市長、本部長付は危機管理監、部長は各部長、上下水道事業管理者、消防長、教育長、議会事務局長をもって充てる。本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び部長をもって組織し、災害支援本部の組織、事務分掌については、災害対策本部の組織、事務分掌に準ずる。

ただし、本部会議においては、支援対策の基本事項について協議し、決定する。

ア 支援内容の決定及び調整に関すること。

イ 支援に関する周知に関すること。

4 被災地への職員派遣

職員の派遣に当たっては、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第7節 消防活動の実施

災害発生に際し、消火、救助、救急等の消防活動を実施するうえで必要な消防隊の組織、事務分担、部隊編成、通報連絡、隊員の招集配備、警戒及び防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減する。

- 第1 応急活動体制の確立
- 第2 情報通信
- 第3 火災防ぎょ活動
- 第4 救助・救急活動
- 第5 危険物施設等の対策
- 第6 応援要請体制

第1 応急活動体制の確立

消防部

1 地震災害対策本部の設置

地震発生により、被害が予想される場合は、消防局に地震災害対策本部を設置し、消防長が災害活動全般の指揮にあたる。

なお、市に地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、消防部として活動する。

地震災害対策本部の編成及び任務分担は、次のとおりである。

班名	班長	任務分担	任務細目
総務班 (消防局総務課)	消防局 総務課長	1 非常招集の発令及び 応援要請に関するこ と。 2 災害情報の収集に関 すること。 3 主要防災機関との連 絡調整に関するこ と。 4 物品の調達に関する こと。 5 他の班に属さないこ と。	・消防職又は団員の非常招集の発令及び災害の状況により他都市に対し応援要請を行う。 ・地震災害に関する総合的な情報の収集及び整理を行う。 ・市災対本部等に対する報告連絡等の調整を行う。 ・活動部隊の食料その他必要物品の調達及び配分を行う。 ・報道機関等に対する広報を行う。
予防班 (予防課)	予防課長	1 巡回広報に関するこ と。 2 避難の指導に関する こと。 3 被害概況の調査及び 集計に関すること。 4 火災発生防止の広報 に関すること。	・巡回により出火防止及び初期消火の広報を行う。 ・安全地帯への避難の指導を行う。 ・被害及び死傷者等の調査及び集計を行う。 ・危険物、液化石油ガス等の状況把握と事故防止対策を行う。

警 防 班 (警 防 課)	警防課長	1 災害の防ぎょ対策に関するすること。 2 消防隊、救急隊及び救助隊の総括運用に関するすること。 3 災害防ぎょ活動の総括運用に関するすること。 4 消防資機材の確保・調達に関するすること。	・地震災害の推移、延焼状況、道路状況又は医療機関の受入体制を把握し、防ぎょ対策及び適切なる部隊の運用を行う。 ・消防署及び消防団の災害防ぎょ活動の総括指導を行う。 ・自動車用燃料その他消防資機材の確保、調達及び輸送を行う。
通信指令班 (通信指令課)	通信指令課長	1 出動指令及び消防通信に関するすること。 2 災害情報、被害概況等の受理及び報告に関するすること。 3 消防職又は団員の非常招集の伝達に関するすること。	・大震火災出動基準表等の適切なる運用と出動指令を行う。 ・災害情報及び被害概況の受理報告を行う。 ・適切な方法により非常招集の伝達を行う。 ・無線通信の確保と通信統制を行う。

2 消防署・消防団の体制

消防署及び消防団は、方面隊を編成し、署は消防署長、団は消防団長が指揮をとり、次の応急活動を行う。

(1) 消防署・消防団の任務

- ア 火災、その他災害の警戒又は防ぎょ活動に関するすること。
- イ 救助・救急活動に関するすること。
- ウ 警戒区域の設定及び避難誘導に関するすること。
- エ 受持区域における被害概況の調査及び報告に関するすること。

[資料震応7-1 消防署方面隊の編成及び指揮系統表]

[資料震応7-2 消防団方面隊の編成及び指揮系統表]

3 消防職員・消防団員の非常参集

(1) 参集基準

地震に伴う消防職員・消防団員の非常参集の基準は、次のとおりである。

震度5弱 震度5強	消防職員のうち司令長以上の職にあるものは、速やかに指定された場所に参集し、その他職員にあつては、所属に電話等で連絡を取り、状況の把握に努め、消防団員にあつては通信指令課からの指示により必要な分団が参集する。
震度6弱 以上	消防職員及び消防団員は、命令を待つことなく、速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

(2) 消防職員・消防団員の参集場所

消防局員	原則として消防局に参集する。
消防署員	別に定める配置計画表に定められた場所に参加する。ただし、消防署の日勤者は、所属の本署に参加する。
消防団本部員	原則として消防局に参集する。 ただし、周辺部の団本部員は、それぞれの居住地を管轄する署又は分署に参加する。
消防団員	速やかに所属の分団（部）の詰所もしくは機械器具置場に参集する。

(3) 参集時の留意事項

- ア 消防職員の服装は、原則として活動服に編上靴とする。消防団員の服装は、活動服に編上靴又はゴム長靴とする。
- イ 懐中電灯、手袋、タオル及び水筒、食料等を携行する。
- ウ 参集手段は、事故防止を十分考慮し、徒歩、自転車又はバイク等とする。
- エ 参集途上努めて道路、家屋等の被害状況を把握し、参集場所に到着後、上司に報告する。
なお、要救助者又は火災発生場所を発見した場合は、住民の協力を得て必要な措置をとる。

4 初動時の措置

参集した消防職員・消防団員は、次の初動措置を実施する。

(1) 消防局

- ア 課長以上の者は消防局内の災害対策本部室に集合し、地震災害対策本部を設置する。
- イ 消防局員は速やかに非常配備体制に入り、地震災害対策本部の任務分担に基づき行動する。
- ウ 通信指令班は、有線又は無線の交信状況を確認し、その状況を地震災害対策本部に連絡する。

(2) 消防署、分署

- ア 車両の安全確認及び無線試験を実施する。
- イ 署員による高所からの見張りと管内の巡回等により、積極的に情報を集め、火災の早期発見及び災害の状況把握に努める。
- ウ 道路又は橋りょうに関する情報を収集し、消防隊等の出動順路の確認を行う。
- エ 車両に、必要な資機材を増強積載する。
- オ 余裕があれば車両を利用し、出火防止その他必要事項について広報を行う。

(3) 消防団

ア 機関員に指定されている団員は、所属の機械器具置場に参集したならば、速やかに消防車を屋外の安全な場所に移動し、積載ホース等の増強を行う。

イ 分団長は、団員に高所利用による見張りを指示するなどして、火災の早期発見に努める。

第2 情報通信

消防部

1 情報収集

震災に係わる情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

2 通信運用

震災時における災害対策本部と署、分署間の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

また、分団との通信はMCA無線による。

なお、地震発生時における消防局、各署の無線使用区分の指定は次に定める。

[資料震応7-3 無線使用区分指定表]

[資料震予6-3 消防MCA無線配備先一覧]

3 無線仮基地局の設置

震災により基地局機能が不能となった場合は、卓上型固定移動局を仮基地局とする。

4 無線通信の優先順位

震災活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- ア 災害の覚知
- イ 車両の出動命令
- ウ 応援の要請
- エ 救助又は救急状況の報告
- オ 災害状況の報告

第3 火災防ぎょ活動

消防部

消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき、防ぎょ活動の基本方針を決定し、各出動隊の効率的な運用を図る。

1 火災出動

(1) 出動指令

消防隊は原則として、通信指令課からの大震火災出動基準表に基づく、出動指令により出動する。

(2) 火災出動体制

出動体制は、以下に基づく。

ア 市街地地域

市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する署と分団の消防隊をペアとした2隊1火災防ぎょを基本とする。

イ 周辺部地域

周辺部地域の火災出動は、分署及び分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。

ただし、受持区域内に火災発生がなかった場合又は発生したが少数隊によりこれを鎮火できると分署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を分署に集結させ、地震災害対策本部の指示する地域に出動する。

(3) 出動途上の留意事項

ア 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は地震災害対策本部に報告し、指示命令を受ける。

ただし、通信の輻そう等により報告が困難な場合は、火災防ぎょの原則を勘案した指揮者の判断による。

イ 救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、家屋倒壊等による人命救助事故を発見した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、この旨を地震災害対策本部に報告する。

なお、この場合付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与える。

2 火災防ぎょ

(1) 火災防ぎょの原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険の高い地域及び重要対象物を優先して防ぎょ活動を行う。

イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難場所及び避難路の安全確保を優先して防ぎょ活動を行う。

ウ 高層建築物等の火災防ぎょは、他の延焼拡大危険が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょ活動を行う。

エ 大工場又は大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は延焼拡大した場合は、住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先的に防ぎょ活動を行う。

(2) 火災防ぎょ活動

ア 発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各署方面隊ごとの指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

イ 地震災害対策本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて地震災害対策本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施する。

全火災鎮圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。
重点防ぎょ活動	延焼状況等より分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。
拠点防ぎょ活動	延焼火災が拡大し、広域避難場所等が危険になった場合は、地震災害対策本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。

第4 救助・救急活動

消防部

1 救助救急隊の出動

- (1) 災害が発生し多数の負傷者若しくは救助を必要とする者がいるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。

第 1 出 動	第 2 出 動
管轄の	隣接の
救助隊 1 台	救助隊 1 台
救急隊 1 台	救急隊 1 台
タンク隊 1 台	管轄指揮隊 1 台

- (2) 消防長は、必要があるときには上記のほかに、指定して救助隊等を出動させるものとする。

2 救助・救急活動の原則

- (1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先する。

3 救助・救急の現場活動

(1) 救助活動

- ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

- ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- エ 要救助者が多数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。
- カ 災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、地震災害対策本部に対して必要な資機材の要請を行う。

(2) 救急活動

- ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージ（負傷者の負傷程度により、治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけける体制）を実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
- イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- ウ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。

第5 危険物施設等の対策

消防部

1 危険物施設

爆発、引火又は発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、次のとおりとする。

(1) 部隊の運用

部隊の運用に関しては、別に定める区分に従い、出動するものとする。

(2) 防ぎよ上の留意点

- ア 危険物施設の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎよに準ずること。
- イ 現場到着と同時に、対象物の防火管理者又は責任者から事情を聴取し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。
- ウ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用又は噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。
- エ 未燃焼のタンク等（ドラム缶、ガスボンベを含む）に対しては冷却注水し、可能なものは移転分離すること。
- オ 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。
- カ 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。
- キ 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。
- ク 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

(3) 消火剤の調達

消防局が保有している消火剤では制圧できないと判断される場合には、県又は事業所等から調達するものとする。

2 放射性物質関係施設

防ぎよ上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 隊員は、防護衣、空気呼吸器等の点検を厳重に行い、消防活動にあたる。
- (2) 災害現場に指揮本部を置き、火勢の状況により、現場関係者との協力による汚染検出、関係者の意見等により防ぎよ及び汚染防止の方針を決定する。
- (3) 警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。
- (4) 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。
- (5) 指揮本部は、状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。

第6 応援要請体制

消防部

災害の状況又は災害の規模から判断して、本市の消防力では災害防ぎよが困難な場合には、消防相互応援協定等に基づき、県内都市等に応援要請を行う。さらに応援が必要な場合には、県に対し、緊急消防援助隊又は「広域航空消防応援計画」に基づく他の都道府県及び消防機関保有のヘリコプターの派遣を要請する。

1 近隣他都市への応援要請

(1) 消防相互応援協定の運用

市の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、近隣他都市に応援を要請する。

[資料震予5-2 消防相互応援協定の締結状況]

(2) 栃木県広域消防応援等計画による応援要請

市の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、市長又は消防長は栃木県知事に対し、栃木県広域消防応援等計画に基づき、県内の消防機関の応援を要請する。

2 他の都道府県への応援要請

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

災害の状況により、近隣他都市の消防力では対応が困難であると判断される場合、県を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊等の応援を要請する。

(2) 広域航空消防応援計画の運用

大規模特殊災害時において、ヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合、消防部長は本部長に報告し、都道府県及び他都市が保有するヘリコプターの応援出動について県を通じて要請する。

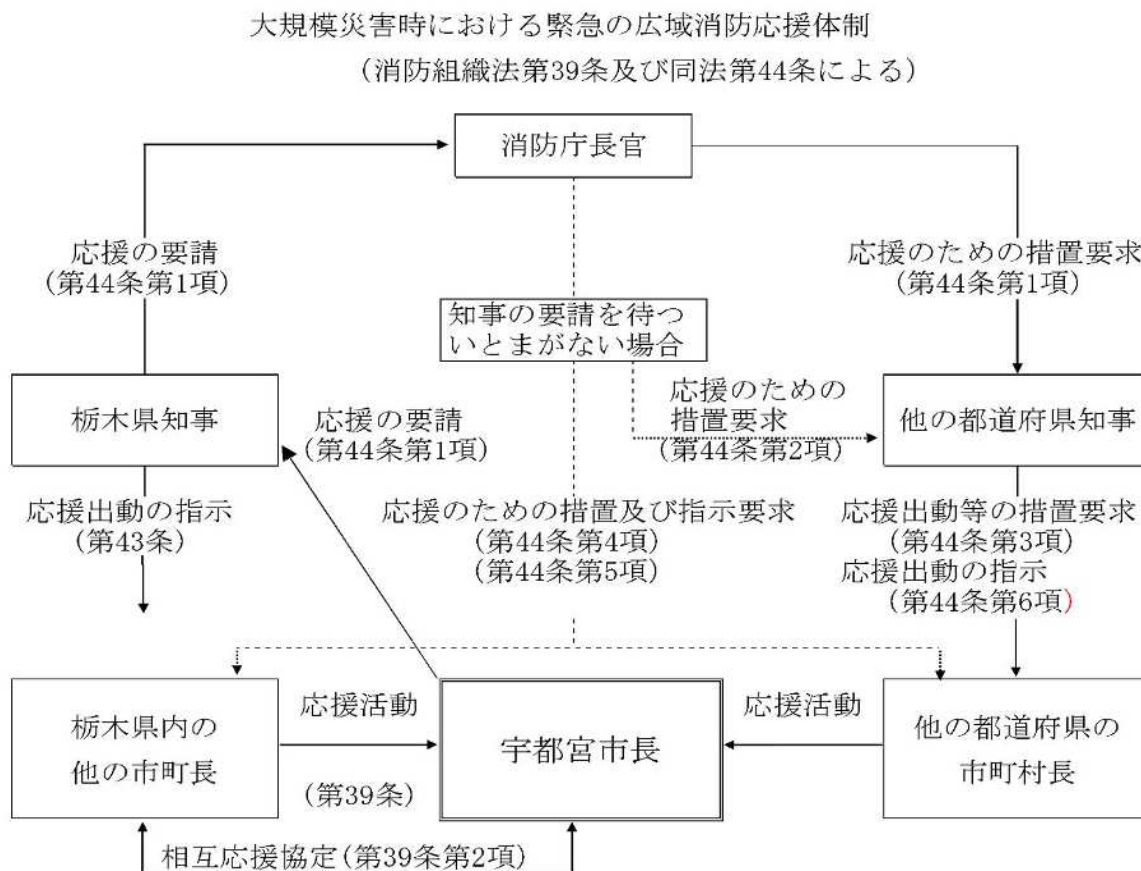
[資料震予5-3 広域航空消防応援の要請経路図]

3 応援要請の手続き・方法

- (1) 本部長は、被害状況等収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いる。
- (2) 応援要請はおおむね下記4の事項について、とりあえず電話又はファックス等で連絡し、後日正式文書によりあらためて処理する。
- (3) 応援要請に際しては、応援隊の燃料、食料、宿泊可能場所及び野営可能場所の確保について必要な措置を講ずる。

4 応援要請時に明らかにする事項

- (1) 被害の状況・応援を求める理由
- (2) 応援を希望する活動内容・人員数
- (3) 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路
- (4) 応援を希望する資機材等の品名及び数量
- (5) 応援を希望する期間・場所
- (6) その他必要な事項



第8節 広報広聴の実施

市及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に市民に広報を行うとともに、市民からの各種相談に適切に対応し、市民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努める。

- 第1 広報体制
- 第2 広報内容
- 第3 広報方法
- 第4 報道機関への発表、協力要請
- 第5 パニック防止対策
- 第6 相談所の設置

第1 広報体制

総合政策部（広報広聴班）、関係各部（関係各班）

災害時における広報活動は、市及び防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行う。

1 市の広報活動

- (1) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行う。
- (2) 市民に対する広報は、総合政策部（広報広聴班）が行う。
 - ア 市の対策その他重要事項の広報………災害対策本部の決定に基づく。
 - イ その他の広報………関係部（班）と調整し、広報する。

2 防災関係機関の広報

- (1) 防災関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、復旧見通し等について、必要に応じて広報活動を行う。
- (2) 防災関係機関は、市の情報と共有化及び一元化を図るため、適宜、市災害対策本部と連絡をとりあう。
- (3) 防災関係機関は、市民への広報又は報道関係機関への発表を行うときは、市災害対策本部にその内容を事前に通知する。

第2 広報内容

総合政策部（広報広聴班）、関係各部（関係各班）

広報にあたっては、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮する。

1 地震直後の広報内容

災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

- ア 地震・余震情報
- イ 被害状況及び応急対策の状況
- ウ 二次災害に関する情報（火災，土砂災害，倒壊建物，浸水等の危険）
- エ 避難情報
- オ 市民の安否情報
- カ 避難所等状況
- キ 救急医療情報（救護所・医療機関の開設状況）
- ク 緊急道路・交通規制状況
- ケ 市民への注意事項（出火防止・初期消火，救助救護への協力及びデマ防止）

2 生活情報

被災者の生活を維持する上で必要な情報を適宜広報する。

- ア ライフライン情報（水道・電気・ガス・電話等の被害，復旧の見通し）
- イ 食料・物資供給情報
- ウ 衛生関係情報（風呂，トイレ等）
- エ 鉄道，バス等公共機関の運行又は復旧見込み情報
- オ 道路情報
- カ 医療機関の活動情報等
- キ 問い合わせ・要望・相談等の連絡方法
- ク その他必要な情報

3 復興情報

- ア 住宅情報（応急仮設住宅及び空家あっ旋）
- イ 各種相談窓口の開設情報
- ウ り災証明書の発行情報
- エ 税・手数料等の減免措置情報
- オ 災害援助金等の融資情報

第3 広報方法

総合政策部（広報広聴班，デジタル政策班），関係各部（関係各班）

1 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は，次の方法に基づき伝達する。

(1) 携帯・インターネット等を利用した広報

国等から提供される緊急地震速報等の災害情報について，緊急速報メール，登録制メール配信，テレビのデータ放送，インターネット（災害時専用ホームページ等），SNS等，複数の伝達手段を活用し情報を提供する。

(2) テレビ・ラジオ等による広報

市は，災害に関する通知，要請，伝達又は警告等が緊急を要する場合においては，各放送機関に対し，必要事項を発表する。

- (3) 掲示等による広報
被災地等において掲示等により広報を実施する。
- (4) 広報車による広報
関係各班は、必要に応じ、警察、消防と協力して広報車による緊急広報を行う。
- (5) ヘリコプターによる広報
必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難指示、避難誘導等について、県及び関係機関に要請する。

2 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。

- (1) インターネット等を利用した広報
広報紙の内容等についてホームページや携帯サイト、メール配信サービス等を活用した情報提供を実施する。
- (2) 広報紙による広報
市は、本部情報班が収集した災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。
- (3) テレビ・ラジオによる広報
必要に応じて各放送機関に情報提供を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努める。
- (4) 掲示板等による広報
避難所、他防災拠点施設等において掲示板により、各種の情報を提供する。
- (5) 広報車による広報
各部各班は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。
- (6) 自主防災組織との協力
自主防災組織への協力を要請し、広報紙の配布や掲示等、地域における広報を行う。
- (7) 電話・窓口での広報
状況に応じ災害時コールセンターを設置し、市民が必要とする緊急情報や災害に関連した生活情報を迅速かつ的確に提供する。

3 要配慮者への広報

- (1) 障がい者、高齢者等への広報
地域、関係団体等の協力を得て、障がい者、高齢者等に対し必要な広報に努める。
また、視聴覚障がい者には、点字や音声媒体等による広報に努める。
- (2) 外国人に対する広報
関係団体等の協力を得て、主要な外国語や分かりやすい日本語による広報に努める。
また、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人住民や、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人など、それぞれの情報ニーズを踏まえた広報に努める。

第4 報道機関への発表，協力要請

総合政策部（広報広聴班）

1 報道機関への情報提供

(1) 情報提供方法

本部が収集した災害情報及びその他本部員会議において決定した災害対策は，速やかに市政記者クラブを通じて，各報道機関に発表する。

(2) 担当窓口の一元化

災害情報の発表にあたっては，情報の輻そうを避けるため，総合政策部（広報広聴班）が一元的な窓口となり，災害対策本部と調整の上，対応する。

2 放送要請

(1) 緊急放送の要請

市民広報及び災害対策基本法第57条に定める通信のため特別の必要があるときは，次のとおり放送事業者に放送を要請する。

協定名	事業者名
「災害時の放送要請に関する協定」 (県を通じて要請)	日本放送協会
「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」	(株)とちぎテレビ，(株)栃木放送， (株)エフエム栃木，(株)宇都宮コミュニティメディア
「災害時の放送要請に関する協定」	宇都宮ケーブルテレビ(株)

(2) その他放送の要請

必要に応じて，適宜必要な情報の放送を要請する。また，復旧活動が長期にわたる場合には，テレビ，ラジオ等への定時枠を確保し，最新の生活情報等について提供する。

第5 パニック防止対策

総合政策部（広報広聴班）

災害時の混乱防止のため，迅速に正確な情報伝達を行い，デマ・パニック防止を図る。このため，被災地及び避難所等への広報紙等の掲示や広報車の巡回等により，定時的な災害情報の広報を図り，情報提供の均一化を図るほか，報道機関の協力を得て，情報の周知に努める。

第6 相談所の設置

総合政策部（広報広聴班），関係各部（関係各班）

1 相談所の設置

(1) 一般相談所

被災者の不安解消，生活の立て直し，自力復興等を促進するため，必要に応じて公共施設や避難所に相談所を設置する。

相談所は，市職員及びボランティア等の協力を得て運営する。

相談所職員等の主な業務は，次のとおりである。

ア 相談所職員は，相談内容，苦情等を聴取し，速やかに関係機関へ連絡し，早期解決に努力する。

イ 相談所職員は，処理方法の正確性と統一を図るため，あらかじめ定められた対応記録表を用いて内容を記録する。

ウ 相談所職員は，問い合わせの内容，処理方法等を定期的に災害対策本部に連絡する。

(2) 専門相談所

法律相談や住宅相談等の専門的な問題についての相談窓口は，各部がそれぞれの必要に応じて設置する。

2 緊急問い合わせへの対応

(1) 災害時コールセンター の設置

被害規模が大きく，地震発生直後に市民からの問い合わせ電話が多発すると判断される場合には，災害対策本部に災害時コールセンターを設置する。

(2) 災害時コールセンターに関する業務

ア 災害時コールセンターは，原則，災害版FAQに基づき問い合わせ相談に対応し，問い合わせ内容について対応記録票に記入する。

また，問い合わせ内容を精査し，関係部長又は班長に連絡するとともに，必要があれば災害対策本部に報告する。

イ 電話の対応は，総合政策部の支援を得て広報広聴班で対応し，必要に応じて24時間体制で実施する。

ウ 災害対策本部情報班は，災害対策本部の決定事項又は市民への情報提供事項について，その内容を統一的な文書で災害時コールセンターに連絡し，対応の迅速化を図る。

また，災害対策本部は，災害時コールセンターから報告を受けた問い合わせ事項について，必要があれば，広報紙等への提供情報の掲載を指示する。

第9節 緊急輸送活動の実施

災害発生時における救援物資等の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を整備する。

- 第1 陸上輸送体制の整備
- 第2 緊急輸送車両の確保
- 第3 ヘリコプターの活用

第1 陸上輸送体制の整備

建設部（技術監理班，道路管理班，道路保全班，道路建設班，都市基盤保全センター班），
総合政策部（交通政策班），警察署

1 緊急輸送にあたっての配慮事項

緊急輸送活動を行うにあたっては，次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の指定

県，警察及び関係機関と協議のうえ，あらかじめ選定している緊急輸送路について被災状況を確認し，確保すべき道路を次の基準に基づき緊急輸送路として指定する。

[資料震予12-1 緊急輸送道路選定路線（県指定）]

第1次緊急輸送路	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路，国道，県道等）
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路
第3次緊急輸送路	避難拠点や避難所などを連絡する道路

(2) 道路の応急復旧等の実施

効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて，路線別に順位を定め，障害物の除去，損傷箇所の修復等の応急復旧作業を優先的かつ集中的に実施し，交通機能の早期回復を図る。

(3) 交通規制の実施

緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど交通規制を実施する。

ア 規制の種別等

(ア) 道路法に基づく規制

災害時において、道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため、必要があると認められるときは、公安委員会は、緊急輸送に従事する車以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

ウ 規制の広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

3 災害活動拠点の指定

救援物資等の受け入れ、仕分け及び配送等の業務を担う物資等集積所として、あらかじめ選定している災害活動拠点の中から、指定された緊急輸送路や県が開設する広域物資輸送拠点等の状況を踏まえ、開設する。

4 災害救助法による輸送基準

災害救助法による救助実施のための輸送基準は、次のとおりである。

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための人員、資材等の輸送及び救出したり災者の輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 死体の搜索のための輸送

- キ 死体の処理のための輸送
- (2) 輸送の期間
各救助の実施が認められる期間とする。
- (3) 費用の限度額
当該地域における通常の実費とする。

第2 緊急輸送車両の確保

理財部（管財班）

1 緊急輸送車両の確保

- (1) 市保有車両の活用
緊急輸送に必要な車両は、市（災害対策本部）が保有し、あるいは直接確保できるものを第1次的に利用する。
[資料震予12-3 輸送用車両車種別現況表]
- (2) 県への調達要請
市保有車両等による輸送用車両に不足が生じた場合は、県に対して次の事項を明示して調達あっ旋を依頼する。
 - ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
 - イ 車両等の種類及び台数
 - ウ 輸送を必要とする区間及び借上期間
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項
- (3) 協定締結都市及び民間業者等への応援要請
緊急輸送に係わる車両、人員等について応援が必要な場合は、協定締結都市及び民間業者等に協力を要請する。

2 緊急通行車両の確認

大規模な災害の発生等により、一般車両に対する交通規制が実施された場合、緊急輸送に活用する車両は次により緊急通行車両の確認を受ける。

- (1) 標章等の掲示
「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」により事前に交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。
- (2) 地震発生後の届出
理財部管財班は、地震発生後に、車検証等必要書類を警察署に持参し、正規の手続きをとる。また、市が行う緊急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両についても同様の手続きをとる。
緊急通行車両確認証明書及び標章は、次のとおりである。

〔標章〕

The image shows a rectangular emergency vehicle confirmation mark with a black border. Inside, the text '登録(車両)番号' (Registration Number) is at the top left, followed by a box for the number. In the center, the large characters '緊急' (Emergency) are displayed over a grey five-petaled flower-like background. At the bottom left, the text '有効期限' (Valid Period) is followed by boxes for '年' (Year), '月' (Month), and '日' (Day). Dimensions are indicated: a vertical line on the left is labeled '15' and a horizontal line at the bottom is labeled '21'.

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白地、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

〔緊急通行車両確認証明書〕

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行目的			
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第3 ヘリコプターの活用

消防部，行政経営部（危機管理班）

1 ヘリコプターの派遣要請

陸上交通の途絶や緊急を要する輸送活動が生じた場合は，県及び県を通じて陸上自衛隊，他自治体等にヘリコプターの派遣を要請する。

なお，ヘリコプターの活用は，おおむね次のとおりとする。

(1) 発災直後の活用

ア 被害情報の収集

イ 重症者の輸送

(2) 応急活動時の活用

ア 重症者の輸送

イ 遺体の輸送

ウ 緊急物資の輸送

エ 防災対策要員の搬送

2 臨時ヘリポートの確保

重症者，緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため，臨時ヘリポートを確保する。

[資料震予12-2 飛行場外離着陸場及び災害時にヘリコプターが発着可能な場所一覧]

第10節 障害物の除去

家屋の倒壊により発生する道路障害物や災害により住居等に運び込まれた土石等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や住民の日常生活に著しい支障をきたすため、迅速にこれを除去する。

第1 道路障害物の除去

第2 住宅関係障害物の除去

第1 道路障害物の除去

建設部（道路管理班，道路保全班，道路建設班，都市基盤保全センター班）

1 実施機関等

災害による道路上の障害物の除去は、原則として次の機関が実施する。

- (1) 国管理の国道にあっては国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
- (2) 県管理の国道及び県道にあっては栃木県宇都宮土木事務所
- (3) 市道にあっては本市道路保全班，道路建設班，都市基盤保全センター班
- (4) 電柱，架線，看板等はその施設の管理者
- (5) 建設中の現場工作物等はその業者

2 障害物除去の対象

道路の障害物除去は、次の場合に行う。

- (1) 住民の生命，財産等を保護するために必要とする場合
- (2) 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
- (3) 応急対策活動を実施するために必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の優先道路順位

障害物の除去については、効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて、路線別に順位を定め、優先的に実施し、交通機能の早期回復を図る。

なお、優先する道路は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 広域的な緊急輸送を担う幹線道路（第1次緊急輸送路）
- (2) 第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路（第2次緊急輸送路）
- (3) 避難拠点や避難所などを連絡する道路（第3次緊急輸送路）
- (4) その他必要と認める道路

4 実施方法

市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、協定に基づき宇都宮建設業協会の協力を得て実施する。

また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結都市等に応援を要請する。

緊急車両の妨げとなる車両等の除去については、その車両等の運転者等に対して車両等の移動の措置命令を行い、運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には、道路管理者自ら車両等を移動する。移動に当たってやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の収容及び処分等を行う。

第2 住宅関係障害物の除去

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班），
建設部（道路保全班，道路建設班）

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去を行う。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、当面の日常生活に著しく支障をきたす場合で、かつ自らの資力をもって除去することができないもの。

(2) 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）によるものとし、その内訳は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(3) 実施期間

地震発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 実施方法

市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、協定に基づき宇都宮建設業協会等の協力を得て実施する。

また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結都市等に応援を要請する。

第11節 飲料水の供給

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

第1 実施体制

第2 給水の方法

第1 実施体制

上下水道部，消防部

災害により水道水が使用できないとき，上下水道部長は，消防部と連絡のうえ，県保健福祉部環境衛生班の協力を得て，応急給水を実施する。

1 応急給水体制の確立

災害発生後，速やかに配水池，浄水場等の水源状況，水道施設の被害や断水等の状況を調査・把握し，あらかじめ定める実施計画に基づき，効率的かつ適切な応急給水を実施する。

2 応援要請

被害が大きく，市自らによる十分な応急給水の実施が困難と判断される場合は，県又は協定締結都市等に協力を要請する。

また，自衛隊の応援が必要なときは，県に依頼する。

[資料震予5－1 他都市との相互応援協定締結状況]

3 市民への広報

応急給水を実施するにあたっては，給水場所，給水時間，容器の持参等について，市民へ広報する。

4 飲料水の供給

飲料水の供給は，給水車及び給水所の設置等により実施する。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は，知事が実施し，市長が補助するものであるが，知事から市長が行うよう救助事務の内容，期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため，知事の実施を待ついとまがない場合は，市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は，被害の程度により，適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害によって現に飲料水の供給を受けることができない状態となった者

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 給水の期間

災害発生の日から7日以内とする。

第2 給水の方法

上下水道部

1 給水目標

1人1日3リットルの供給を最小限度とし、被災後は次第に水の需要が増えるため、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量する。

2 給水方法

応急給水用の水源は、応急給水拠点施設、各浄・配水場に貯留された浄水及び飲料水兼用耐震性貯水槽に貯留する浄水を基本とし、次の方法をもって給水する。

(1) 給水車による供給

導水施設、浄水施設又は送水施設や配水本管の復旧が終了するまで、応急給水拠点施設から避難所等の応急給水所に対する飲料水の補給及び給水のため、給水車等による運搬給水を実施する。

(2) 給水所の設置

上水道施設の破損について、直ちに応急修理を施し、適当な場所に応急給水所を設置する。また、避難所等に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽を利用し応急給水所を設置する。

(3) 仮設給水栓の設置

応急復旧の状況により、配水本管や支管に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

3 応急給水の優先順位

避難所や病院等の緊急を要する施設や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には給水車、応急給水栓等を優先的に配備する。

4 応急給水用資器材の備蓄調達

応急給水用資器材及び応急復旧用資器材は、備蓄倉庫、上下水道局倉庫等に備蓄しており、また、必要に応じて関係機関から調達する。

[資料震予10-3 応急給水・応急復旧用資機材一覧]

5 その他水の確保

(1) 公共施設の受水槽

必要に応じて、当該施設の了解を得て、利用する。

(2) プール等

比較的汚染の少ないプール等の水源について飲用の適否及び水質の検査を実施し、ろ水器等により浄化し、利用する。

第12節 食料・生活必需品の供給

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食料、生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

第1 食料の供給

第2 生活必需品の供給

第3 食料・生活必需品等の受入及び配分等

第1 食料の供給

市民まちづくり部(市民班)、経済部(商工振興班、中央卸売市場班、農業企画班、農林生産流通班、農業委員会事務局班)、教育部(学校健康班)、協力救急班

1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者
(この場合は、災害救助法による措置としては認められない。)

2 食料の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食料の調達が困難なため、備蓄している非常食(クラッカー、アルファ米)を活用し、調達する。

(2) 民間事業者からの調達

ア 発災後に必要な緊急食料は、民間事業者との協定に基づき流通事業者に協力を要請し、調達する。

[資料震予5-4 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況]

イ 炊出し等に要する米穀は、市内の米穀販売事業者等から調達する。

ウ **パン類(学校給食関連食材等を含む)については、県と事業者の協定に基づき調達する。**

エ 副食、調味料等は、必要に応じ市内の販売事業者等から調達する。

(3) 主要食料(災害救助用米穀等)の調達

米穀販売事業者に不足を生じた場合、又は緊急を要する場合は、県に申請し、米穀卸売業者等から緊急引渡を受ける。

また、災害救助法が適用された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要

領（平成21年5月29日 21総食第113号 総合食料局長通知）」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて（令和6年4月24日 6関生第178号）」に基づき、県を通じ又は直接に、農林水産省農産局に災害救助用米穀の供給を要請する。

(4) 他都市等からの調達

市内で十分な食料の調達ができない場合は、県に対し供給を要請するほか、協定締結都市又は県を通じ全国の都市に対して支援を要請する。

ア 発災直後は、県内市町村及び近隣都市等からの応援食料を活用する。

イ 発生後おおむね4日以降は、全国の都市等からの応援食料を活用する。

3 食料の供給

食料の供給は、食品の給与又は炊出しにより実施する。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため、炊事のできない者

(ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 対象経費

(ア) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

(イ) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等についてはなんら制限はない。）

(ウ) 燃料費（品目、数量等についてはなんら制限はない。）

(エ) 雑費（器物（炊飯器、鍋、やかん等）の使用謝金又は借上料、包装類、茶、はし、ひも等の購入費）

エ 給与する食品の種類

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物で、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与する。（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等。）

オ 炊出しによる給与

(7) 炊出し方法

炊出しによる食品の給与は、日赤奉仕団体等の協力により、小、中学校（避難所）等の給食施設や家庭科室を利用して実施する。なお、災害の規模によって炊出し能力が不足する場合は、他の市有施設で実施するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊出し活動を促進する。

(4) 炊出しの配分

炊出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行うとともに、高齢者、障がい者、幼児及び体力衰弱者等に優先的に配分する。

カ 食品の給与期間

災害発生の日から7日以内とする。

第2 生活必需品の供給

経済部（商工振興班）、教育部（学校管理班）

1 生活必需品供給の対象者

住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 生活必需品の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、物資の調達が困難なため、備蓄している物資（毛布、タオル等）を活用し、調達する。

(2) 民間事業者等からの調達

ア 発災後に必要な物資は、民間事業者との協定に基づき流通事業者に協力を要請し、調達する。

〔資料震予5-4 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況〕

イ 衣類、寝具、日用品など生活必需品等は、必要に応じ市内の他の販売事業者等から調達する。

ウ 大規模災害が発生し、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、県と栃木県石油業協同組合で締結した「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

(3) 他都市等からの調達

市内で十分な生活必需品の調達ができない場合は、県に対し供給を要請するほか、協定締結都市又は県を通じ全国の都市に対して支援を要請する。

ア 発災直後は、県内市町村及び近隣都市等からの応援物資を活用する。

イ 発生後おおむね4日以降は、全国都市等からの応援物資を活用する。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 給（貸）与する品目

被災者には、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

(ア) 寝具（毛布、布団等）

(イ) 衣類（外衣、普段着、婦人服、子供服等）

(ロ) 肌着（シャツ、パンツ、くつ下等）

(エ) 身の回り品（タオル、運動靴等）

(オ) 炊事用具（鍋、包丁、バケツ等）

(カ) 食器（茶碗、皿、はし等）

(キ) 日用品（石けん、歯ブラシ、ちり紙等）

(ク) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

(ケ) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマー用装具等）

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内とする

第3 食料・生活必需品等の受入及び配分等

市民まちづくり部(市民班)、保健福祉部(生活班)、経済部(商工振興班)、理財部(管財班)、
教育部(教育企画班、学校管理班、学校健康班、生涯学習班)、
魅力創造部(スポーツ都市推進班)

1 物資等の受入

食料及び生活必需品等を受け入れるときは、次の内容を確認する。

ア 相手先（代表者名、連絡方法）

イ 受入日時

- ウ 数量及び品目
- エ 物資の状態（食料品の場合は賞味期限）及び返還時の措置
- オ 輸送方法
- カ その他必要な事項

2 物資等の輸送

- (1) 備蓄物資等は，緊急輸送車両をもって，避難所等へ輸送する。
- (2) 民間事業者等からの調達物資は，事業者が指定された場所に輸送する。なお，状況等によっては，協定運送事業者及び協定締結都市に協力を要請し，輸送する。
- (3) 県から給付を受けた物資等は，指定の災害活動拠点に集め，緊急輸送車両をもって，避難所等へ輸送する。

なお，状況等によっては，協定運送事業者及び協定締結都市に協力を要請し，輸送する。

- (4) 救援物資等は，指定の災害活動拠点に集め，仕分けを行い，緊急輸送車両をもって，避難所等へ輸送する。

なお，状況等によっては，協定運送事業者及び協定締結都市に協力を要請し輸送する。

3 物資等集積所

物資等は，原則として，物資等集積場所として指定された災害活動拠点において集配，管理等を行うが，避難所で直接受け入れる場合は，この規定を準用する。

なお，物資等集積所における業務は，次のとおりである。

- ア 物資等の受渡
- イ 物資等の品目及び数量の把握
- ウ 物資等の仕分け
- エ 物資等の管理

4 物資等の配給

- (1) 避難所における配給

各避難所の管理責任者は，避難所に届けられた物資等を避難者に公平に配給するとともに，高齢者や障がい者等に優先的に配給する。

- (2) 在宅避難者への配給

在宅避難者は，必要な物資等の品目及び数を最寄りの避難所管理責任者に連絡し，同避難所で配給を受ける。

また，自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは，近隣の住民，ボランティア等の支援を得て配給する。

5 物資等の回収

避難所等に配分した生活必需品のうち，備蓄品として再利用が可能な物品については，避難所閉鎖後に回収し，必要な措置を講じた上で活用する。

第13節 医療・助産活動の実施

災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

第1 医療・救護活動

第2 医療ボランティアの活用

第3 助産活動

第1 医療・救護活動

保健福祉部（保健所総務班），宇都宮市医師会等医療関係団体，理財部（管財班）

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 実施体制

医療救護活動の実施に当たり、災害医療本部を設置する。

災害医療本部内には現地総括者、現地医療指揮者、現地医科医療指揮者、現地歯科医療指揮者、現地薬剤指揮者を配置する。

(1) 体制

ア 現地総括者

保健所長を現地総括者と定め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。

イ 現地医療指揮者

市内で活動する医科特別救護班、歯科特別救護班、薬剤供給班の統括を行う。宇都宮市医師会長が役割を担う。

ウ 現地医科医療指揮者

医科特別救護班の医療指揮及び市内の人員、医薬品、医療資器材等の調整を行う。宇都宮市医師会長が役割を担う。

エ 現地歯科医療指揮者

歯科特別救護班の歯科医療指揮及び市内の人員、医薬品（歯科）、医療資器材（歯科）等の調整を行う。宇都宮市歯科医師会長が役割を担う。

オ 現地薬剤指揮者

市内の医薬品の輸送に係る指揮を行う。宇都宮市薬剤師会代表理事が役割を担う。

(2) 市災害医療本部の主な活動

ア 医療機関の被害状況の情報収集等

イ 各救護所の医薬品、衛生材料、人員等の確認及び補充

ウ 救護所の負傷者状況の把握、搬送先等の調整

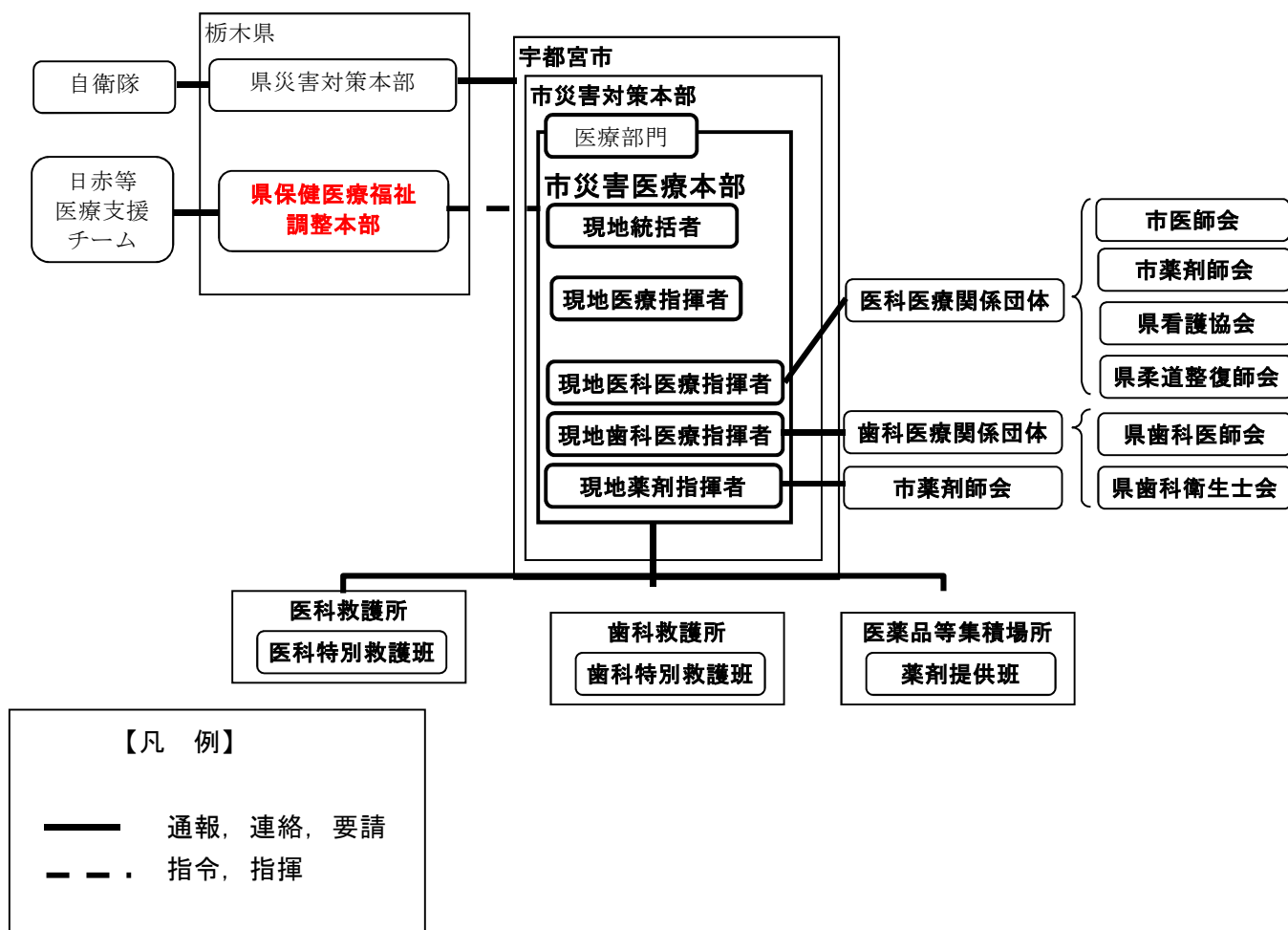
エ 県保健医療調整本部との情報共有

オ 県災害医療コーディネーターと連携した市外からの医療支援チームの派遣要請及び振分け

(3) 指令及び通報

災害時における医療活動の指令及び通報系統は、次のとおりとする。

【災害時における医療活動の指令、通報系統図】



3 救護所の設置

(1) 救護所の設置

市長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案し、救護所を設置する。

(2) 救護所の表示・公告

救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、表示等により、市民が救護所と認知できるようにする。

4 特別救護班等の編成と活動

(1) 特別救護班等の出動要請

市長は、災害の発生を知ったときは、その状況を把握するとともに、必要に応じ医療関係団体に対し、特別救護班等の出動を要請する。

特別救護班等は、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、出動するものとする。また、災害の状況に応じ、知事に対して、医療支援チーム等の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

(2) 特別救護班等の編成等

ア 医科特別救護班

① 編成

医科特別救護班の編成は医師、薬剤師、看護師、柔道整復師、事務職をもって構成する。

② 出動場所

あらかじめ定められた各救護所へ出動するものとする。

ただし、医科救護所を敷地内に設置する医療機関が使用不可能である場合等については、現地医科医療指揮者と連絡調整を行い、出動する医科救護所を決定する。

③ 活動内容

- ・ 医科救護所における負傷者のトリアージ
- ・ トリアージ後、軽傷者の応急処置

イ 歯科特別救護班

① 編成

歯科特別救護班の編成は歯科医師、歯科衛生士、事務職をもって構成する。

② 出動場所

宇都宮市夜間休日救急診療所内に設置する歯科救護所に出動する。ただし、宇都宮市夜間休日救急診療所が使用不可能である場合等については、現地歯科医療指揮者と連絡調整を行い、出動する歯科救護所を決定する。

③ 活動内容

- ・ 歯科救護所における負傷者のトリアージ
- ・ トリアージ後、軽傷者の応急処置

ウ 薬剤供給班

① 編成

薬剤供給班の編成は薬剤師をもって構成する。

② 出動場所

宇都宮市夜間休日救急診療所内に設置する医薬品等集積場所へ出動する。

③ 活動内容

- ・ 医薬品等集積場所からの各救護所への医薬品の搬送
- ・ 医薬品等集積場所での医薬品の管理

(3) 特別救護班員等の増員及び医療資器材等の補充

特別救護班等の増員や医療資器材等の補充が必要な場合は、現地医療指揮者と各医療関係団体の長が協議のうえ決定する。

ア 特別救護班員等の増員

それぞれの医療関係団体の長が会員の中から補充する。

イ 衛生資器材等の補充

医薬品等集積場所等から補充する。

5 負傷者等の搬送

(1) 後方医療施設等への搬送

現地総括者又は現地医療指揮者の要請に基づき、救護所において応急手当等がなされた負傷者等で、災害拠点病院等の後方支援病院への搬送を必要とする場合には、消防局が配備する救急車及び管財班が配備する市有車両を使用するほか、必要に応じ医療機関が所有する緊急自動車や民間所有車両の借り上げ配車等を行う。

また、緊急度に応じて県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用する。

(2) 負傷者が多数発生した場合の措置

負傷者が多数発生し、救急車両等が不足した場合は、トリアージ（負傷者の負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけける体制）を実施し、優先度の高い負傷者から適切な搬送を行う。

6 費用の負担区分

災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害にあつては、その適用の範囲で県へ求償するとともに、企業体等の施設内で発生した災害にあつてはその企業体が負担する。

なお、災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

7 損害補償

災害のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障がい者となったときは、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年栃木県市町村消防災害補償等組合条例第8号）の定めるところに準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）の定めるところにより損害補償を受けた場合には、その補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

8 医療実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第2 医療ボランティアの活用

保健福祉部（保健所総務班）

医師、看護師、薬剤師等医療関係者が不足すると判断された場合は、事前に登録されている医療関係技能ボランティア等の有効活用を図る。

第3 助産活動

保健福祉部（保健所総務班）、医師会

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

助産は、次に掲げる範囲で行う。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 費 用

支出できる費用は、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(4) 期 間

助産を実施し得る期間は、分べんした日から7日以内とする。

第14節 要配慮者対策の実施

災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

第2 要配慮者支援策の実施

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

保健福祉部（援護班、生活班、保健福祉総務班）

1 在宅要配慮者

(1) 安否確認

災害発生後、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について安否確認を行い、所在等について把握する。

また、巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握するとともに、避難所への避難を案内する。

(2) 福祉避難所

福祉避難所においては、管理運営責任者を通じ、避難している要配慮者の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握し、高齢者や障がい者等に配慮したスペースや設備を確保する。

また、避難所生活が困難な重度の介護や介助が必要な要配慮者については、民間福祉避難所への移送等の調整を行う。

(3) 相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺住民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。

また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

保健師が避難住民の健康状態の把握、健康相談、保健指導を行うにあたっては、宇都宮市災害時保健活動マニュアルに基づき行うこととする。

第2 要配慮者支援策の実施

保健福祉部（援護班、生活班、保健福祉総務班）

1 社会福祉施設・病院等への入所の調整

社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる要配慮者については、優先的に入所できるよう、関係機関等との調整を図る。

2 仮設住宅等への優先入居

家屋の焼失、損壊等の被災を受けた要配慮者に対し、仮設住宅や公営住宅に優先的に入居できるよう配慮する。

3 ボランティアによる支援

要配慮者のニーズに応じ、ボランティア等の協力により、支援を行う。

4 生活物資等の配布

要配慮者対応の食品（柔らかいもの、乳児用ミルク等）その他生活用品について、必要に応じ調達し、配布する。

5 避難所等への配慮

避難所においては、必要に応じ、車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド等要配慮者対応の資器材を配備する。

第15節 災害ボランティアの活動への支援

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。また、災害ボランティアセンターの設置予定場所について、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第1 災害ボランティアセンターの設置

第2 ボランティアの受入

第3 ボランティア活動の支援

第1 災害ボランティアセンターの設置

保健福祉部(保健福祉総務班)、
行政経営部(危機管理班)、社会福祉協議会

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 災害発生後、災害対策本部は、ボランティアを一元的に調整する機関として、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会に要請する。
- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
- (3) 災害対策本部は、災害ボランティアセンターの運営に支援・協力するなど、緊密な連携を保持する。

2 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 全てのボランティア（海外ボランティアを除く）の登録及び管理を行う。
- (2) 被災地からのニーズに基づきボランティアの派遣を行う。
- (3) ボランティアの情報収集及びボランティア間の調整を行う。
- (4) ボランティアの募集を行う。
- (5) ボランティアコーディネータ・リーダー等の派遣依頼を関係機関へ行う。

第2 ボランティアの受入

社会福祉協議会

1 技能ボランティア

医師、建築士、通訳等の専門的な技能を有するボランティアに関しては、事前の登

録に基づくボランティアや、災害発生後登録されたボランティアの中から、災害ボランティアセンターがボランティアニーズに合わせて各部へ派遣する。

2 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入については、県及び国との協議のうえ、災害対策本部でその調整を行う。

第3 ボランティア活動の支援

保健福祉部(保健福祉総務班),
行政経営部(危機管理班), 社会福祉協議会

- (1) 災害対策本部は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティアからの情報を積極的に受け入れる。
- (2) 災害対策本部は、災害ボランティアセンターからの要望に応じて、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点の提供などの支援を行う。

第16節 防疫・保健衛生活動の実施

災害後の感染症の発生，流行等を未然に防止するため，被災地における防疫活動を迅速に実施する。また，住民の健康を保持するため，被災者に対する保健衛生活動を実施する。

- 第1 防疫活動
- 第2 保健衛生活動
- 第3 動物の保護管理対策
- 第4 家畜伝染性疾病対策

第1 防疫活動

保健福祉部（防疫班，衛生班）

1 実施体制

被災地における防疫活動は市長が実施する。ただし，市のみでは処理が困難な場合は，協定締結都市，県，国等の関係機関に応援を求めて実施する。

2 組織

災害の規模に応じた防疫活動が迅速に実施できるよう，防疫活動組織を明確にしておくとともに，災害時の動員計画及び必要な資器材の確保計画を樹立し，被害の程度に応じた適切な防疫活動が行えるようにする。

3 防疫活動

防疫班は，おおむね次の防疫活動を行う。

(1) 消毒・清潔作業

被災地において感染症が発生し，又は発生するおそれがある区域を重点的にかつ適切な方法により消毒作業又は清潔作業を実施する。

ア 消毒又は清潔の対象

- (ア) 臨時給食施設
- (イ) 家屋
- (ウ) 便所
- (エ) ごみ集積所，側溝
- (オ) その他感染症が発生し，又は発生するおそれのあるもの

イ 浸水等により汚染した家屋については，消毒薬剤を配付する。

ウ 井戸水の飲用指導

飲用井戸が汚染され，又は汚染された可能性がある場合は，水質検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるねずみ、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(3) 感染症患者等の医療の確保と予防

被災地において法定の感染症患者（1類・2類及び新感染症）が発生したときは、患者の医療の確保及び患者に対する入院勧告等の措置をとる。また、患者の家屋等の消毒指導又は消毒等の措置を講ずる。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

(4) 被災者への衛生指導

避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項等について啓発を行う。また、パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

(5) 健康調査（検病調査）及び健康診断

被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急度の高いところから健康調査（検病調査）を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

(6) 臨時予防接種

知事が、災害の状況及び感染症発生状況等により予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

4 防疫用薬品及び器材

防疫活動に必要な薬品及び器材は、平常時は保健福祉部（保健予防課）においてこれを備蓄する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度調達するとともに、必要に応じ県へあつ旋を依頼する。

第2 保健衛生活動

保健福祉部（衛生班、防疫班）

1 食品衛生監視

衛生班は、被災地における食品衛生に万全を期すため、次の食品衛生監視活動を実施する。

(1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器及び器具の洗浄消毒
- ウ 原材料及び食品の適正保管
- エ 調理済食品の速やかな喫食
- オ 飲用水の適正管理の指導

(2) 被災地の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止

- イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒
- ウ 使用水の現場検査
- エ 調理済み食品の速やかな喫食
- オ 調理従事者の衛生管理
- カ 飲用水の適正管理の指導

2 被災者等の健康管理対策

避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。このため、防疫班は、次の事項の実施に努める。

(1) 巡回指導（被災状況により必要と認めた場合）

保健師、看護師及び栄養士は避難所又は応急仮設住宅を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理及び栄養管理について指導を行うほか、栄養士は被災した特定給食施設の状況を把握し、給食の平常化を支援する。

保健師が被災者の健康相談等を行うにあたっては、宇都宮市災害時保健活動マニュアルに基づき行うこととする（以下同じ）。

(2) メンタルケアの実施

避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、避難所又は応急仮設住宅の被災者に対し、医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。

(3) 情報等の収集及び提供

食料品の補給など、被災者等のニーズを把握し、関係機関との連絡調整を図る。

第3 動物の保護管理対策

保健福祉部（衛生班）

飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）、放し飼い状態の動物及び負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。

衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、関係機関と連携し、次の諸活動を実施する。

1 被災地における動物の被災状況等の把握

動物の被災状況等を把握し、状況に応じた対応を行う。

2 避難所における動物の適正飼育の指導

- (1) 動物の負傷状況等の情報収集を行う。
- (2) 飼い主不明の動物に関する情報収集及び提供を行う。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導を行う。

3 関係機関との協力体制

1 及び 2 を実施するにあたっては、栃木県及び(公社)栃木県獣医師会等と連携して

実施する。

第4 家畜伝染性疾病対策

経済部（農林生産流通班）

1 家畜伝染性疾病の予防

被災地における予防対策は、市が実施する。ただし、市のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施する。

2 応急対策の実施

(1) 市が実施する対策

- ア 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握及び県への通報
- イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ウ その他必要な指示の実施

第17節 廃棄物処理の実施

災害によって発生した損壊家屋等災害廃棄物や、施設の被災等により堆積する日常ごみやし尿等を速やかに収集・処理し、被災地の生活環境の復旧を図り、公衆衛生の維持に努める。

- 第1 廃棄物処理の実施体制
- 第2 日常ごみの処理
- 第3 災害廃棄物の処理
- 第4 し尿の処理
- 第5 死亡獣畜の処理

第1 廃棄物処理の実施体制

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班）

災害時においては、日常ごみの処理が困難になることや、災害廃棄物が大量に発生することも想定される。その対応については、現有の人員、機材及び処理施設で迅速かつ適正に行うことを基本とするが、特に甚大な被害の場合は、県を通じて、県内他都市や廃棄物関係団体に対し応援要請することにより、緊急事態に対処する。また、災害規模等の状況に応じて、協定締結都市に対し応援要請する。

第2 日常ごみの処理

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班）

1 収集・運搬

- (1) 災害時においては、交通の分断等により通常の収集体制の維持が困難となることが想定されるため、日常ごみについては、焼却ごみに含まれる生ごみなどの腐敗等による生活衛生上の支障を考慮し、災害規模等の状況に応じて、優先度を踏まえた収集を実施する。
- (2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。

2 処 分

収集運搬した日常ごみは、所定の清掃工場等ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて、県を通じて県内他都市や廃棄物関係団体に対し処分の応援要請を行う。また、災害規模等の状況に応じて、協定締結都市に対し応援要請する。

第3 災害廃棄物の処理

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班）

1 実施責任者

災害による倒壊家屋，焼失家屋等から発生する大量の木材，家財等の災害廃棄物は，原則として所有者自らが，解体・処理し，市の指定する場所に搬入することが望ましいが，自ら処理することが困難な場合及び道路等に散在し緊急に処分を必要とする場合には，市が実施する。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し，災害対策基本法に基づく廃棄物処理の特例に指定され，本市による災害廃棄物の円滑・迅速な処理が困難な場合は，国への処理の代行を要請する。

市は，仮置場等，撤去した災害廃棄物の搬入先に関する情報の提供を行う。

2 排出量の推計

災害廃棄物の排出量については，全壊家屋1棟当たり117t，半壊家屋1棟当たり23tとして推計する。

3 収集・運搬

- (1) 災害時には，大量の災害廃棄物が排出され，一時期集中して処理施設へ大量に搬入され，その処理が困難となるため，仮置場候補地から現地調査を実施したうえで，早期に仮置場を設置する。
- (2) 収集は，被災地の状況を考慮し，緊急清掃を要する地区から順次実施する。

4 処分・リサイクル

- (1) 処分の優先順位は，腐敗等により生活環境を悪化させるものを優先的に処理する。
- (2) 可能な限り分別に努め，リサイクルを推進し，最終処分量を減少させることは，処理期間の短縮に有効であるため，リサイクルのスキームが整備されているものは，積極的に活用する。
- (3) 有害物質等が含まれるなど，取扱いに特に注意が必要な災害廃棄物については，関係法令等に基づき適正に取り扱うこととし，特に環境影響が大きい石綿やPCB含有電気機器については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年3月環境省）等を踏まえ，石綿やPCBを含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。
- (4) 必要に応じて，県を通じて県内他都市や廃棄物関係団体に対し処分の応援要請を行う。また，災害規模等の状況に応じて協定締結都市に対し応援要請する。
- (5) 処理費用については，「災害廃棄物処理事業費国庫補助金」を積極的に活用する。

第4 し尿の処理

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班），
上下水道部（下水道施設班），建設部（建築保全班，建築班）

1 収集・運搬

- (1) し尿の処理は被災地の状況を考慮して，緊急くみ取りを必要とする地域から順次実施する。
- (2) 被災地における防疫面から，不要となった便そうに貯留されているし尿についても収集する。

2 処 分

し尿の処分は，原則としてし尿処理施設，下水道終末処理場等において処分するものとするが，必要に応じて協定締結都市や他都市及び廃棄物関係団体に対し処分の要請を行う。

3 仮設トイレの設置

- (1) 必要台数の把握及び設置場所
 - ア 上下水道の被災状況により，仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し，設置する。
 - イ 仮設トイレは，まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて，在宅の被災者のために公園等に設置する。
- (3) 仮設トイレの調達

関係事業者と早急に連絡をとり，必要数量を確保するとともに協定締結都市や他都市に対し提供を求める。このとき同時に次の物資の手配についても考慮する。

 - ア トイレットペーパー
 - イ 清掃用具
- (4) 仮設トイレの管理
 - ア 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して，清掃等の管理を要請する。
 - イ 民間事業者等に委託し，くみ取り及び消毒を行う。

第5 死亡獣畜の処理

環境部（ごみ減量班，**廃棄物政策班**，廃棄物施設班），経済部（農林生産流通班）
災害によって死亡した家畜等の処理は，飼い主が自らの責任で行うものとするが，自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には，市民の通報等により，市が処理する。

1 処理方針

死亡獣畜の処理は，死亡獣畜取扱場で行うほか，必要に応じて次のとおり行うものとする。

- (1) 移動し得るものについては，適当な場所に集めて処理する。

- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
- (3) その処理については、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

2 処理方法

(1) 埋却

穴を掘り、死亡獣畜を入れ、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、地表から深さ1 m以上の土砂で覆う。

埋却した場所には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第18節 行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に搜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

第1 行方不明者の搜索

第2 遺体の処理・埋葬

第1 行方不明者の搜索

消防部，警察署，自衛隊

1 行方不明者の搜索

消防部は、災害の状況から判断して必要があると認めたとき、行方不明者の搜索及び救出を警察署、自衛隊など関係機関の協力を得て、遅滞なく実施する。

2 救出活動の実施

行方不明者の搜索、救出活動にあたっては、災害対策本部、消防部、消防団、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

3 遺体の搜索

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対 象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

第2 遺体の処理・埋葬

市民まちづくり部（生活安心班）、保健福祉部（生活班）、警察署

1 遺体の取扱い

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。
- (2) 警察は、遺体の見分・検視を行う。
- (3) 搜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。
- (4) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- (5) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。
- (6) 遺族等の引き取り者がいない場合又遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として火葬を行う。

2 遺体の処理

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に係わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

イ 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用
- (イ) 遺体の一時保存のための費用
- (ウ) 救護班によらない検案のための費用
- (エ) 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対 象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない等のため埋葬が困難な場合。

イ 支出費用

埋葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

ウ 実施期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

4 安置所・火葬場等の確保

(1) 安置所については、公共施設又は寺院を利用する。

(2) 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を業者から調達する。

(3) 災害応急納骨堂を、原則として市営霊園の中に確保する。縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬する。

5 応援協力

市独自の対応では遺体の処理が困難な場合は、県又は近隣の協定締結都市に対し応援を要請する。

さらに、協定締結民間団体に応援を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

このため、平常時から近隣火葬場の処理能力を把握しておくとともに、必要資材(棺・骨つぼ・ドライアイス等)について緊急時の手配先を調査しておく。

第19節 災害警備の実施

災害時には様々な社会混乱や道路交通の混乱等が予想される。このため市民の生命・財産を保護するとともに、公共の安全と秩序維持に係わる警備活動を実施し、被災地の治安の万全を図る。

- 第1 警備体制の確立
- 第2 警備活動
- 第3 自主防犯組織等への支援

第1 警備体制の確立

警察署

1 災害警備本部の設置

大地震が発生した場合、警察署は、警察署長を災害警備本部長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、市災害対策本部との連絡体制を確保し協力・連携体制を強化する。

2 警備部隊の編成

警察署は、所定の計画に基づき各部隊を編成し、情報の収集、被害状況の実態把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の応急活動を実施する。

第2 災害警察活動

警察署

地震災害時における警察署による警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び被害状況の実態把握
- (2) 被災地域居住者の避難誘導
- (3) 要救助者の発見及び救出救助
- (4) 災害発生時、又は発生のおそれがある場合の必要な交通規制及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の搜索及び遺体の見分
- (6) 被災地及び避難場所の警戒
- (7) 各種犯罪の予防と取締
- (8) その他災害警備に必要な警察活動

第3 自主防犯組織等への支援

市民まちづくり部（生活安心班）、警察署

市及び警察署は、地域の自主防犯組織等による自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努める。

第20節 文教対策の実施

災害が発生した場合は、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

- 第1 児童生徒の安全対策
- 第2 学校施設の応急復旧措置
- 第3 学校教育の再開
- 第4 学用品の調達・支給
- 第5 その他文教施設対策
- 第6 文化財の保護

第1 児童生徒の安全対策

教育部

校長はあらかじめ、災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制（保護者には、特に緊急連絡等ができない事態を想定して、児童生徒の引渡し方法や場所等について、周知徹底することなどに留意）、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、具体的に学校安全計画等を定めておくものとする。

校長は、地震発生直後における児童生徒の安否の確認を実施する。

1 勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後児童生徒の安全を確認するとともに、学校の施設設備及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断した場合又は消防職員等から避難の指示があった場合は、児童生徒を教職員と協力して安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

(3) 児童・生徒の下校体制

校長は、本市で観測された震度が5強以上の場合は、児童・生徒を学校に待機させ、保護者の迎えにより下校させる。

(4) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等を活用する。

2 勤務時間外に地震が発生した場合

(1) 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、学校の施設設備の被害状況及び周辺の状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全を電話等の方法により確認する。

(3) 臨時休業等の措置

校長は被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な処置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者等へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

第2 学校施設の応急復旧措置

教育部

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を実施する。

1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を実施する。

2 避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第4節 応急避難対策の実施」による。

3 施設の応急復旧

- (1) 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を実施し、教育を再開する。
- (2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (3) 応急修理では使用できない程度の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理する。

4 応急教育

(1) 応急教育場所の確保

早急に応急教育を開始するため、教育委員会は災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、応急教育実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が被害を受けた場合	・ 特別教室，体育館等

学校の校舎が全部被害を受けた場合	・生涯学習センター等公共施設 ・付近の被災を免れた学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	・避難先の最寄りの学校、被災をまぬがれた学校 ・生涯学習センター等公共施設、応急仮設校舎
県内大部分の地域について被害を受けた場合	・避難先の最寄りの学校 ・生涯学習センター等公共の施設、応急仮設校舎

(2) 応急教育の実施

被害が広範囲で校舎の被害が大きく、復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合又は逆に仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて、応急教育を行う。

第3 学校教育の再開

教育部

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

1 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は、教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者等に速やかに周知徹底する。

2 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- ア 臨時休業
- イ 短縮授業
- ウ 合併授業
- エ 二部授業
- カ 分散授業
- キ 複式授業
- ク 上記の併用授業

3 教職員等の確保

教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、教育委員会は災害を免れた学校の教員を適宜災害を受けた学校に応援させ、教育の正常化を図る。

- (2) 市内における被害の状況がひどく、上記によることが困難な場合は、県教育委員会が全県で対策をたて、教育委員会と協議し、早急に応援体制をとり、教員の確保に努める。

4 学校給食の措置

- (1) 教育委員会は、学校再開に合わせて速やか学校給食ができるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。
- (2) 次に示す場合には、学校給食を一時中止する。
- ア 避難所となった学校において、学校給食施設で炊出しを実施する場合
 - イ 感染症等の危険の発生が予想される場合
 - ウ 災害により給食物資が入手困難な場合
 - エ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
 - オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5 その他健康安全に関する指導等

- (1) 登下校時の安全確保
教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
- (2) 心身の健康の保持
被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導や教育相談等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び児童生徒指導に重点を置いて指導する。
- (3) 避難した児童生徒の指導
避難した児童生徒に対しては、職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持等、生活面における指導を実施する。
- (4) 制度の弾力的運用
災害のため多数の児童生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて、就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び卒業証書の取扱い等について、弾力的に対応する。

第4 学用品の調達・支給

教育部

災害により、教科書等を失った者に対しその取得が困難なときは、学校において取りまとめる。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害によって住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

(2) 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(4) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

第5 その他文教施設対策

教育部，魅力創造部

- (1) 施設管理者は、地震発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について教育委員会または魅力創造部に報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 教育委員会または魅力創造部は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずる。

第6 文化財の保護

魅力創造部

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

1 災害発生時の措置（通報）

災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を教育委員会へ通報する。また、文化都市推進課は、早急に県文化振興課に報告する。

2 被害状況の調査

文化財の所有者又は管理者は、被災後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、火災、余震等による二次災害の防止措置を実施する。

第21節 住宅応急対策の実施

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の供与や市営住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

- 第1 応急仮設住宅の供与
- 第2 空家住宅の確保
- 第3 被災住宅の応急修理
- 第4 建築物の応急危険度判定の実施

第1 応急仮設住宅の供与

都市整備部（住宅政策班），建設部（建築保全班，建築班）

災害により住宅を失った者で、自らの資力では住宅を確保することのできないものに対して、応急仮設住宅等を供与する。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 設置予定場所

設置予定場所は、原則として次の条件を考慮して、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

 - ア 住宅建設に適当な公共用地であること。
 - イ 被災地周辺であること。
 - ウ 交通の便がよいこと。
 - エ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
 - オ 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと。
- (2) 建物の規模及び費用の基準
 - ア 1戸当たりの規模は29.7㎡（9坪）を基準とする。
 - イ 支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

ただし、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりに支出できる費用は、前述の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

また、日常の生活上特別な配慮を要する高齢者等を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の設置戸数は、被災者に提供できる福祉仮設住宅の部屋数とする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(3) 建設の実施

建設は、災害時において活用し得る土木及び建築業者の名簿（理財部契約班が参加有資格者名簿に基づき整備する）に掲げる建設業者に請け負わせて行う。

(4) 建設資材

建設のための資材は、請負業者及び販売業者の手持品を利用するものとするが、災害時における混乱等により、業者に手持ち資材がない場合又は確保が困難な場合は、県に必要資材のあっ旋を要請する。

(5) 建設にあたっての留意点

ア 応急仮設住宅地内に、規模に応じてごみステーション、仮設住宅案内板、通路の照明、集会施設等の生活便利施設を併設することを配慮する。

イ 住宅の構造は、高齢者や障がい者向けの仮設住宅等、入居者の状況や利便性に配慮した住宅の供給に配慮する。

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完了する。

(7) 入居基準及び入居者の選定

入居できる世帯は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、民生委員等その他関係者の意見を聴き、高齢者、障がい者等の要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。

具体的には、次のとおりとする。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ロ) 特定の資産のない母子世帯

(ハ) 特定の資産のない高齢者、病弱者又は障がい者

(ニ) 特定の資産のない勤労者又は小企業者

(ホ) 上記に準ずる経済的弱者

(8) 供与の期間

応急仮設住宅を給与できる期間は、工事が完了した日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(9) 応急仮設住宅の管理

ア 市は、災害救助法による応急仮設住宅については、県の要請によりその管理に協力する。

イ 応急仮設住宅へ入居したひとり暮らし高齢者や障がい者等に対して、保健師の巡回をはじめホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

ウ 仮設住宅の管理者は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に実施できるよう関係各班と調整するものとする。

(10) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、建設により行うもののほか、民間賃貸住宅を借り上げることにより、応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）として被災者に供与する。

第2 空家住宅の確保

都市整備部（住宅政策班）

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等のあつ旋、情報の提供等を行う。

1 市営住宅等の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあつ旋を行う。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

第3 被災住宅の応急修理

都市整備部（住宅政策班）、建設部（建築保全班、建築班）

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、自らの資力ではその応急修理を行うことができない者に対して、住宅の応急修理を行う。

1 実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

(2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 修理の基準等

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、畳の入替えや基礎工事などは含まれないものとする。

イ 費用の基準

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(2) 修理の実施

応急仮設住宅に準ずる。

(3) 修理期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

(4) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア 住家が半壊又は半焼若しくは準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力では、応急修理ができない者であること。

具体的には、次のとおりとする。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ロ) 特定の資産のない母子世帯

(ハ) 特定の資産のない高齢者、病弱者又は障がい者

(ニ) 特定の資産のない勤労者又は小企業者

(ホ) 上記に準ずる経済的弱者

第4 建築物の応急危険度判定の実施

都市整備部（建築指導班）、建設部（建築保全班、建築班）

居住者等の安全を確保し、被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

なお、実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間保険損害調査との違い等について被災者に説明する。

1 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の応急危険度判定調査を次の要領で実施する。

- (1) 地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定士の資格を有する市職員を招集するとともに地震災害の規模に応じて、県、他都市等の協力を得て実施する。

(2) 応急危険度判定の結果は、必要な注意事項を付して、建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。

(3) 市民への広報

建築指導班は、報道機関等により市民への危険度判定作業に関する広報を行う。

広報の主な内容は、次のとおりである。

ア 危険度判定の重要性と目的

イ 判定作業の内容

ウ 判定対象建築物

エ 判定作業の実施区域及び実施時期

オ 判定作業への協力要請

第22節 二次災害対策の実施

地震によるがけ崩れや危険物施設等の損傷は、大きな二次災害の原因となるため万全の注意が必要である。土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、地震発生後、迅速な点検及び応急措置等を実施し、二次災害の未然防止を図る。

第1 土砂災害等対策

第2 危険物施設等災害応急対策

第1 土砂災害等対策

経済部（農業企画班，農林生産流通班），建設部（河川班），
消防部，都市整備部（都市計画班）

1 点検調査の実施

地震発生後，直ちに県に連絡をとり，余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため，迅速にがけ地や護岸施設等の調査を行い，災害の危険性について把握する。

(1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は，危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し，優先順位を決めて実施する。

(2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は，市及び関係機関の職員を確保するとともに，専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

2 二次災害のおそれがある場合の措置

(1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は，「本章 第4節 応急避難対策の実施」に基づき，迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため，次のような応急工事等を検討し，迅速に対応する。

ア 仮設水路の設置

イ 不安定土砂の除去

ウ ブルーシート張り

エ 土のう積み

オ 仮設防護柵の設置

(3) 被災宅地危険度判定の実施

市は，二次的な地すべり，がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため，宅地の

被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。

なお、調査の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について被災者に説明する。

(4) 市民への広報

二次災害に関する情報は、「本章 第8節 広報広聴の実施」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所など、必要な事項を市民に周知する。

(5) 警戒体制

雨量や危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

第2 危険物施設等災害応急対策

消防部、保健福祉部（保健所総務班）

1 消防法上の危険物

(1) 実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「危険物施設の所有者等」という。）は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、消防局等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行う。

(2) 危険物施設の所有者等が実施する対策

ア 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。

イ 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切る。

ウ 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。

エ 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。

(3) 市が実施する対策

ア 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。

イ 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。

ウ 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。

エ 火災の発生防止又は危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。

オ 爆発、火災及び流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関

が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。

2 火薬類

(1) 実施体制

火薬類施設の所有者等は、火薬類による災害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防局等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行う。

(2) 火薬類施設の所有者等が実施する対策

ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合には、速やかにこれに移し、見張人をつけ、関係者以外の立入りを禁止する。

イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施する。

ウ 上記ア、イの措置がとれない場合は、火薬庫の入口、窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を施す。また、爆発による危害を受けるおそれがある地域への立入りを禁止するとともに、付近住民を避難させる。

エ 安全確保措置を実施するとともに、消防局等関係機関にその状況を通報する。

オ 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、状況、火薬類保有量等、応急対策上必要な事項を報告する。

(3) 市が実施する対策

消防局は、施設関係者から情報を収集し、関係機関の協力を得て安全距離を十分とり、警戒区域を設定し、区域内への立入禁止等、必要な措置をとる。

3 高圧ガス

(1) 実施体制

高圧ガス施設の所有者等は、高圧ガスによる被害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防局等関係機関と連携のもと適切な対策を実施する。

(2) 高圧ガス施設の所有者等が実施する対策

ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、関係者以外は退避させる。

イ 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれのある施設配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置をとる。毒性ガスについては、空気呼吸器等の保護具を具備のうえ、対処する。

ウ 施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認をするため、各施設の消火設備、保安電源、近隣状況の把握等、応急点検を実施する。

エ 施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火防止及び漏洩等の防止措置を実施する。

オ 状況に応じ、従業員又は付近住民に対して火気の取扱いを禁止するとともにガスの種類に応じた避難誘導を行う。特に毒性ガスについては風向を十分考慮する。

カ 高圧ガス移送時には、車両を安全な場所に移動するとともに、付近の火気を管理する。

キ 高圧ガス移送時、容器が危険な状態となったときは、防災関係機関の協力を得て、付近住民に対する避難措置を行うとともに、通行人に対する交通規制を行い、状況に応じて自らも安全な場所に避難する。

(3) 市が実施する対策

消防局は、事故関係者から漏洩状況等の情報を早期に聴取し、活動方針を決定し、高圧ガス施設の所有者、電気事業関係者等との連携のもと活動する。また、ガス臭気の強弱及びガス漏洩測定値の大小にかかわらず、速やかに警察官等と協力して警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の者の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し火気使用禁止等の広報を実施する。

4 毒物・劇物

(1) 実施体制

毒劇物営業者（製造者、輸入業者、販売業者）及び特定毒物研究者は、毒劇物の危険性（人体危険、火災危険、反応危険）を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報する。

(2) 毒劇物営業者等が実施する対策

ア 発火源の除去、毒劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を実施する。

イ 上記の措置を実施できないとき又は必要と認めたときは、付近住民及び従業員の避難措置を実施する。

ウ 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状況、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告する。

(3) 市が実施する対策

毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合又は臭気、刺激臭、着色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するとともに、避難等の措置をとる。

5 放射性物質

(1) 実施体制

放射性物質取扱者等は、放射性物質の危険性（人体影響等）を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況を関係機関に通報する。

(2) 放射性物質取扱者等が実施する対策

ア 放射性物質を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施する。

イ 放射性物質の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施する。

(3) 市が実施する対策

- ア 施設関係者を積極的に活用し，国，県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施する。
- イ 消防隊等は，放射性物質防ぎょ服等の資機材を装備した部隊を活用し，状況の把握に努め，警戒区域を設定し，応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するとともに，地域住民の避難措置等を実施する。

第23節 ライフライン等の応急復旧対策の実施

都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。また、道路管理者及びインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努める。

- 第1 水道施設
- 第2 下水道施設
- 第3 電力施設
- 第4 ガス施設
- 第5 電話施設
- 第6 交通施設（鉄道、バス）

第1 水道施設

上下水道部（総務班、給水施設班）

上下水道局は、災害発生に際し、直ちに水道施設の被害状況の調査、施設の点検を実施する等、応急復旧に必要な措置を講じ、速やかな応急給水体制を確保する。

1 施設の復旧手順

施設の復旧にあたっては、拠点給水施設への給水や仮設給水栓の設置等、応急給水体制を考慮した復旧を実施する必要があることから、次の基本方針に基づき復旧工事を実施する。

- (1) 復旧は、給水効果が大きい主要施設及び早期復旧が可能な施設から行う。
- (2) 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。
- (3) 広域的な断水時には、幹線及び本管の早期復旧により、市内一円に応急給水体制がとれるように復旧工事を実施する。
- (4) 管路の復旧作業にあたっては、管の破損、継手の離脱等、管路切断状態の復旧を優先する。

2 復旧用資機材の調達

被災した水道施設のために必要とする資機材は、資機材取扱事業者と連携を図り、迅速な調達を行う。

3 応援要請等

応急復旧の作業は、市内の指定給水装置工事事業者に協力を要請するとともに、応急給水及び施設の応急復旧を実施するために必要であると認めるときは、市長は、知事又は協定締結都市に対し応援を要請する。

[資料震予5－1 他都市との相互応援協定締結状況]

4 広 報

災害時の予定給水場所については、事前にパンフレットや広報うつのみや等で市民へ周知しておく。

災害発生後は、掲示板、広報車等の広報活動により、その場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し等についても、報道機関等の協力を得て、随時広報を行い、利用者の水道に関する不安解消に努める。

第2 下水道施設

上下水道部（総務班、下水道施設班）

上下水道局は、災害発生に際して、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障の有無を確認するとともに、二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

1 ポンプ場及び下水処理場の応急対応

地震によるポンプ場及び下水処理場の電気・機械設備、配管等補機類の被害について、速やかに被害状況を緊急点検表及び緊急調査表に基づき点検調査し、必要に応じて緊急対応を行う。

2 管きよの応急対応

(1) 応急復旧の基本方針

本市の地盤条件から、液状化による管きよの被害はほとんどないものとみられるが、浅く埋設されている管きよや、宅地内の排水設備では地震による被害の発生が予想される。管きよ施設の応急復旧作業は、二次災害の防止と早期の機能回復の観点から、管の破損又は土砂流入による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を最優先とし、排水機能に支障のない被害は二次的に対応する。

(2) 応急復旧の方法

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、市民からの情報等を考慮し、優先順位を決定し、管きよの緊急点検を実施する。把握された管きよの被害状況に応じ、仮設配水管や可搬式エンジンポンプによる排水機能の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても二次災害防止の措置を行う。

また、広範囲の取付管に被害が生じた場合は、調査と同時に復旧作業を行い、早期機能の回復を図る。なお、各家庭の排水設備は浅く埋設されているため被害を受けやすく、災害発生後水洗トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、宇都宮市管工事業協同組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図る。

3 広 報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

第3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッドは、災害時の市民生活等における電力の果たす役割を認識し、電力施設の早期復旧に努める。

1 市の協力

災害により電力施設に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、電力施設の防護措置を講ずる必要があるときは、市は、東京電力パワーグリッドに通知し、同社がとる必要な応急措置に協力する。

また、市と東京電力パワーグリッドは、相互に連携・協力して情報共有や復旧活動に必要な施設・駐車場等の確保に努める。

2 広 報

東京電力パワーグリッドは、感電事故又は漏電による出火を防止するための措置及び電力施設の被害状況、復旧状況等についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努める。

3 応急復旧

東京電力パワーグリッドは、病院、ライフライン、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、早期復旧に努め、必要に応じて電源車の配備などの応急措置を実施する。

第4 ガス施設

東京ガスネットワーク(株)

東京ガスは、災害時の市民生活におけるガス供給の役割を認識し、ガスの早期供給に努める。

1 市の協力

災害により都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市は、東京ガスに通知し、同社がとる応急措置に協力する。

2 広報

東京ガスは、ガス漏れ等による二次災害を防止するための措置及びガス施設の被害状況、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努める。

3 応急復旧

東京ガスは、災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、早期復旧に努める。

第5 電話施設

東日本電信電話(株)

東日本電信電話は、災害時の市民生活等における電話通信の果たす役割を認識し、電話施設の早期復旧に努める。

1 市の協力

災害のために電話施設に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、電話施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、市は、東日本電信電話に通知し、同社がとる応急措置に協力する。

2 広 報

電話施設の被害状況やその原因、通信手段の状況、仮設電話の設置場所、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、速やかに関係機関及び市民に対してわかりやすい情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努める。

3 応急措置

東日本電信電話は、病院、ライフライン関係機関、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、仮設電話の設置や早期復旧に努める。

第6 交通施設（鉄道、L R T、バス）

東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、宇都宮ライトレール(株)、関東自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)

鉄道、軌道及びバス事業者は、災害時の市民生活等における鉄道、軌道及びバス事業の果たす役割を認識し、災害時における旅客の安全を期するとともに、運転の早期再開に努める。

1 市の協力・対応

災害のために輸送施設・道路等に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、輸送施設・道路等の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、市は、鉄道及びバス事業者に通知し、運転の早期再開措置に協力する。

また、L R Tについては、市は軌道整備事業者として、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール(株)と連携し、運転の早期再開に努める。

2 広 報

鉄道や軌道、バス路線の不通区間、運転再開状況等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、市民に周知し、市民の不安解消に努める。

第24節 市管理施設の応急対策の実施

地震が発生した場合、各施設の管理者は、利用者等の安全を確保するとともに、建物等の被害状況を速やかに把握し、必要な応急対策を実施する。また、道路・橋りょう等の交通施設が被災したときは、災害応急活動や市民生活に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急復旧対策を実施する。

第1 公共施設の応急対策

第2 交通施設（道路・橋りょう）の応急対策

第1 公共施設の応急対策

関係各部（関係各班）

各施設の管理者（公の施設の指定管理者を含む。）は、緊急点検と被害状況の把握に努め、利用者等の安全確保及び早期機能回復のために必要な措置を行う。

1 利用者等の安全確保

施設の管理者は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所や安全な場所へ利用者等を誘導する。

また、高齢者や障がい者等を収容する社会福祉施設において、避難が必要となったときは、災害対策本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 応急措置

(1) 被災状況の把握と報告

施設の管理者は、出火など二次災害防止措置を講じた後、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者の状況、施設の被害状況、周囲の被害状況等を災害対策本部へ報告する。また、各施設に避難者を受け入れる必要があるとき又は受け入れたときは直ちに災害対策本部へ報告する。

(2) 施設の点検

施設の管理者は、施設の機能維持に必要な設備等の点検を行い、機能に支障が生じているときは、直ちに災害対策本部に報告する。

(3) 情報システム等の復旧

情報システムや情報ネットワークに障害が発生している場合は、被害の状況を把握するとともに、「宇都宮市「ICT部門」の業務継続計画」に基づき早期復旧のために必要な措置を行う。

第2 交通施設（道路・橋りょう）の応急対策

建設部（道路保全班，道路建設班，都市基盤保全センター班）

市が管理する道路及び橋りょう等の交通施設が被害を受けた場合，速やかに被災状況の把握を行い，応急復旧対策を実施する。なお，国道又は県道が被災した場合については，宇都宮国道事務所又は栃木県宇都宮土木事務所に通報して，応急対策の速やかな実施を要請する。

1 被災状況の把握

災害発生後直ちに道路等の緊急パトロール又は緊急点検を実施し，応急復旧の必要な箇所と復旧方法等について把握する。

2 応急復旧の実施

把握された被害状況に基づき，応急復旧の方針を検討し，亀裂・陥没，損壊等の箇所について速やかに応急措置を行う。

応急復旧に際しては，必要に応じて迂回路を指定し，交通の確保に努める。

特に緊急輸送等のための主要な交通確保路線は，優先的に復旧作業を行い，交通機能の早期回復に努める。

なお，道路アンダーパスについては情報板等を通じて周知し，主要な通行止め箇所及び通行制限箇所等については，交通管理者に報告し，テレビ，ラジオ等報道機関の協力を得て市民に周知する。

第25節 義援金品の受入・配分

災害時に国民及び企業等から義援金品を寄託された場合、その受入及び配分を迅速かつ確実に行い、被災者の生活の安定を図る。

- 第1 義援金品の募集
- 第2 義援物資の受入・配分
- 第3 義援金の受入・配分
- 第4 広 報

第1 義援金品の募集

保健福祉部（保健福祉総務班），総合政策部（広報広聴班）

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、報道機関及び関係機関等の協力を得て、次の事項を公表するものとする。

1 義援物資

- (1) 受入窓口
- (2) 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需要状況を考慮し、同リストを逐次改訂するものとする。）

2 義援金

- (1) 受入窓口
- (2) 振込金融機関口座（金融機関名，口座番号，口座名等）

第2 義援物資の受入・配分

保健福祉部（保健福祉総務班），社会福祉協議会

1 受 入

- (1) 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- (2) 義援物資の受入にあたっては、拋出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配 分

- (1) 義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定めたうえで、一般物資と同様に配分を行う。
また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

- (2) 配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。

ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

第3 義援金の受入・配分

保健福祉部（保健福祉総務班）、出納部（出納班）、社会福祉協議会

本市に寄託された義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、市及び関係機関で構成される義援金配分委員会を設置し、義援金の受入及び配分を行うものとする。

1 受 入

- (1) 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に災害対策本部名義の口座を開設し、振込による義援金の受入を行う。
- (2) 義援金の受入にあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配 分

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、歳入歳出外現金となるため、利子につかない口座種別（決済用預金）とする。
- (2) 保健福祉総務班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- (3) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (4) 保健福祉総務班は、被災者への義援金の配分状況について、配分委員会に報告する。

第4 広 報

総合政策部（広報広聴班）、保健福祉部（保健福祉総務班）

被災者等に対し、義援金品の配分経過について広報するとともに、義援金の収納額及び用途について寄託者及び報道機関等へ周知広報するものとする。

第26節 災害救助法の適用

災害により，市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は，同法の適用を受けて必要な救助を実施し，被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 第1 適用基準
- 第2 被災世帯の算定基準
- 第3 災害救助法の適用要請
- 第4 救助の実施

第1 適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）は，本市の被害が次の各号の一つに該当する場合であって，知事が援助を必要と認めたときに適用される。

- (1) 市の住家の滅失世帯が150世帯以上に達したとき。
- (2) 県全体の住家の滅失世帯が1,500世帯以上に達した場合で，市の住家の滅失世帯が75世帯以上に達したとき。
- (3) 住家の滅失世帯数が(1)又は(2)の基準に該当しないが，被害が広範な地域にわたり，県全体の住家の滅失世帯が，7,000世帯以上に達した場合で，市において多数の住家が滅失し，被害状況が特に援助を要する状態にあるとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって，内閣府で定める基準（以下のいずれかの基準）に該当するとき。
 - ア 災害が発生し，又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が，避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし，又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 被災世帯の算定基準

1 被害の認定基準

種 別	内 容
① 住 家	現実にもその建物を居住のために使用しているものをいい，必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場，浴場又は便所が別であったり，離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また，社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず，土蔵，小屋等であっても，現実にも人が居住しているときは住家に入れる。

② 世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。
③ 死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
④ 行方不明者	当該災害が原因で行方不明となりかつ死亡の疑いのあるものをいう。
⑤ 負 傷 (重 傷) (軽 傷)	「負傷」とは、災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥ 住家全壊(焼) 流 失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のものであるをいう。
⑦ 住家半壊(焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるをいう。
⑧ 大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるをいう。
⑨ 中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるをいう。
⑩ 半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるをいう。
⑪ 一部破損 (準半壊)	住家が半壊又は半焼の準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるをいう。

⑫ 床上浸水	前記⑥及び⑧から⑩に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のものをいう。
⑬ 床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のものをいう。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。
- (2) 住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

第3 災害救助法の適用要請

行政経営部（危機管理班）

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合は、県県民生活部危機管理課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

[資料震応26-1 災害救助法適用時における応急措置手順]

第4 救助の実施

災害救助法の適用後における下記の救助は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第1号法定受託事務として県知事が行う。

ただし、災害発生又は発生するおそれがある場合に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

また、下記の救助の内容では、適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が救助を実施する。

(1) 災害が発生した段階における救助

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	建設型応急住宅 20 日以内 賃貸型応急住宅 速やかに提供
炊出しその他による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具等の給(貸)与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	分べん日から7 日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	3 か月以内完了
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の搜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

(2) 災害が発生するおそれがある段階における救助

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助が必要なくなった日までの期間

[資料震応26-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧・復興

災害復旧計画は、被災した各施設等の原型復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定する。

また、市域が著しく異常かつ激甚な被害を受けた場合には、被災地域の復旧にとどまらない再建に向けた復興計画を、都市構造や産業構造の再構築などを含めて検討し、策定する。

第1 災害復旧事業の実施体制

第2 災害復旧事業計画の策定

第3 復旧・復興の推進

第1 災害復旧事業の実施体制

関係各部（関係各班）

地震により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するために、県及び関係機関等と調整のうえ、実施に必要な職員の配備、職員の応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立する。

第2 災害復旧事業計画の策定

関係各部（関係各班）

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川公共土木施設災害復旧事業

イ 道路公共土木施設災害復旧事業

ウ 単独災害復旧事業

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 道路災害復旧事業

- (2) 都市施設災害復旧事業計画
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 下水道施設災害復旧事業
 - ウ 公園等施設災害復旧事業
 - エ 都市排水施設災害復旧事業
 - オ 堆積土砂排除事業
 - カ その他の災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業計画
- (4) 農林土木施設災害復旧事業計画
- (5) 上水道災害復旧事業計画
- (6) 下水道災害復旧事業計画
- (7) 廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (8) 住宅災害復旧事業計画
- (9) 社会福祉施設等災害復旧事業計画
- (10) 児童福祉施設等災害復旧事業計画
- (11) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (12) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (13) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (14) 中小企業の振興に関する事業計画
- (15) その他の災害復旧事業計画

第3 復旧・復興の推進

総合政策部（政策審議班），行政経営部（財政班，危機管理班）

1 復旧・復興推進本部の設置

本市において災害救助法の適用を受けた場合や、住家や公共土木等に相当の被害が発生した場合、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、被災者の生活の復旧支援や災害復旧・復興事業の推進などについて、応急復旧から総合的・計画的に推進する体制に移行する必要があると認めるときは、復旧・復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復旧・復興対策を実施する。

2 復興計画の作成等

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害を受けた場合、市は、必要に応じ「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年6月施行）に基づき、県が定めた復興基本方針を踏まえ、復興計画を定めるものとする。
- ・ 大規模な災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は県の復興基本方針を踏まえ、被災地域の復旧にとどまらない再建に向けた復興計画を策定し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

- ・ 復興計画や防災まちづくりに関する計画の策定に当たっては、「栃木県都市復興ガイドライン」を活用する。

第2節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第1 方針

第2 激甚災害の指定手続き

第3 激甚災害に係る特別財政援助

第1 方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

本市域に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る。

第2 激甚災害の指定手続き

1 県知事への報告

(1) 災害状況等の報告

大規模な地震が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）

オ 災害に対しとられた措置

カ その他必要な事項

2 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。
- (2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第3 激甚災害に係る特別財政援助

関係各部（関係各班）

1 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

2 財政援助対象事業等

「激甚法」に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区 分	対 象 事 業	適 用 条 項
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ⑨知的障害者援護施設災害復旧事業 ⑩婦人保護施設災害復旧事業 ⑪感染症予防施設災害復旧事業 ⑫感染症予防事業 ⑬堆積土砂排除事業(公共的施設区域内, 公共的施設区域外) ⑭湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3, 19条関係 第3, 19条関係 第3, 9条関係 第3, 10条関係
(2) 農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③開拓者等の施設の災害復旧事業 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦共同利用小型漁船の建造 ⑧森林災害復旧事業に対する補助	第5条関連 第5, 6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係

区 分	対 象 事 業	適 用 条 項
(3) 中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③事業共同組合等の施設の災害復旧事業 ④中小企業者に対する貸金の融通に関する特例	第12条関係 第13条関係 第14条関係 第15条関係
(4) その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業 ②私立学校施設災害復旧事業 ③市町村が施行する感染症予防事業 ④母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥り災者公営住宅建設事業 ⑦産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑧公共土木施設、公立学校、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等） ⑨雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第23条関係 第24条関係 第25条関係

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

関係各部（関係各班）

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業名	根拠となる法律等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
土地区画整理事業（急施を要す）	土地区画整理法
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
予防接種	予防接種法
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法
水防施設の設置費	水防法
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法
産業労働者住宅建設資金の融通	産業労働者住宅資金金融資法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	下水道法
都市下水路災害復旧事業	下水道法
災害等廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律

(注) 単独災害復旧事業として採択される事業

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 庁舎、試験場等の公用施設
- 3 災害応急復旧工事
- 4 災害関連工事
- 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業

第4節 民生安定化のための緊急措置

大災害が発生した場合には、住居や家財等をそう失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、関係機関と相互に協力し、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

- 第1 生活相談の実施
- 第2 リ災証明書等の発行
- 第3 災害弔慰金等の支給
- 第4 被災者生活再建支援制度
- 第5 災害援護資金等の貸付
- 第6 住宅確保の支援
- 第7 被災中小企業等の復旧支援
- 第8 市税等の徴収猶予及び減免

第1 生活相談の実施

総合政策部（広報広聴班）、関係各部（関係各班）

被災者のための相談所を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

また市役所、避難所等に被災相談所を設け、相談業務を実施し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

第2 リ災証明書等の発行

理財部（調査第1班・調査第2班）、市民まちづくり部（市民班）、消防部（消防班）

リ災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

また、被害を受けた住家（持家や借家等）の居住者には、リ災証明書を交付し、被害を受けた住家以外の建物（貸家や事務所）の所有者には、被災証明書を交付する。

1 リ災証明の証明項目

リ災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- イ 流出、床上浸水、床下浸水

ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

ア 全焼，半焼，部分焼，ぼや

イ 全損，半損，小損

ウ その他

2 家屋の損壊等に関するり災証明書等の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

理財部調査班は，り災証明書及び被災証明書の発行に先立ち，必要に応じて「建物被害認定調査モバイルシステム」を活用し，必要な被害状況の調査を行う。この場合，専門的な調査を必要とするとき等においては，関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

なお，り災証明書等発行のための調査の実施にあたっては，その他の被災建築物の応急危険度判定調査，被災宅地危険度判定調査などの各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ，それぞれの調査の必要性や実施時期の違い，民間保険損害調査との違い等について被災者に説明する。

(2) 調査結果の登録

上記の被害調査は「被災者生活再建支援システム」に登録する。

(3) り災証明書等の発行事務

市民まちづくり部市民班は，被災者の「り災証明書（被災証明書）」発行申請により，「被災者生活支援システムによるり災証明書等交付手順書」に基づき発行するものとする。

3 家屋の火災に関するり災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

消防部消防班は，り災証明書の発行に先立ち，必要な被害状況の調査を行う。この場合，専門的な調査を必要とするとき等においては，関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

(2) り災台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に，り災台帳を作成する。

(3) り災証明書の発行事務

消防部消防班は，被災者の「り災証明書」発行申請により，上記り災台帳で確認し，発行するものとする。

4 その他

り災証明書及び被災証明書の証明手数料は，無料とする。

なお，り災証明書及び被災証明書の申請様式は，〔資料震復4－1 り災証明書交付申請書，被災証明書交付申請書〕に示すとおりとする。

第3 災害弔慰金等の支給

保健福祉部（保健福祉総務班），市民まちづくり部（生活安心班）

市民の福祉及び生活安定に資するため，「宇都宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年条例第51号）及び「宇都宮市災害見舞金等支給規則」（昭和44年規則第

40号)に基づき、次のとおり災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金及び死亡弔慰金の支給等を行う。

1 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）に規定する災害により市民が死亡したときは、条例に基づきその者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

[資料震復4-2 災害弔慰金の概要]

2 災害障害見舞金

法に規定する災害により市民が負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに法で定める程度の精神又は身体に障がいがあるときは、条例に基づき災害障害見舞金の支給を行う。

[資料震復4-3 災害障害見舞金の概要]

3 災害見舞金及び死亡弔慰金

市民が災害により被害を受けたときは、「宇都宮市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金又は死亡弔慰金を支給する。

[資料震復4-4 災害見舞金及び死亡弔慰金の概要]

第4 被災者生活再建支援制度

保健福祉部（保健福祉総務班）

1 被災者生活再建支援制度

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

2 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法が適用されたが、本県では、被災者再建支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、県と市町が共同し、被災者再建支援法が適用されない被災世帯を支援する独自の制度を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

第5 災害援護資金等の貸付

保健福祉部（保健福祉総務班），社会福祉協議会

1 災害援護資金

災害救助法による救助が行われた災害により，家財等に被害のあった者に対し，その生活の立て直しに資するため，条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

[資料震復4－5 災害援護資金の概要]

2 生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない小災害時に，県が実施する災害困窮者等への生活福祉資金貸付制度の周知を図り，同制度の円滑な活用が図れるよう，相談窓口等において助言等を行う。

[資料震復4－6 生活福祉資金貸付制度の概要]

第6 住宅確保の支援

都市整備部（住宅班，建築指導班）

住宅に被害を受けた被災者への住宅確保策として，住宅金融支援機構の行う被災者向け低利融資の活用が図れるよう，被災者への制度の周知や借入に関しての指導等を行う。

また，住宅に関する相談窓口を設置し，総合的な住宅情報の提供に努める。

第7 被災中小企業等の復旧支援

経済部（商工振興班，農業企画班，農林生産流通班）

被災した中小企業者及び農林水産業者の経営の再建と生産力の回復を図るため，災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう，国，県及び関係機関に協力を要請する。

第8 市税等の徴収猶予及び減免

理財部（**税制班**，調査第1班，調査第2班），保健福祉部（援護第1班，保険年金班）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し，「地方税法」又は「宇都宮市税条例」等により，市税等の緩和措置を図るため，実態に応じて納税期限の延長，徴収猶予及び減免の措置をとる。

1 期限の延長

災害により，納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは，職権又はその者の申請により2か月を超えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者又は特別徴収義務者が，市税を一時に納付することができないと認められるときは，その者の申請に基づき，1年以内において徴

収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 減免

被災した納税者に対し必要と認められる場合は、その者の申請に基づき、市税等の減免を行う。

宇都宮市地域防災計画

【 震 災 対 策 編 】

発 行 宇都宮市防災会議

事務局 宇都宮市行政経営部危機管理課

宇都宮市旭 1 丁目 1 - 5

NTTTEL (028) 632 - 2052

NW-TEL (009) 601 - 2052

作 成 令和 7 年 3 月